福岡歯科大学の現状と課題 '23

福岡歯科大学 自己点検·評価委員会 2024年12月

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
1. 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・3-6
2. 内部質保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・7-20
3. 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・21-25
4. 教育・学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・26-49
5. 学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・50-53
6. 教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・54-62
7. 学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63-70
8. 教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71-83
9. 社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・84-88
10.大学運営・財務
(1) 大学運営 ・・・・・・・・・・・・・・・89-96
(2) 財務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・97-102

はじめに

福岡歯科大学は、建学の精神として「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定め、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」とする口腔医学の理念をもとに、口腔医学のスペシャリストとしての歯科医師を養成すべく、教育内容・方法の改善、充実に取り組んでいる。

また、2020年に大学基準協会の機関別認証評価を受け、その評価結果を踏まえ、2023年4月から2031年3月までの8年間の期間における学園内の各大学及び施設ごとの中期構想として「第四次中期構想」を策定した。

この中期構想における本学の中項目に「教育の質向上」を掲げ、小項目として「口腔 医学教育を実践する。」と設定している。

この中期構想を達成するため、2023 年度から 2030 年度までの達成目標を明示し、現在、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいるところである。

本学の自己点検・評価の取り組みは、1991年に自己点検・評価の学内組織を設け、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」を2年毎に発行し、学内外に公表することで説明責任を果たしてきた。さらに、2009年からは改善・改革を継続、推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」の中で改善すべき事項等として挙げた項目に対する改善実績や取り組み状況等を同冊子が刊行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、ホームページ等で公開しており、自己点検・評価の強化充実を推進する2年周期のPDCAサイクル(PDCAサイクル②)を機能させている。また、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための1年周期のPDCAサイクル(PDCAサイクル①)も機能させており、この本学独自のシステムである2つのPDCAサイクルを回すことで内部質保証を実質化している。

なお、2020年に受審した大学基準協会の機関別認証評価結果を受け、基準2における 改善課題として提言された「日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員によっ て組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体であ る「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の 所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部 質保証システムが十分に機能しているとは認められないため、改善が求められる。」につ いては、令和3年11月に「自己点検・評価委員会規則」及び「部長会規則」を改正し、 所掌業務及び関係性を明確にした。

また、基準 4 における改善課題として提言された「歯学研究科博士課程においては、各授業科目の成績評価及び学位論文審査によって、学習成果を測定しているとするが、各科目の成績評価の基準や学位論文審査基準と、学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であるため、多角的かつ適切に測定するよう改善が求められる。」及び是正勧告として提言された「歯学研究科博士課程では、研究指導計画として研究指導の方法

及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。」については、大学院の手引き(令和 4 年度)及びオリエンテーションにおいて説明し、学位授与方針とコースワークとリサーチワークにおける学習成果の関係性及びスケジュールを周知した。

その後、2020年度の機関別認証評価における点検・評価結果を受け、2021年度以降に行った対応・改善等も含め、「本学の現状と課題」を点検・評価した結果を報告書として取りまとめてホームページ等で公表するとともに、大学基準協会へ改善報告書を提出し、検討結果として「全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との評価となった。

また、改善結果を踏まえて、自己点検・評価委員会において改善策を検討している。 今後も、「現状と課題」を踏まえ、本学の内部質保証の方針に基づき PDCA サイクルを 適切に機能させることで、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達 成するため内部質保証をより推進されることを確信している。

> 2024 年 12 月 福岡歯科大学 学長 髙橋 裕

第1章 理念・目的

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目 的を適切に設定し、公表していること。

評価の視点1:大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学

の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしている

か。

評価の視点2:理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表している

か。

福岡歯科大学(以下、「本学」という。)の理念は、「建学の精神」として、「教育基本 法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた 有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展 に寄与することを使命とする。」と定めている(資料 1-1)。

本学は、口腔歯学部のみの単科大学で、学部の目的は大学の目的と共通である。

「福岡歯科大学学則」(以下、「学則」という。)には、第1条目的使命として、「福岡歯科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。

歯学研究科は、「学則」第45条の2に「本学に福岡歯科大学大学院(以下「大学院」という。)を置く。」と定められ、大学院の目的は、「福岡歯科大学大学院学則」(以下、「大学院学則」という。)第1条に「本大学院は、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。歯学研究科の目的は、建学の精神及び口腔歯学部の目的を踏まえたうえでの大学院における目的であり連関している(資料1-2)。

口腔歯学部及び歯学研究科の理念目的は、学校教育法等の法令に照らして定められており、また、本学の特徴を捉えた「歯科医師の育成」や「歯学に関する学術」等の文言で表現されていることから、高等教育機関としてふさわしく、かつ本学の個性や特徴が適切に示されている。(資料 1-3、資料 1-4)

建学の精神は、ホームページ「大学紹介」「建学の精神・3 つのポリシー」に掲載するともに、募集要項及び学生便覧への掲載、本学本館玄関及び1 階学生ホールに掲示し、教職員、学生及び社会に対して公表している。(資料 1-3、資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6)。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部及び研究科の 目的を適切に設定し、公表していると判断できる。

【点検評価項目】

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

評価の視点1:中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、

組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

評価の視点2:中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証して いるか。

本学では、「第四次中期構想」として 2023 年 4 月から 2031 年 3 月までの 8 年間の期間 における学園内の各大学及び施設ごとの中期構想を策定している。

この第四次中期構想は正式には「学校法人福岡学園 第四次中期構想」であるが、本学を始め、併設の福岡看護大学及び福岡医療短期大学、本学の附属病院である医科歯科総合病院、関連施設である介護老人保健施設に関する記載内容については、各学長、病院長、施設長のリーダーシップのもとで各々が取り纏めたものを集約したものであることから、福岡歯科大学としての中・長期計画であることは論を俟たない(資料 1-7)。

第四次中期構想の策定プロセスは、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえたうえで、法人における経営方針を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会を開催し、この委員会に各大学及び施設ごとの部会を設置し、その部会において検討を重ねた策定案を内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園連絡協議会、評議員会と審議され理事会で決定された(資料 1-8、資料 1-10、資料 1-11、資料 1-12、資料 1-13、資料 1-14)。

策定した第四次中期構想は、法人ビジョンに基づいた骨子として、1. 教育の質の向上、2. 研究の質の向上、3. 学生の受け入れ、支援、4. 社会との連携・貢献、5. 組織運営、6. 財務・施設整備の6項目について小項目を設け、本学を含む法人の各施設における詳細な目標を定めている。

また、この第四次中期構想を達成するために、毎年度事業計画を策定し、その計画を達成するための目標を定めるなど、具体的かつ実現可能な内容としている。

毎年度の事業計画は前述のとおり達成目標を定め、次年度の事業計画を策定する際には、現状での達成状況を確認し、その状況を自己点検・評価委員会において点検・評価し、改善が必要と思われる項目については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、報告を求めることとしている。

このように、事業計画の達成状況を定期的に点検・評価し、中期構想を達成するための PDCA サイクルを回している。

その他、第四次中期構想は8年間と長期にわたることから、定期的に進捗状況を確認するとともに、4年後を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている(資料1-7)。

以上のことから、大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

第四次中期構想における中項目に「教育の質向上」を掲げ、小項目に「口腔医学教育を 実践する。」と設定している。 この「口腔医学」とは、2004年5月に「口腔医学の確立」を学園全体の中期目標として 決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療実現を念頭に新たに創設 した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想でも保持されている理 念である。

この理念・目的の達成に向けて、2020 年度に受審した大学基準協会の認証評価において 大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏またうえで、法人における経 営方針を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会に設置し た大学及び施設ごとの部会で策定案を作成し、内部質保証推進組織である自己点検・評価 委員会で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、 学園連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定されたプロセスは、学内者で ある教職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経ていることから、大学内外の 状況を分析し、具体的かつ実現可能な内容となっており、問題点は特にない。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の理念・目的は、「建学の精神」および「本学学則」並びに「大学院学則」に定めて おり、ホームページ、募集要項及び学生便覧等の刊行物、本学本館玄関及び1階学生ホー ルに掲示し、学生、教職員に公表している。

この理念・目的の達成に向けて、2020 年度に受審した大学基準協会の認証評価において 大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえ、法人における経営方針 を企画立案し連絡調整することを目的として設置している経営企画委員会に設置した大学 及び施設ごとの部会で策定案を作成し、内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会 で点検・評価を行い、教職員からの意見募集、教授会等での検討の後、常任役員会、学園 連絡協議会、評議員会で審議されたのちに理事会で決定したプロセスは、学内者である教 職員と学外者である外部評議員、外部理事の審議を経ている。

また、第四次中期構想は8年間と長期にわたることから、定期的に進捗状況を確認するとともに、4年後を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている。

【根拠資料】

- 資料 1-1 福岡歯科大学学則
- 資料 1-2 福岡歯科大学大学院学則
- 資料 1-3 福岡歯科大学ホームページ(大学紹介)
- 資料 1-4 福岡歯科大学ホームページ(大学院紹介)
- 資料 1-5 令和 6 年度学生募集要項
- 資料 1-6 令和 5 年度学生便覧
- 資料 1-7 福岡学園第四次中期構想
- 資料 1-8 令和 5 年 2 月 14 日経営企画委員会議事録
- 資料 1-9 令和 5年1月30日自己点検・評価委員会(持ち回り)
- 資料 1-10 教職員への意見募集案内
- 資料 1-11 令和 4 年 12 月 27 日第 1291 回教授会議事録
- 資料 1-12 令和 5 年 2 月 28 日第 740 回常任役員会議事録

資料 1-13 令和 5年 3月 20日第 178回評議員会議事録

資料 1-14 令和 5年 3月 20日第 587 理事会議事録

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の 向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

評価の視点1:内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制(全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任)や手続を明らかにしているか。

評価の視点2:教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全 学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

・3つの方針の策定の調整・支援

・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

・学習成果の可視化に向けた調整・支援

・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

評価の視点3:大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点4:学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

評価の視点 5:行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応 しているか。

本学は、「学則」第1条の2において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「本学は、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。」と、明記している(資料 1-1)。

「第四次中期構想 (2023 年~2031 年) の中項目の一つに「評価の方向性や各評価団体の動向に注視しつつ、第3者評価を受ける。」と掲げ、その項目を達成するため「大学基準協会による認証評価結果を踏まえて、各委員会の役割を明確にして内部質保証を推進する。」と明記している。(資料 1-7)

本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学内部質保証の方針、体制及び手続」を定めている(資料2-1)。

『福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続』

『福岡歯科大学内部質保証の方針、体制及び手続』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、学則第1条の2を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡歯科大学の目的及び社会的使命を達成するため、 自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動等の状況について自ら自己点検・評価を行 うことにより、内部質保証を推進する。

【内部質保証の体制及び手続】

- 1.自己点検・評価委員会は、学長が委員長を務め、教職員により組織する。 なお、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 2.自己点検・評価委員会は、次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。
- (1)自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
- (2)大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
- (3)中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
- (4) その他、大学の部署が行う評価活動
- 3.自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ、 公表する。
- 4.学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

この「福岡歯科大学の内部質保証の方針、体制及び手続」は、2019年9月の自己点検・評価委員会で原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議体である「常任役員会」及び理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2019年10月15日開催の第540回理事会で承認されたものであり、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っている(資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9、資料2-11)。

「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」では、まず内部質保証の方針を述べ、 内部質保証に関する大学の基本的な考え方として「教育研究水準の向上を図り、福岡歯科 大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動 等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。」としてい る(資料 2-1)。

次に、内部質保証の体制と手続について記述している。

本学は、口腔歯学部及び歯学研究科で構成される単科大学であることから、内部質保証に係る点検評価活動については、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価を実施する組織として位置づけられている。自己点検・評価委員会は部長会と連携して、以下の全学的事項について内部質保証の観点から審議することとなっている。

- ・自己点検・評価・内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
- ・大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表(資料 2-12、資料 2-13)
- ・中期構想に沿った年度ごとの「事業計画」の策定及び「事業報告書」の作成(資料 2-14、資料 2-15)
- ・その他、大学の部署が行う評価活動

このように、全学内部質保証の推進に責任を負う組織として、「自己点検・評価委員会」を組織し、この目的を「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する」と「自己点検・評価委員会規則」第1条で定めている(資料 2-16)。

また、同規則第2条で、委員会の構成は、学長(委員長)、学生部長、情報図書館長、各部門長、教育支援・教学 IR 室教員、事務局長、総務課長、学務課長等としており、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができることとなっている。

また、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ、公表すること、自己点検・評価委員会の自己点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとし、PDCA サイクルを実質化させることとしている(資料 2-16)。

なお、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定めている(資料 2-17)。

趣旨は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することであり、学修成果の評価は、「福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則」が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される、としている。

学修成果の評価対象は、口腔歯学部及び歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

実施体制は、教育支援・教学 IR 室及び担当事務課が作成した資料に基づき部長会(学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織)、入試委員会、学務委員会、FD 委員会及び研究科運営委員会の審議を踏まえ学長が行うこととしている。なお、学修成果の評価の項目及び指標の例示は、以下のとおりである。

『福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)』

『福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)』

○趣旨

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに 基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映するため学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)を定める。

学修成果の評価は、福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の 一環として行われ、認証評価に反映される。

○学修成果の評価対象

学修成果の評価の対象は、口腔歯学部及び大学院歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行う。

○実施体制

学修成果の評価は、教育支援・教学 IR 室及び担当事務課が作成した資料に基づき 部長会、入試委員会、学務委員会、FD 委員会及び研究科運営委員会の審議を踏まえ学 長が行う。

○学修成果の評価の項目及び指標の例示は、表1のとおり。

表1:学修成果の評価の項目及び指標の例示

事 項	アドミッション・ポリシ ーを満たす人材を受け 入れたかの検証	カリキュラム・ポリシ ーに則って学修が進 められているかの検 証	ディプロマ・ポリシー を満たす人材になった かの検証
教育活動全体	○入学者選抜 志願状況 入試成績 定員充足率 選抜方法の妥当性 追跡調査 ○学生生活実態調査 ○総合学力テスト成績	○出席率、留年率、 休学率、退学率 ○学生活実態調査 ○学生懇話会 ○ステークホルダー 意見聴取 ○課外活動状況 ○FD の状況	○学修成果の達成状況○学位取得状況○卒業時アンケート○卒業後アンケート○国家試験の結果
教育プログラム		○学修成果の達成度 単位取得状況 GPA 総合試験成績 共用試験成績 PROG 成績	

		○授業評価	
		○コンピテンス・コン	
		ピテンシーの分析	
		○コア・カリキュラム	
		の実施状況	
授業科目		○シラバスで提示され	
		た授業科目の学修目	
		標に対する評価	
		○GPA	
		○授業評価	
検証組織	教授会·研究科委員会	教授会·研究科委員会	教授会・研究科委員会
	部長会	部長会	部長会
	入試委員会	学務委員会	学務委員会
	研究科運営委員会	FD 委員会	研究科運営委員会
		研究科運営委員会	

教育研究活動等の点検評価活動は、各種委員会等の審議を通じて行っている。委員会の 審議内容は次のとおりである。

- ·学務委員会(「学務委員会規則」第2条)(資料2-18)
 - (1)教務に関すること。
 - (2)学生の厚生補導に関すること。
 - (3)その他教育に関する必要な事項
- ・FD 委員会 (「FD 委員会規則」第1条) (資料 2-19)

「学則」第10条の2の規定に基づき、授業内容の改善等について調査研究する

- ·研究科運営委員会(「大学院研究科専門委員会細則」第4条)(資料2-20)
 - (1)授業及び研究指導に関すること。
 - (2)博士の学位に関すること。
 - (3)学生に関すること。
 - (4)その他学務に関すること。
- ・研究科企画委員会(「大学院研究科専門委員会細則」第5条)
 - (1) 専攻の改廃、新設等に関すること。
 - (2) その他大学院の活性化のための方策に関すること。

各委員会は、大学の各課題解決の審議において、第四次中期構想の達成に関する毎年度の事業報告や大学基準協会の評価項目に照らして審議を行っており、本学における PDCA サイクルの具体的な取り組みとして位置づけられる。

・3つの方針の策定の調整・支援

口腔歯学部は、従来から教育目標の下に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーと合わせて3つのポリシーを運用し

てきた。2016 年度には、建学の精神に基づき、本学が育成する歯科医師の具有すべき能力を再考し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師国家試験出題基準、歯科医学教授要綱など他の基準との整合性を確認・整理して卒業時アウトカムを策定した。これらの策定した卒業時アウトカムを新たなディプロマ・ポリシーとし、これと相互の一貫性・整合性があり、内容が具体的になるようにアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改定するなど、3 つのポリシーの見直しを行った。 (資料 1-3)

・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

教育課程の編成は、ディプロマ・ポリシーを反映したカリキュラム・ポリシーに則り、 順次性を考慮して体系的・組織的に編成しており、アセスメント・ポリシーで定めた指標 に基づき、学務委員会、部長会で議論される。2017年度に、全学年の授業で獲得できる能 力を数値化し検証したところ、修得機会が不足している卒業時アウトカム項目があること が分かった。これについては、2018年度にカリキュラムの改定を行い、新たな授業の新設 (キャリアデザイン/地域医療、知的技法Ⅰ・Ⅱ、課題解決演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、人文科学、Global Medical English 等)を行った。全学年の授業で獲得できる能力については、毎年度数値 化を行い、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育ができているかどうか、学務委員会で 検証を行っている。また、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに掲げられた全大学で共 通して取り組むべき歯学教育の「コア」な部分を網羅するとともに、本学が実践する口腔 医学を推進するための実践的で特色ある講義・実習についても配置している。2023年度に は、2024年度の1学年から適用される歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改 訂版の項目を現行のカリキュラムで網羅できているかを総点検し、新たな教育項目につい て担当科目・授業を定める等の対応を実施し、2024年度シラバスに反映した。さらに、将 来の分野別認証評価の受審に向け、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂 版に基づく診療参加型臨床実習の充実及び内容等を検証する組織を立ち上げ、課題等の抽 出を行うことで口腔医学教育の実践、検証を行った(資料 2-15)。

・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

本学は6年間一貫教育を掲げ、学生に積上げ繰返し学習を学生支援のもとに実践させている。この知識の積み上げを第1~5学年で行う総合学力試験で評価している。試験結果については、学生毎に科目ごとの成績をレーダーチャートで示し、弱点科目が一目でわかるようにしている。さらに、誤答問題についての学習目標を提示しているので復習に活用でき、効果的なフィードバックとなっている。これらのデータは、学生毎に「学生ポータルサイト」に配置され、学生は随時データにアクセスできる。また、担当助言教員はこのデータを閲覧できるので、効果的な指導ができる。総合学力試験の結果は教育支援・教学IR室で分析され、学務委員会等で検証するとともに全教員に周知されている。

・学習成果の可視化に向けた調整・支援

2018 年度に改定したカリキュラムで 6 年間学修した学生が 2023 年 3 月に卒業した。これらの学生に対して、学習成果の可視化の取り組みで蓄積したデータに基づき、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果(ディプロマ・サプリメント)」を作成し配付

した。学生は、このディプロマ・サプリメントで卒業時の自身の長所と短所を詳細に知ることができるので、歯科医師に必要な能力を今後さらに向上するために活用することを期待している。本学はシラバス作成時に、授業の行動目標とディプロマ・ポリシーを関連付け、その情報を基に授業受講で獲得できる能力を数値化している。シラバスの内容に基づきディプロマ・ポリシーで掲げている能力を修得する機会があるかどうかを、毎年度学務委員会で検証しており、不足している項目については、次年度のシラバスに反映するなど、継続的にカリキュラム全体や教育・授業内容の改善を行っている。

・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

教育の企画・設計とその実施については、教育支援・教学 IR 室や担当事務課が作成した 資料をそれぞれ担当する委員会等で点検・評価を行い、継続的に教育改善を行っている。 点検・評価する具体的な指標や、検証組織については、アセスメント・ポリシーで定義し ている。自己点検・評価委員会はアセスメント・ポリシーに基づき点検・評価が実施され ているかどうかを検証し、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務 課等に改善を促し、その報告を求めている。

歯学研究科は、歯学を履修する 4 年制博士課程であり、授与する学位は博士(歯学)である。歯学研究科については、2016 年 12 月に研究科運営委員会において、3 ポリシーの見直しが提案され、検討を行った。その際、「中期構想に掲げる研究方針を具体化するとともに、大学院学生募集・学位研究の多様性などの大学院活性化に資する」との方針により検討を行い、2017 年度にポリシーの全面的改定を行った(資料 1-4)。

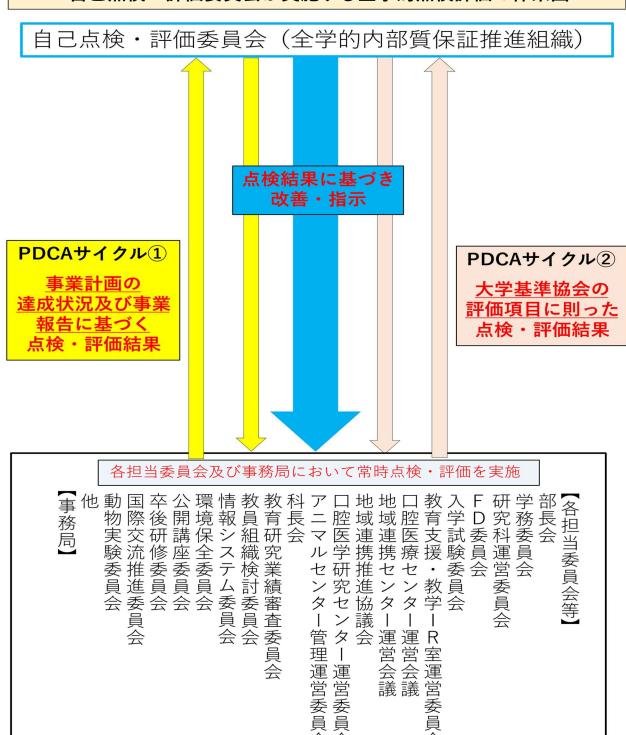
本学の全学的内部質保証の最終的な責任主体は「自己点検・評価委員会」であり、各担当委員会及び事務局へフィードバックし、方針及び手続に従った内部質保証活動を実施している。

具体的には、本学の中期構想に基づく年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル①を機能させている (資料 2-14、資料 2-15)。本学の内部質保証は、大学の目標達成のための年度事業計画の達成状況を点検・評価する PDCA サイクル①が主体である。これに加えて、大学基準協会による外部評価の基準及び評価の視点で点検・評価し、PDCA サイクル②を回して内部質保証を実質化しているところが本学独自のシステムと言える。隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出と、その後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により PDCA サイクル②を機能させている (資料 2-12、資料 2-13)。

以下に、その概要図を示す。

表 2-1:福岡歯科大学の計画・点検評価及び改善の仕組み概念図

委員会、センターにて実施する日常的点検評価と 自己点検・評価委員会が実施する全学的点検評価の体系図



なお、本学は単科大学であり、学部・研究科の点検・評価については、大学全体の評価 と同一である。 全学的自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組むために、学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)に基づいたアセスメントプランの作成を令和5年度より開始した。令和6年度内に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している。また、将来の分野別認証評価の受審に向け、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版に基づく診療参加型臨床実習の充実及び内容等を検証する役割を臨床実習実務担当者会議に付与し、課題の抽出等を行った。令和5年度においては、歯学教育モデル・コア・カリキュラムへの対応及び共用試験の公的化並びに歯科医師法改正を見据え、診療参加型臨床実習における患者からの同意書の見直しや臨床実習手帳の改訂等を行った(資料2-21)。

自己点検・評価における客観性、妥当性の確保については、本学は3つのポリシーの妥当性をはじめとする歯学教育全般について、外部の歯科医師の立場からの意見を聴取し、改善に役立てるため、福岡県歯科医師会・福岡市歯科医師会と定期的に意見交換を行っている。意見交換では、本学が掲げるディプロマ・ポリシーと現実の歯科医療で求められる能力との間に乖離がないか、あるいは能力実現のために取り入れるべき教育内容はなにか等、本学の教育改革の実現のための具体的な意見交換を行ない、自己点検・評価における客観性や妥当性の担保に努めている。令和5年度においては福岡市歯科医師会へ書面でのアンケート形式にて意見聴取を行った。(資料2-22)

学生の意見については、毎年授業評価アンケートを行い、結果を学務委員会で学生評価結果として確認し改善へ繋げるとともに、科目担当教員にフィードバックして具体的な授業改善を促している。また、教育を含め大学に対する要望や意見を広く聞くために、学生懇話会(各学年代表及び総務委員長、体育部会長、学術文化部会長が参加)を毎年開催して教育全般について点検・評価を行っているだけではなく、学生の大学教育への参画意識の醸成を図っている。

自己点検・評価の客観性及び妥当性の確保に関する取り組みとしては、2020年に大学基準協会による第3期認証評価を受審し、同認証評価機関から基準適合の認定を受けた(資料 2-23)。

2020年の大学基準協会による評価において、「基準2内部質保証」における改善課題、「基準4.教育課程・学修成果」における改善課題及び是正勧告を受けた項目については、点検評価項目③に記載の通り、自己点検・評価委員会にて検討し対応した。

以上のことから、内部質保証のための方針を適切に設定し、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていと判断できる。

【点検評価項目】

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 2:教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報 を社会にわかりやすく公表しているか。 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、本学及び本学園のホームページにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

ホームページ内の公表 (資料 2-10)

教員の教育研究活動

「教員組織・教員紹介」(https://rd.fdcnet.ac.jp/search/group-search.html)

· 自己点検 · 評価結果

「自己点検評価/認証評価」

(https://d.fdcnet.ac.jp/info/release/release_juee_jihee)

財務

「財務情報/事業計画・報告」

(https://d.fdcnet.ac.jp/info/release/release_finance)

• その他

「大学紹介」 (https://d.fdcnet.ac.jp/info)

学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報については、本学及び本学園のホームページにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

ホームページ内の公表(資料 2-10)

・学生の学習実態

「教学 IR 情報」(https://d.fdcnet.ac.jp/info/release/release_ir)

・学習上の成果

「修学上の情報等」(https://d.fdcnet.ac.jp/info/release/release_study)

なお、各情報の更新は、「教員の教育研究活動」については、個々の教員より収集した情報を毎年度初め及び変更の都度、「自己点検・評価結果」については、自己点検・評価委員会、教授会、常任役員会の議を経た後、「財務」については、理事会、評議員会の議を経た後に、広報担当部署が行っている。学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報は学務委員会やFD委員会等の実施委員会において、収集の目的や設問等の精査を行い主にアンケート形式でデータを取集した後、実施委員会が結果の整理、検証を行った上で部長会の議を経て公表を行っている。

このように、公開する情報はすべて、客観的データ等により裏付けられた正確性かつ信頼性のある情報であり、適切に更新している。

以上のことから、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

【点検評価項目】

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・ 向上に向けた取り組みを行っていること。

評価の視点 1: 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの適切性、有効性についての定期的な点検・評価については、大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表の過程で行っている。さらに、大学基準協会による認証評価を7年ごとに受審し、外部評価による点検・評価を受けて問題点の改善・向上に取り組んでいる(資料 2-12、資料 2-13)。

2020 (令和 2) 年度大学基準協会認証評価の結果、以下の改善課題の指摘を受けた。

日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員によって組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・ 評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないため、改善が求められる。

歯学研究科においては1つの是正勧告と1つの改善課題の指摘を受けた。是正勧告は基準4の教育課程・学習成果において、歯学研究科博士課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これらを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。また、改善課題は基準4の教育課程・学習成果において、歯学研究科博士課程においては、各授業科目の成績評価及び学位論文審査によって、学習成果を測定しているとしているが、各科目の成績評価の基準や学位論文審査基準と、学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であるため、多角的かつ適切に想定するよう改善が求められる。というものであった。

これを受けて、①「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性と役割分担、②「部長会」の所掌業務範囲、③内部質保証システムを機能させるための責任の所在、評価の流れ、連携体制を明確にするために、令和3年3月4日の自己点検・評価委員会で上記の改善課題について対応を検討することを決定するとともに、是正勧告と改善課題への早急な対応を研究科運営委員会にて検討を行うよう説明し了承された(資料2-24)。

その後、研究科運営委員会で令和3年3月8日と3月19日に2度にわたる審議を行い、 改善のための具体案を策定した。この改善案は令和3年3月22日の自己点検・評価委員 会で承認され、令和3年度からの歯学研究科の運営に反映させることとした(資料2-25)。

また、「基準2内部質保証」における改善事項について、自己点検・評価委員会規則及び 部長会規則を改正することとし、令和3年10月27日の自己点検・評価委員会を経て、令 和3年11月8日の常任役員会でその改正案及び概要図を提示し了承を得た(資料2-26、資 料2-27)。

具体的には、自己点検・評価委員会規則第5条2項の審議事項として「部長会が実施する日常的な点検・評価に関すること」を追加した。また、部長会規則第2条3項の審議事項として「自己点検・評価委員会規則の第8条に基づき、同規則第5条第1項第2号に定める日常的な点検・評価に関すること」を追記した(資料2-16、資料2-28)。その他、「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性と役割分担を明確とするため、部長会規則の第2条2項に「前項第3号で審議した結果は、自己点検・評価委員会と連携し必要な対応を行う」と明記した。

この対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り

組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられる ため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見 であったことから、今後も引き続き改善を行うために、自己点検・評価委員会で検討する 必要がある。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めると、明記している。また、「第四次中期構想(2023年~2031年)の中項目の一つに「評価の方向性や各評価団体の動向に注視しつつ、第3者評価を受ける。」と掲げ、その項目を達成するため「大学基準協会による認証評価結果を踏まえて、各委員会の役割を明確にして内部質保証を推進する。」と明記している。

また、本学では、「学則」第 1 条の 2 を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が部長会と連携して行い、認証評価に反映されることとしている。

自己点検・評価及び改善報告(PDCA サイクル②)は定期的に行われ、事業計画の点検・評価と改善(PDCA サイクル①)も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。さらに、アセスメント・ポリシーに基づいて教育研究活動等の点検評価を着実に実施するために令和5年度にアセスメントプランの作成を開始した。令和6年度中に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している。

本学が 2020 年に受審した大学基準協会の認証評価結果への対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見であったことから、自己点検・評価委員会で内部質保証の体制を検討する必要がある。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2014 年度に採択された文部科学省大学改革推進等補助金 (大学改革推進事業) による大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」を契機にディプロマ・ポリシー 達成度の数値化を試み、その結果を学生に提示するための準備をし、2023 年度の卒業生から「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果 (ディプロマ・サプリメント)」の配布を行っている。

2017年にアウトカム基盤型教育を導入し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを改定し、6コンピテンス、65コンピテンシー(ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力)を設定した。個々の学生の学習成果を、6コンピテンス、65コンピテンシーに基づいて数値化し、学生が修得した能力(何ができるようになったか)を測定する。授業受講により獲得できるコンピテンシーはシラバスに明記されており、全学年の授業で獲得できる能力については、毎年度数値化を行い、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育ができているかどうか、学務委員会で検証を行っている。

今後、全学年の授業で獲得できる能力を毎年度数値化することを継続し、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともにカリキュラム全体の見直しに活用する。さらに、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果 (ディプロマ・サプリメント)」について、外部の意見を聴取し有用な記載項目を追加するなどの改善に取り組んでいく。学生は、このディプロマ・サプリメントで卒業時点での各自の長所と短所を詳細に知ることができるので、歯科医師に必要な能力を今後さらに向上するために活用することを期待している。

2020(令和 2)年度大学評価の結果、改善課題として、日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員において組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないとの指摘を受けた。

この指摘について、「自己点検・評価委員会規則」及び「部長会規則」を改正することとし、具体的には、自己点検・評価委員会規則第5条第2項の審議事項として「部長会が実施する日常的な点検・評価に関すること」を追記した。また、「自己点検・評価委員会」と「部長会」の関係性と役割分担を明確とするため、部長会規則第2条第2項に「前項第3号で審議した結果は、自己点検・評価委員会と連携し必要な対応を行う」と明記した。

この対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点がみられるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見であった(令和4年度)。この点について、自己点検・評価委員会が主導して改善を行う必要がある。

【根拠資料】

資料 2-1 福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続

資料 2-2 令和元年 9 月 17 日自己点検・評価委員会議事録

資料 2-3 令和元年 9 月 19 日福岡歯科大学第 1226 回教授会議事録、令和元年 10 月 1 日福

- 岡歯科大学第 1227 回教授会議事録
- 資料 2-4 令和元年 10 月 7 日第 664 回常任役員会議事録
- 資料 2-5 令和元年 10 月 7 日第 442 回学園連絡協議会議事録
- 資料 2-6 令和元年 10 月 15 日第 540 回理事会議事録
- 資料 2-7 FD・SD 開催案内及び資料
- 資料 2-8 電子掲示板画面
- 資料 2-9 広報誌 NewSophia 105 号
- 資料 2-10 福岡歯科大学ホームページ(情報公開)
- 資料 2-11 令和元年度第二回朝食会配布資料
- 資料 2-12 福岡歯科大学の現状と課題'21
- 資料 2-13 福岡歯科大学の現状と課題'22 改善報告書
- 資料 2-14 令和 6 年度事業計画
- 資料 2-15 令和 5年度事業報告書
- 資料 2-16 福岡歯科大学自己点検·評価委員会規則
- 資料 2-17 福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)
- 資料 2-18 福岡歯科大学学務委員会規則
- 資料 2-19 福岡歯科大学 FD 委員会規則
- 資料 2-20 福岡歯科大学大学院研究科専門委員会細則
- 資料 2-21 臨床実習実務担当者会議資料
- 資料 2-22 令和 5年度福岡市歯科医師会へのアンケート
- 資料 2-23 福岡歯科大学ホームページ(自己点検評価/認証評価)
- 資料 2-24 令和 3 年 3 月 4 日自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-25 令和 3 年 3 月 8 日及び 3 月 19 日研究科運営委員会議事録、令和 3 年 3 月 22 日
- 自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-26 令和 3 年 10 月 27 日自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-27 令和 3年 11月 8日常任役員会議事録
- 資料 2-28 部長会規則

第3章 教育研究組織

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の 設置状況が適切であること。

評価の視点1:大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮した うえで、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成 しているか。

本学は、「学則」第 1 条の建学の精神に謳われている「教養と良識を備えた有能な歯科医師を養成する」ために、計画的に教育体制を整備してきた(資料 1-1)。そのための教育理念として、「口腔医学」教育を大学のブランドとして掲げ、学部名を 2013 年から口腔歯学部として、教育組織並びに附属施設を充実させてきた。教育の中枢は、大きく 3 部門(口腔・歯学部門、全身管理・医歯学部門、社会・基礎医歯学部門)に分かれ、13 講座 39 分野、3 センター、1 室からなり、建学の精神と口腔医学の理念を見据えた体系となっている。中でも医科臨床の分野では 24 の医科診療科を有しており、全国の他の歯学部にはない充実を示している(資料 3-1)。

また、歯学研究科には研究科長を置き、学長をもって充てている。大学院学生の授業および研究指導は基本的に口腔歯学部専任教員が当たることが定められており、教授を大学院指導教授、准教授を大学院授業担当者として委嘱している。従って、口腔歯学部と同様、建学の精神並びに口腔医学の理念に適った組織となっている。歯学研究科の教員体制は、口腔歯学部の教員に加え、口腔医学研究センターの教員が大学院生の教育に携わり、成果を上げている(資料 3-2)。

大学の附属施設としては、情報図書館、アニマルセンター、口腔医学研究センター、地域連携センター並びに教育支援・教学 IR 室を設置している。情報図書館は、歯学に関する蔵書数では西日本有数の図書館であり、教育研究に必要な情報提供サービスを行うとともに、学園全体の ICT 基盤整備と管理を行っている(資料 3-3)。アニマルセンターは、主にマウス・ラット・犬等の教育研究用小実験動物の飼育・管理を行っており、SPF 飼育室、実験室を有し、歯学研究科での教育・研究に貢献している(資料 3-4)。口腔医学研究センターの中に、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」の5つの口腔医学研究プラットフォームを構築し、教員が大学院生の教育に携わり、成果を上げている(資料 3-5)。地域連携センターは地域自治体等との交流を介して学生の地域貢献力の醸成に貢献している(資料 3-6)。そして、教育支援・教学 IR 室は 2014 年に設置され、学生のディプロマ・ポリシーの達成レベルを「見える化」することによって学生支援を行っている(資料 3-7)。

口腔歯学部の臨床教育を支える附属施設として、医科歯科総合病院(医科 24 科、歯科 12 科、病床 50 床)があり、2020 年 9 月に新しい建物での診療を開始した。さらに介護老人保健施設、看護大学、医療短期大学、グループ法人が運営する 2 つの特別養護老人ホームなどが併設され、多職種連携による口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。こ

れにより、医療人としての態度・人間性、臨床技能、地域・多職種との連携能力を備えた 有能な歯科医師を育成することを目指している(資料 3-8)。

サテライト病院として機能していた口腔医療センターは、博多駅前の再開発事業による ビル立て直しに伴い、2023 年 3 月にて廃院し、医科歯科総合病院内に統合した。

我が国の社会構造、疾病構造および医療体制の3つの変化に伴って、高齢者の全身管理、 地域包括ケアシステム並びに多職種連携に対応できる歯科医師の養成が必要となっている。 また、これからの歯科医師は、地域の居宅や福祉施設で診療を行う機会が益々増えてくる と思われる。その際の診療の要は医科歯科連携である。連携のためには、歯科医師の医学 レベルを向上させる必要がある。「口腔医学」はこのような社会ニーズを先取りした学問で あり、本学では医師教員による講義・実習を増やして医科歯科連携力を養成できる教育環 境を構築してきた。さらに国際化への取り組みとして、英語で提示された臨床症例に関す るグループ討議を学生同士で行うという試みを始めている。

また、歯学研究科における研究面で重要な課題は、口腔組織再生による口腔機能の改善や高齢者にみられる口腔疾患の診断・治療法の開発を通じて、豊かな食生活と口腔の健康をもたらすことによって我が国の超高齢社会に貢献することであろう。このような社会ニーズを自覚し、口腔医学研究センターを中心にして大学院生を指導している。口腔医学研究センターでは、これまでの先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため5つの口腔医学プラットフォームを構築した。それぞれのプラットフォームでは口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組んでいる。その結果として、本学園からの取り組みとして国内外から認知される成果を発表することを目標としている。口腔医学研究センターは、毎年12 月にシンポジウムを開催し、5つのプラットフォームからの研究成果発表が行われている(資料 3-9)。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター その他の組織の設置状況が適切であると判断できる。

【点検評価項目】

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1:教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現

状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に

取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

大学全体の点検・評価は、自己点検・評価委員会が中核的組織として大学基準協会の評価基準に準拠し、2年ごとに「現状と課題」を作成している。さらに同報告書で示された課題等がどのように改善されたかを、その翌年に「改善報告書」としてまとめ、PDCAサイクルを機能させるシステムを確立し、ホームページで公表している(資料 2-12, 資料 2-13)。

また、その結果は「学校法人福岡学園 中期構想」中の該当項目において、教育研究組織

に関わる項目については学長を中心にして、評価と改革案を掲げ、PDCA サイクルを回している(資料 1-7)。教育研究組織の適切性を検証する場として、「教員組織検討委員会規則」等に基づき学長を委員長とする教員組織検討委員会を設置し、役職教員等で組織する部長会と連携して教員の配置や組織の改編等その適切性を検討している(資料 3-10、資料 2-28)。

医科歯科総合病院の組織の適切性や教育との関連性については、病院運営検討会があり、 法人理事長、常務理事、学長、病院長、副病院長、病院長・副病院長経験者が構成員となって、現状の改革および将来構想を総合的に協議している。(資料 3-11)。

各種センターの点検・評価においても、それぞれのセンターに委員会があり、そこで協議した内容を「自己点検・評価委員会」や「教員組織検討委員会」を中心に点検・評価を行っている。

本学の教員組織の特徴は、一般教養、基礎系、臨床系の教員から構成されていることであり、さらに本学が推進する「口腔医学」を実践するために多くの医科の臨床系教授を擁していることが挙げられる。臨床実習による教育の場は、主に医科歯科総合病院が担っているが老健施設、特別養護老人ホームなどの関連外部施設も一部を分担している(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、2021 年度から見送られていた臨床実習と外部施設への学生派遣は、2024年度から復活した。)

口腔歯学部においては、教員組織検討委員会で検討し、2020年に新しい分野として医科放射線と歯科放射線を独立して設置することとした他、教員定数の見直しを行った。さらに、2023年度に医科歯科総合病院に統合された口腔医療センターの人員は、2024年度から本学の臨床教育を担う人員として配置転換された(資料 3-12)。病院組織においては、臨床能力の優れた教員を評価し、病院教授・病院准教授の称号を定めているほか、外部の臨床医を臨床教授、臨床准教授として採用している(資料 3-13)。

歯学研究科においては、学長を研究科長として、その下に研究科委員会と研究科運営委員会を置いて、歯学研究科の現状を点検・評価している。口腔歯学部と同様に、「自己点検・評価委員会」にて定期的に点検・評価を行い、「現状と課題」および「改善報告書」としてまとめ、ホームページで公表している(資料 2-12、資料 2-13)。このような PDCA サイクルの結果、コースワークとリサーチワークを整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂し、歯学研究科の新しい奨学金制度や特待生制度が誕生した(資料 3-14、資料 3-15)。

これらによって、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証している。さらに役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、PDCA を回し定期的な検証を行い、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

分析を踏まえた本学の長所としては「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況(超高齢社会、在宅医療、多職種連携)に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために歯学と医学とが有機的に連携できる教育組織を構築していることが挙げられる。大学附属組織の医科歯科総合病院は、通常の歯科医学の臨床教育の場にはとどまらず、医科歯科連携と多職種連携を学べる場ともなっている。さらに介護老人保健施設、看護大学、医療短期大学、グループ法人が運営する2つの特別養護老人ホームなどを備え、口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。

2020年9月に新たな建物で診療を開始した新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へとつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。病院内には健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。

地域連携センターを通じて地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院 を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。口腔医学研究センターは、 学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

一方で、本学が抱える問題点を以下に記す。

まず、学生による臨床実習のさらなるレベルアップをはかる必要性が挙げられる。歯学教育モデル・コア・カリキュラムでは、診療参加型臨床実習の推進が求められている。さらに臨床実習の終盤に行われる Post-CC OSCE においても、臨床能力の担保が求められている。この目的のためには、保存・補綴系の汎用治療の臨床教育に当たるスタッフを充実させて、学生による患者治療の実践をサポートする体制が必要となる。さらに周術期口腔管理教育のためには、患者の確保とともに、口腔外科のスタッフの充実と協力病院の開拓が必要である。

病院内では、2020年から始まった新型コロナウイルスによるパンデミックに対応して感染対策を徹底して行っている。学生による臨床実習は、パンデミックの期間は制限されてきた。2024年度からはようやく制限解除となったものの、現在も感染防御には細心の注意を払っている。今後、感染が急拡大した際には、臨床実習の中止を行ったり、病棟と手術室への入室制限を行ったりする可能性がある。

口腔医学研究センターは様々なプラットフォームで多彩な研究を進めている。また口腔医学研究センター長が中心となって学内の研究業績を年次ごとにまとめているが、分野によって研究のアクティビティに差が認められる。その背景の1つには、臨床系分野において、教育と臨床の負担が大きいことが挙げられる。医療従事者の働き方改革を継続して進めているものの、研究時間の確保は課題となっている。研究を支える環境としては、大学の施設は充実している。しかし、海外の学術誌の年間購読料金が高騰しているために契約数が減少し、主要論文へのオンラインでのアクセスが難しい状況になっている。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は学長のリーダーシップがいかんなく発揮されて、口腔歯学部を中心に、1)教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2)研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、3)学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。さらに介護老人保健施設とグループ法人が運営する2つの特別養護老人ホームが、実践的な介護実習の場として提供されている。

教育研究組織の適切性を検証する役割を担う、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証するとともに、役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、定期的な検証を行い、改善・改革を図っている。

【根拠資料】

- 資料 3-1 福岡歯科大学教員定数表
- 資料 3-2 福岡歯科大学大学院組織
- 資料 3-3 福岡学園組織図
- 資料 3-4 アニマルセンター案内
- 資料 3-5 口腔医学研究センター案内
- 資料 3-6 地域連携センター案内
- 資料 3-7 福岡歯科大学教育支援・教学 IR 室規則
- 資料 3-8 大学パンフレット
- 資料 3-9 口腔医学研究センターシンポジウムポスター
- 資料 3-10 福岡歯科大学教員組織検討委員会規則
- 資料 3-11 福岡歯科大学医科歯科総合病院病院運営検討会規則
- 資料 3-12 福岡歯科大学教員定数表の見直し資料
- 資料 3-13 福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則
- 資料 3-14 福岡歯科大学大学院奨学規程
- 資料 3-15 福岡歯科大学大学院特待生規程

第4章 教育•学習

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

評価の視点 1:学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果 を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習 成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にし ているか。

評価の視点2:上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学の建学の精神を基本理念とし、本学の学位プログラムの課程を修め、すべての単位 取得を充たした上で、本学卒業までに身に付けるべき能力(ディプロマ・ポリシー)の獲 得をもって卒業認定を行っている。

『卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)』

福岡歯科大学では、建学の精神を基本理念とし、本学の学位プログラムの課程を修め、すべての単位取得を充たした上で、本学卒業までに身に付けるべき下記の能力(ディプロマ・ポリシー)の獲得をもって卒業認定を行います。

I. 医療人としてのプロフェッショナリズム

歯科医師の社会に対する責務を理解し、高い倫理観と使命感のもとに歯科医療を実践する意欲を涵養するとともに、生涯学習の方法に関する知識と技能を修得し、意欲と科学的探究心を涵養する。

- 1 歯科医療の目的と歯科医師の役割を説明できる。
- 2 医療倫理と研究倫理について説明できる。
- 3 歯科医療関連法規について説明できる。
- 4 規範を遵守した倫理的な診療行為を行うための態度を醸成する。
- 5 患者の尊厳と権利を尊重するとともに、医療の透明性を高め、患者への説明責任 を果たす態度を醸成する。
- 6 医療人として社会での果たすべき役割を自覚し、利他主義的働きにより公益増進に貢献する態度を醸成する。
- 7 学修の基盤となるラーニングスキルを修得する。
- 8 事象に対する関心と探究心を高め、問題を発見し、解決する意欲を醸成する。
- 9 自らの目標を設定し、達成のため自発的意志に基づき学修できる。
- Ⅱ. 医療人としてのコミュニケーション能力

教養と良識を涵養するとともに、コミュニケーションスキルを身につけ、他者との 信頼関係を築きながらコミュニケーションをはかることができる。

- 1 良識ある医療人としての見識を醸成する。
- 2 人による価値観と考え方の多様性を理解できる。
- 3 言語・非言語コミュニケーションを行う知識と技能を修得する。
- 4 相手の心理的・社会的背景に配慮し、良好な人間関係を確立できる。
- Ⅲ. ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識を身につけ、これを応用できる。また公的・社会的支援が必要となる事案における歯科医学の役割を説明できる。
 - 1 生命の分子基盤および細胞の構造と機能を説明できる。
 - 2 人体の基本構造と機能を説明できる。
 - 3 人体の発生、発育および加齢変化を説明できる。
 - 4 微生物の病原性と感染による病態および免疫機構について説明できる。
 - 5 疾病の発生機序、病的変化および転帰について説明できる。
 - 6 歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面領域の基本構造と機能を説明できる。
 - 7 歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面領域の発生、発育および加齢変化を説明できる。
 - 8 歯・歯周組織の疾患の特徴と病因を説明できる。
 - 9 歯質欠損・歯の欠損の病態と病因を説明できる。
 - 10 口唇・口腔・顎顔面領域の疾患の特徴と病因を説明できる。
 - 11 不正咬合の特徴と病因を説明できる。
 - 12 小児の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
 - 13 高齢者の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
 - 14 高齢者の栄養管理と摂食・嚥下障害について説明できる。
 - 15 障害者の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
 - 16 人間の心理・行動と心因性疾患について説明できる。
 - 17 主要な医科疾患の症候について説明できる。
 - 18 口腔・顎顔面症状を呈する全身疾患について説明できる。
 - 19 歯科診療時に留意すべき全身疾患とその全身管理について説明できる。
 - 20 薬物の体内動態と薬理作用について説明できる。
 - 21 歯科診療に用いる材料・器械・器具について説明できる。
 - 22 健康と社会・環境の関係および公衆衛生に必要な予防と健康管理について説明できる。

- 23 口腔疾患の疫学と保健医療統計・情報について説明できる。
- 24 災害時に必要な歯科的対応と歯科による個人識別について説明できる。
- IV. ライフステージを通じた包括医療・ケアにおける口腔医学の実践

人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識・技能・態度を実践できる。

- 1 診断・治療に必要な病歴聴取を実施できる。
- 2 診断・治療に必要な基本的診察を実施できる。
- 3 診断・治療に必要な検査を選択し実施できる。
- 4 根拠に基づいた治療計画を立案し適用できる。
- 5 基本的な病状説明と患者教育を実践できる。
- 6 歯と歯周組織の疾患の診断と基本的治療および保健指導と予防処置を実践できる。
- 7 歯質欠損・歯の欠損の診断と基本的治療を実践できる。
- 8 口唇・口腔・顎顔面領域の疾患の診断と基本的治療を実践できる。
- 9 不正咬合を有する患者の診察、基本的な診断および治療計画の立案ができる。
- 10 成長発育期の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面疾患の診断と基本的治療・予防 処置を実践できる。
- 11 高齢者の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面の診察と治療の介助ができる。
- 12 障害者の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面の診察と治療の介助ができる。
- 13 一次救命処置について理解し実践できる。
- 14 周術期における口腔ケア・マネジメントについて理解し実践できる。
- 15 医療安全と感染対策について理解し実践できる。
- 16 医療システムを理解し医療情報を適切に記録・管理・運用できる。
- 17 多職種連携による診療について理解し参加できる。
- V. 超高齢社会における地域包括ケアの理解と実践

歯科医師として地域包括ケアに貢献し、地域の保健・医療・介護・福祉との連携を 築くとともに、口腔ケアや歯科健診・歯科保健指導を実施できる。

- 1 高齢化の現状、問題点および医療との関わりについて説明できる。
- 2 地域の成り立ちと文化的背景を理解し、地域の保健・医療・介護・福祉について 説明できる。
- 3 地域包括ケアにおける歯科医療の関わりについて説明できる。
- 4 歯科健診・歯科保健指導と高齢者に対する口腔ケア・マネジメントを実施できる。
- 5 地域の行政・企業・住民組織と連携して医療活動を推進し、地域住民の健康維持・ 増進に参画する態度を醸成する。
- VI. 医療人としての国際力の涵養

他国の文化・医療の実際を理解し、医療人として国際活動を行う語学を修得すると ともに、国際的な保健医療協力や学術活動を行う意欲を涵養する。

- 1 異文化に興味を持ち、これを能動的に学ぶ意欲・態度を醸成する。
- 2 他国の文化と医療システムを理解し説明できる。
- 3 歯科医療に必要な基本的英会話を実践できる。
- 4 英語を身につけ、その語学力を活かして活動する態度を醸成する。
- 5 国際的な視点から問題を捉え、自らの意見を述べることができる。
- 6 国際協力に関する基礎知識を習得し、国際保健医療協力を担う意欲・態度を醸成する。

修得すべき具体的な知識、技能、能力、態度については、このディプロマ・ポリシーの中で明確に定めており、学生便覧、ホームページに明示している(資料 1-3、資料 1-6)。

また歯学研究科においても、建学の精神を基本理念とし、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的として、以下のディプロマ・ポリシーを定めている。

『福岡歯科大学大学院歯学研究科 ディプロマ・ポリシー』

- 1. 研究者あるいは医療人に必要な倫理観と人類の健康と福祉に対する使命感を身につけている。
- 2. 課題を解決するために、最新の生命科学・口腔医学情報を分析し自立的に研究計画を立て実行することができる。
- 3. 口腔医学を実践するための先進的生命科学研究や高度専門医療を遂行する能力を 身につけており、学位を取得する要件を満たす。
- 4. 生命科学研究者として口腔医学領域の発展に寄与し、高度口腔専門医として先駆 的な立場で地域社会や国際社会に貢献できる。

このように歯学研究科で修得すべき知識、技能、態度等の能力が明確に定められ、大学院の手引き、ホームページ、大学院授業要綱で学内外に広く公表している(資料 4-1、資料 4-2、資料 1-4、資料 4-3)。

また、学位授与の質保証を図るために、歯学研究科の教育課程は研究基盤と専門研究に関するコースワーク、並びに特定の課題に対するリサーチワークに整備されている。

本学のカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は、学長のリーダーシップのもと部長会(学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織)、教授会および学務委員会において包括的に検討し、アウトカム基盤型教育に基づいて定めている(資料 2-28、資料 4-4、資料 2-18)。また、カリキュラム・ポリシーの冒頭で『「教養教育」、「基礎医学教育」、「専門教育」を 3 本の柱とする 6 年間一貫教育により人間性豊かな医療人を育成します。』と記載する等、基本的な考え方が明確に示されている。

カリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

『教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)』

- 1 「教養教育」を通じて、幅広い教養とともに、協調性、コミュニケーション能力、 倫理観と社会的常識、責任感と医療・福祉に対する奉仕の精神を身に付けた人材を育 成する。
- 2 「基礎医学教育」を通じて、口腔だけでなく、人の全身を理解するための基盤となる知識を身につけた人材を育成する。
- 3 「専門教育」を通じて、口腔医学を行うための知識、技能、態度を身に付けた人材を 育成する。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーを細分化した「教養教育」、「基礎医学・基礎口腔医学教育」、「臨床口腔医学教育」、「一般医学教育」、「総合臨床教育」の5つの科目区分に分けられ、課程表により5つの科目区分と授業科目配置及び体系性・学年順次性や講義と実習の関連を明確化している。また、授業形態においても、通常の講義や模型による実習に加えて医科歯科総合病院における実際の診療に参加する臨床実習や本学に併設する介護老人保健施設サンシャインシティおよび隣接したグループ法人運営の特別養護老人ホームサンシャインプラザで老人介護に関する実践的な実習を行っている。更に、予防歯科で実績のある開業医と保健センターで予防歯科と地域保健に関する実習も行っている。このように、アクティブラーニング形式の授業形態も導入している(資料 4-5、資料 4-6)。

卒業までに身につけるべき能力(コンピテンス・コンピテンシー)を設定し、授業ごとにコンピテンス・コンピテンシーがシラバスに記載されている。これらのコンピテンス・コンピテンシーを修得することにより、ディプロマ・ポリシーで示した能力を卒業までに獲得することができるようにカリキュラムを組んでおり、学位授与方針に整合している。

また、教育課程の体系や教育課程を編成する授業科目区分及び授業形態等については、 学年初めのオリエンテーション時に全学生に対し説明し、紙面で配付するとともに、ホームページにも掲載し広く公表を行っている(資料 4-7)。

なお、各学年におけるディプロマ・ポリシーの達成度は可視化されるので、各科目のコンピテンス・コンピテンシーとディプロマ・ポリシーとの関連が明らかになり、ディプロマ・ポリシーを達成する上で各科目の役割や必要性の度合いが可視化される仕組みとなっている。この事は、科目の統廃合や授業内容の改訂等のカリキュラム・ポリシーを点検・評価し改善するための根拠となり、内部質保証を実質化するに資するものである。また、卒業時に示されるコンピテンス・コンピテンシーの獲得状況(ディプロマ・サプリメント)は、各ディプロマ・ポリシーに対する教育の成果を可視化した学修到達度である。言い換えれば、専門的能力とともに学士力修得に対する学修成果を示したものであり、社会への学生の質保証の可視化でもある(資料 4-8)。

歯学研究科においても、カリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は、学長のリーダーシップのもと「研究科委員会」と「研究科運営委員会」において包括的に検討し、以下のカリキュラム・ポリシーを設定している(資料 1-2、資料 4-9)。

『福岡歯科大学大学院歯学研究科 カリキュラム・ポリシー』

- 1. 生命科学に関する講義や演習を通じて、研究及び医療に対する深い倫理観を育成する。
- 2. 生命科学、総合医学並びにその他の基盤的な講義・実習及び大学院特別講義の履修を通じて、高い教養と研究・臨床を遂行するための科学的思考能力を育成する。
- 3. 主及び副指導教員の直接的指導に加えて、多岐の研究領域の教員が助言する中間 発表会や実験報告会等の多面的研究指導体制により、口腔医学に関する広範で高度 な生命科学知識や先端的な専門医療技術を駆使できる能力を育成する。
- 4. 国内外での研究成果の公表や研究研修を通じて、地域社会、国際社会に貢献する 能力を育成する。

以上を具体化する歯学研究科の教育課程は、専攻横断的な教育である(1)コースワーク と専門性を高めた(2)リサーチワークに体系立てられ、教育についての基本的な考え方が 明確に示されている。

コースワークは、主に第 $1\sim2$ 学年にて授業、演習、実習等で実施され、コースワークで得た基盤的能力を、個別の課題での研究成果の修得(リサーチワーク)へと有機的につなげている。歯学研究科が大学院学生の研究プログレスを確認するために、毎年教員の指導のもとに作成された「研究計画書」の提出と実績評価のフィードバックを求めており、第3 学年までに「中間発表会」での発表などを求めている。これらは、複数教員による組織的な教育・研究指導体制の構築に寄与している(資料 4-2)。

これらの方針は、大学院の手引、大学院授業要網及びホームページで学内外に広く公表 している(資料 4-2、資料 4-3、資料 1-4)。

このように、カリキュラム・ポリシーとそれに伴う教育方針および方法は、ディプロマ・ポリシーを達成するために設定されたものであり、学位授与方針に整合している。

以上のことから、本学の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、建学の精神に則って明確にされており、また誰もが容易に参照できるように公表されていることから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していると判断できる。

【点検評価項目】

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程 を体系的に編成していること。

評価の視点 1: 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業 科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- ※ 具体的な例
 - ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の 開講。
 - ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確 化。

- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程 の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学の教育の根幹である「口腔の健康を通して全身の健康を守る」とする口腔医学の理念のもとに体系的な教育課程を編成している。従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れ、より幅広い知識、より高度なスキル、更に豊かな教養と人間性を備えた、口腔医学のスペシャリストとしての歯科医師の養成、加えて社会において活躍できる土台としての汎用的能力を修得した人材の養成のための授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

その機軸となっているのが「教養教育」、「基礎医学・基礎口腔医学教育」、「臨床口腔医学教育」、「一般医学教育」、「総合臨床教育」の5つの科目区分からなる系統的な6年間一貫教育である。具体的には、第1学年で自然科学の基礎を含む教養科目を学んだのち、第2学年では、人体の基本を形態(解剖学・組織学)と機能(生理学・生化学)の面から学習する。更に、第3学年と第4学年では歯科臨床に必要な知識と技術の修得とともに、関連する一般医学を広範囲に修得する。第4学年後期に開催される共用試験に合格すると、第5学年は医科歯科総合病院で本格的な臨床実習が始まる。臨床実習は、治療技術の向上とともに、親身な患者ケアを行う態度教育にも重点がおかれている(資料4-5)。

各授業で修得すべきコンピテンシーをシラバスに明記し、その学修成果を数値化することにより可視化している。数値化及び可視化されたコンピテンシーの達成度は科目別にも提示され、科目毎のディプロマ・ポリシーへの寄与度が部長会、教授会、学務委員会で検証される。その結果は科目の統廃合や新しい科目の創設のための根拠資料となり、自己点検・評価委員会による内部質保証や教学マネジメントの改善につながるものである(資料4-8)。

基礎医学教育の主要な部分と臨床歯学の大部分は歯学教育モデル・コア・カリキュラムと重なる内容となっており、教養科目の一部の選択科目を除くと、開設授業のほとんどが必修科目である。従って、自由な科目選択を積み重ねて個性を伸ばす単位制度の趣旨とは異なり、開設授業の履修順序は予め決められている。しかし、全授業科目にはそれぞれ講義・演習は30時間、実習は45時間の履修時間を基準とする単位を割り付けており予習・復習の時間はシラバスにも明示している(資料4-6)。

入学前教育・初年次教育の取り組みとして総合型選抜 1 期および学校推薦型選抜(年内入試)で合格した入学予定者に対して、理科及び現代文の授業を入学前の 12 月~3 月に行うとともに、理科、数学、英語については、自己学習を行うための課題を課している。また、入学後に総合学力テスト(英語、数学、物理、化学、生物)を行い入学時の学力を測り、一部の学生を対象とした学内教員による基礎学力の修学支援講義(物理、化学、生物)を前期 4~5 月中に Moodle を使ってオンラインまたは対面で実施することで、その後の第1 学年の授業に役立てている(資料 4-10、資料 4-11)

また、編入生については、本学 1 学年カリキュラムの主要 4 科目 (解剖学、細胞生物学、 生理学、歯科理工学)の補講を実施し、編入学年 (2 学年)からのスムーズな学修開始を支援する体制を整えている。

歯学部教育における学習成果の大きなポイントは、「患者」に対する態度教育と技能教育 の学習成果である。従って、本教育課程では臨床実習が大きなウエイトを占めるであろう。 そこで患者に対する態度教育では1学年から、「医口腔医学概論」での病院実習や「課題解 決演習 I | での医療問題についてのディベート教育をはじめとして、倫理観やコミュニケ ーション能力についての教育を積み上げ、4 学年最後の OSCE で 4 年間の態度と技能を総括 し、5 学年での臨床実習につなげている。歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年 度改訂版が公表され、その中に「診療参加型臨床実習実施ガイドライン」が包含されたが、 そこでは歯学部教育における診療参加型臨床実習の更なる充実が求められている。その理 由は、歯科医師法の改正が行われ、共用試験に合格した歯学部生は、臨床実習において歯 科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業を行うことができることと されたからある。そこで2023年度は2024年度の同法改正施行に向けて、診療参加型臨床 実習のさらなる充実を目指した。そのために臨床実習Ⅰの開始時の4月と臨床実習Ⅱの開 始時の9月にオリエンテーションを行い、到達目標と進級に必要な要件(患者ケース数な ど)を説明し、毎朝の就業前に臨床実習生全員を集合させ、1 日の目標と患者診察のため のプロフェショナリズム(態度教育)の確認を行っている。また第三者機関である歯学系 共用試験実施機構が行う臨床実地試験(CPX)と一斉技能試験(CSX)の合格を進級条件に 含め、学生に繰り返し周知するとともに、教員に対しては CPX と CSX の認定評価者になる ように学務委員会にて計画を立てている。(資料 4-12)

本学は歯科医師となるために必要な能力をディプロマ・ポリシーに明記し、文部科学省が設定した歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿って適切に教育を実施している。教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりとして、学部学生のディプロマ・ポリシーに掲げる「医療人としてのプロフェッショナリズム」、「医療人としての国際力」を養成する目的で、令和3年度から第4学年に「課題解決演習 III」、「課題解決演習 IV」、「Global Medical English」を開講し、口腔医学教育を推進した。

歯学研究科においては、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性をとるためにコースワークを整備してきた。歯学研究科のカリキュラムは体系化されており、基本的に標準修業年限 4 年の在学期間内に履修することを求めている。特に基盤的な科目においては、第 $1\sim2$ 学年に全て履修して、続いて特定の課題の修得(リサーチワーク)につなげることを薦めている。単位制に基づいてカリキュラムが編成されており、修了要件である 30 単位以上のうち、主科目は 20 単位以上、副科目は 10 単位以上を履修することを求めている(資料 4-1、4-2)。

単位の設定、必修・選択の別:授業科目(主科目)の内訳は、①大学院学生に必要な基盤的知識・技能を高める「生命科学概論」(2単位、必修)と「生命科学演習」(2単位、必修)、②口腔医学に関する研究・臨床を遂行する能力を高める「総合医学概論」(2単位、必修)と「総合医学演習」(2単位、必修)、続いて③特定の領域での研究・臨床を遂行する能力を高める「所属講座の講義・実習」(12単位、半期ごと、選択)である。授業科目(副科目)において、④生命科学実験の技能修得に該当する「生命科学実験入門」(4単位以上、選択必修)では、生命科学に関連する実験手技の紹介として専門性の高い実験技術を大学院学生の研究内容に応じて自由に選択できるようにしている。その他、特定の研究領域のみに偏らないようにするために、所属講座以外の講義・実習(6単位以上、半期ごと、選

択)を履修する必要がある。また、基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になる「大学院特別講義」への参加も単位(選択)として認定される。以上のように、生命科学、口腔医学、医学、社会・倫理学を基盤にして、専門性を高めつつ体系的な履修を可能にする教育体系としている(資料 4-3、資料 4-13)。

「生命科学概論」には、研究・実験計画法、研究倫理、動物実験の科学性と倫理、臨床研究の倫理、バイオハザード、生物医学統計処理法など、大学院学生が理解すべき必須の内容を網羅している。更には、研究倫理とミスコンダクト、文献検索法、論文作成・成果発表法、実験動物の取り扱い、EBM 入門など、興味を持って意欲的に学べるような内容を「生命科学演習」として提供している。「生命科学実験入門」では、電子顕微鏡操作法、免疫染色法、X線マイクロCTの原理と操作法、臨床統計学、遺伝子操作法、タンパク質機能解析法、遺伝子発現解析法、組織細胞培養法の8つのテーマを用意して、専門性の高い知識・技能を大学院学生の研究内容に応じて4テーマ以上選択できるようにしている。「総合医学概論」では、「口腔医学」に関する理解を更に深めるため、整形外科学、心療内科学、内科学、外科学、耳鼻咽喉科学、画像診断学、小児科学を必須科目として、医科疾患の診断・治療の過程を理解した上で医科と連携した歯科医療ができるような特色ある取り組みを行っている。また、「総合医学演習」では、演習形式によって医科各科(内科、外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、心療内科、眼科、小児科、整形外科、内視鏡センター)との連携を深めて「口腔医学」の質向上に努めている。

教育課程の編成は、研究科運営委員会、研究科委員会で随時検証、改善が行われ、自己 点検・評価委員会において検証し内部質保証を行っている(資料 1-2、資料 2-16、資料 4-9)。

以上のことから、学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

【点検評価項目】

③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっている こと。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っ ていること。

評価の視点1:授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

評価の視点2:ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した 授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を 講じ、期待された効果が得られているか。

評価の視点3:授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や 学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果 的に学習できているか。

- ※ 具体的な例
 - ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
 - ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)

を図る措置。

- ・シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に 学習を進めるために十分な内容であるか。)。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解 度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措 置。

本学は、福岡看護大学、福岡医療短期大学に加え、福岡歯科大学医科歯科総合病院、介護老人保健および福祉施設を併設する医療・保健・福祉の総合学園である。この特徴を生かして、第1学年と第3学年において、超高齢社会における歯科医師の役割や多職種連携について生きた知識を得ることを目的とし、本学園の介護施設において介護施設体験実習を行っている。また、九州大学と提携し、互いの長所を生かし、本学学生は周術期口腔管理実習を九州大学病院で、九州大学の学生は介護施設体験実習を本学で実施している。さらに、訪問歯科センターによる訪問診療体験(第5学年)、口腔保健・予防歯科による検診等学外実習(第5学年)など、より実践的実習を実施している。また本学は、口腔の健康から全身の健康を守る「口腔医学」を推進している。医科歯科シミュレーション実習は、医科と歯科の教員が議論を重ねて作成した綿密なシナリオに基づいて、成人型患者ロボットを使って実施している実践的実習である。このように、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育目的に沿った学習成果が見込まれる実践的で特色のある実習を実施している。

口腔歯学部学生の学習を活性化し教育課程の編成・実施方針に応じた学習成果を担保す るための措置・取り組みとして、第1~3学年に各教科の単位認定とは切り離した進級試験 としての「総合学力試験」を行っている。本試験の目的は、臨床実習を行う上で必要不可 欠な基本的総合学力を引き上げる事である(資料 4-14)。本学は、6 年間一貫教育で知識を 積上げることを学生の目標及び教員の教育目標として定め、積上げ繰返し学習(TKG)の実 践を指導している。6年間一貫教育の学習成果は、入学時の総合学力テストの成績、4学 年 CBT 本試験の成績、歯科医師国家試験の合否で分析し、6 年間の教育の質の検証を実施 している。令和2年度から総合学力試験を過年度分の科目を含めた積上げ型に移行し、本 試験合格基準を 1 年 60 点、2 年 65 点、3 年 70 点(1~3 年の再試験の合格基準は 60 点) とする積上げ型の評価とした(資料 4-15)。臨床実習における知識の修得状況を測るため、 令和3年度より第5学年にも新たに総合学力試験を導入し本試験、再試験ともに合格基準 点を 70 点に定めた (資料 4-16)。第5 学年の総合学力試験の質を検証するために、卒業試 験、国家試験の成績との関係を分析している(資料 4-17)。令和 4 年度の 5 年生は 83 名が 受験し77名が進級した(進級率92.8%)。進級した学生77名中66名が卒業(卒業率85.7%) し、そのうち48名が国家試験に合格した(合格率72.7%)。なお、留級した6名は翌年全 員が第6学年に進級しており、第5学年の総合学力試験は一定の効果があったといえる。 この分析結果を受けて、総合学力試験を第4学年にも導入するために、令和5年4月のオ リエンテーションで学生に周知し、その制度設計等の議論を開始した。これにより、第 1 ~5 学年までの知識の積上げを評価する総合学力試験制度が完成し、卒業試験、歯科医師 国家試験へとシームレスにつながる本学の6年間一貫教育の基礎が完成した。今後は、学

生に積上げ繰返し学習を徹底させて、学習成果の向上を目指す。

学習の基盤となる学習習慣の確立をサポートするために、入学時に CBT 対策問題集である CBT PASS を購入し、授業と CBT PASS の問題を紐づけし学生の復習を促し、改題を定期試験に出題して理解度を確認している (1~4 年)。試験結果は学生にフィードバックし、誤答問題に対する学習目標を示して、学生に理解が不十分な学習目標を復習するよう指導している。また、前期、後期にそれぞれ 1 度ずつ助言教員が CBT PASS の進捗を確認し、学習習慣の確立を支援している (TKG 助言教員面談)。1 年に対しては、助言教員が TKG サポーターとして年 5 回の面談により、大学 6 年間の学びの目的、方法を説明し、高校から大学の学びの転換が円滑に移行できるよう支援している。さらに、学習方法の確立のため、全国正答率の高い歯科医師国家試験を題材として、学習方法を提案する「見開きテーマ問題集」を作成して3年生に配付し活用させている。これらの取り組みにより、授業外学習(復習)を促進し、授業の理解度を深化させ、助言教員による学習状況の確認と試験結果のフィードバックにより、効果的な学修指導体制が実現できている。これらの対策の成果は、部長会と連携し自己点検・評価委員会が点検・評価し、前期と後期終了時に FD を開催して教員にフィードバックしている。

ICT の利用例としては、Fukuoka Gakuen Moodle がある。科目ごとに様々な教材や問題を Moodle に配置し、学生の授業外学習を促し、知識の定着や深化に活用させている。また、授業録画システムを使って講義を再度視聴して復習したり、病欠などで授業に参加できなかった学生が活用している。

早期より歯科臨床への興味を持たすために、第1学年に医科歯科総合病院の外来見学を 実施し、歯科医師になるモチベーションの向上を図っている。

第4学年においては、共用試験の全員合格に向けた取り組みとして、e-learningシステム及び e-learning 用コンテンツを活用した授業を実施し、学生に CBT の早期取り組みの意識づけを行っている。高い意識で学習を行うことを目的に共用試験の合格基準点を 2014年度(合格基準点は本試験、再試験ともに 65 点)から徐々に引き上げ、2019年度は本試験、再試験ともに合格基準点を 70点へ引き上げた (2018年度の合格基準点は、本試験 70点、再試験 68点であった)。さらに、2020年度から学生に周知を開始し、2021年度の共用試験の本試験合格基準点を 75点に引き上げ、再試験は 70点とした (資料 4-15)。

令和 3~5 年度の本学 CBT 平均値は 75.9, 77.2, 72.2 点、私立歯科大学の平均値は 75.7, 75.1, 73.3 点であった。これらの取り組みにより令和 3、4 年度は成績の向上が見られたが、令和 5 年度には成績が低下した。私立歯科大学の平均値も毎年低下しているが、本学の令和 5 年度の平均値は大幅に低下しており、その原因を分析してさらなる改善、対策を検討する。

本学は、カリキュラム・ポリシーの冒頭で『「教養教育」、「基礎医学教育」、「専門教育」を 3 本の柱とする 6 年間一貫教育により人間性豊かな医療人を育成します。』と明記しており、これを達成するために積上げ繰返し学習 (TKG) を実践することを学生に指導している。学生が TKG を実践できるよう、教員は助言教員または TKG サポーターとして定期的に学習支援を実践している。指導にあたっては、指導の質を担保するためにそれぞれマニュアルに基づいて実施している。

本学では、前期試験で不合格科目が1科目でもあると進級要件を満たさず留級となる。

特に第1学年は、高校から大学への学習の切り替えがうまくいかず留級や退学が多い。そこで、令和4年度より、中間試験を実施している科目の成績を集計し、早めの指導を実施することで本試験の合格を目指すように指導し、さらに保護者との情報共有を実施している。

第5学年は診療参加型臨床実習を推進し、ITを利用した診療参加型臨床実習実績を学生と教員が共有できるシステムを開発し、学生の臨床実習への意欲向上を図っている。本システムは共用試験実施機構から招聘され、詳細な説明を求められるほど、臨床実地試験・一斉技能試験の実施部門から高い評価を受け、その基本システムが共用試験実施機構に採用され全国の臨床実地試験のオンライン評価方法となっている。診療参加型臨床実習では、経験することができない救急時への対応について、患者型ロボットを用いて実習を行っている。更に、第5学年においても、介護施設で「高齢者歯科実習」を実施している。また、令和3年度から前期と後期の臨床実習終了後に学生アンケートをとり、学生から見た臨床実習における問題点を洗い出し、次の臨床実習の改善に生かしている。なお、希望学生には、九州大学と提携し、本学では十分な経験ができない周術期口腔管理の実習を九州大学病院で行っている(令和2年度からCovid-19の流行にて中断している)。

また、ディプロマ・ポリシーで「医療人としての国際力の涵養」と挙げられているように、豊かな国際感覚を身につけるために、海外姉妹校(ブリティッシュコロンビア大学、リバプール大学、中国医科大学、上海交通大学、慶熙大学)への第 5、6 学年の派遣を行っている(令和 2 年度から Covid-19 の流行にて中断している)(資料 4-18)。

歯科医師国家試験合格率の上位定着へ向けた取り組みとして、形成的評価を行う形成試験を行い、学生の学力向上を図っている。形成試験は国家試験の出題範囲を3分割して行われ、目標基準点は70点(100点満点換算)と設定され、基準点未満であれば、基準点を超えるまで何度も追加試験を行い、全員が70点を超える学力まで達することを目的としている。令和3年度は、第6学年全員がすべての形成試験範囲において数回の追加試験の後に基準点へ達した(資料4-19)。学生の学力到達度を測るために9月~12月にかけて計6回の歯科医師国家試験全国模擬試験の受験を義務化している。全国の歯科学生と比較した本学学生の学力到達度を分析するとともに本学学生の学力が不足している分野の抽出を行い、その結果を秋から冬期に行う授業内容の構成を行う際の資料としている。総括的評価として卒業試験を9月~1月にかけて3回(卒業試験1、2、3)行っている。卒業試験の合格基準は4月のオリエンテーションで明確に示し、その合格基準に則って合否を判定している。いずれかの卒業試験で合格基準点に達すれば合格としている。卒業試験1で早期に合格となった学生が気を緩め学力が低下することを防ぐために卒業試験2及び3の受験を義務づけている。

きめ細やかな学習指導を行うため、第 $1\sim2$ 学年において外国人講師が実施する英語の授業 (Practical English) については、習熟度別に 3 クラスに分け授業を行っているほか、基本的な情報収集方法等の知的技法を学ぶ授業についても 3 クラスに分かれて実施するなど、学生の学力に応じた教育を行っている。

履修指導は厳格であり、出欠に関しては助言教員により徹底した指導が行われている。 学力に対する悩みや相談を受けるために助言教員のオフィスアワーを設定、公表されている。 なお、授業への遅刻は認められないが、遅刻や欠席で授業を受講できなかった場合で も、ラーニング・コモンズで授業の録画を見ることができるシステムを構築している(資料 4-20、資料 4-21)。

単位の実質化を図るための措置及び単位取得に必要な学習時間の確保のため、学生が第1学年に履修を登録できる総単位数に上限を設定する CAP 制を導入している。このような教育内容について、FD 委員会は学生授業アンケートを実施し、その内容を分析した結果を各教員に配布してフィードバックするとともに、教員は「学生の評価をどのように捉えているか」「今後どのような改善・工夫をするか」等について回答し、授業ごとにアンケート結果と改善方策を教員へ公表し、学生部長を中心とする学務委員会が内容の検証や改善に対する教員の個別指導を行っている(資料 4-22)。

歯学研究科においては、コースワークとして、標準修業年限(4年)内に体系的なカリキュラムの履修を求め、修了要件として規定の単位数(30単位以上)を修得することを求めている。規定の単位数は、個別の専門性を持つ研究活動を進めていくうえで必要とされる基盤的で体系的なコースワークの実施に十分な設定である。2単位の科目では30時間から60時間の授業、演習、実習が実施されている。シラバスにおける予習の項目と参考資料の記載によって、授業等の時間以外の自主的な学習・研究活動を促しており、単位の実質化を図っている。また、研究倫理教育においては、すべての大学院学生に研究倫理eラーニングコースの受講を義務付けており、コース修了の認定が出るまで継続しての学修を求めている。

各講座・分野の講義と実習を段階的に履修させ、実施時期に応じて成績を適切に評価する仕組みをつくるために、2015年度からは講義、実習を半期以内のブロックに分割して、およそ2単位ずつの科目に編成している(資料 4-2)。

その他、各年度初頭に実施する履修ガイダンス(大学院オリエンテーション)、成績判定の厳密化(優・良・可・不可)、授業評価アンケート、Web などの教育方法の導入も単位の実質化に資するものと考えられる。

大学院授業要綱はこれまで研究科委員会において度々改訂を重ねてきた。年度始めに全大学院学生と大学院指導教員に配布し、修得すべき学力と教員による指導内容を明確にしてきた。2015年度からは、科目を必修/選択必修、主科目/副科目、科目の段階的履修を明示する分割番号(①,②・・・等)を付した。科目全般として、授業科目名、評価責任者、担当教員、一般目標、授業到達目標などを統一された書式で記載し、全ての科目で教科書・参考書、成績評価の方法・基準を明確にした。各授業実施日の学習目標、行動目標を明記し、予習の項目と参考資料の記載によって大学院学生の主体的な学習を促している。授業も、内容・方法ともにシラバスに記載されたとおりに実施しており、授業とシラバスとの整合性は確保されている(資料 4-3)。

「生命科学実験入門」では、電子顕微鏡操作法、遺伝子操作法、免疫染色法などの8つのテーマを用意しており、その中から大学院学生の希望に応じて4つのテーマを選択履修することで各自の研究テーマの専門性に則した高い知識・技能を基礎的なレベルから学ぶことができる。また、「大学院特別講義」は基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になるため、主体的に参加するように促している。

研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度初めに全ての大学院学生に教員 の指導のもとに作成された「大学院研究計画書」の提出を義務付けている。「大学院研究計 画書」は当該年度から大学院課程修了(学位取得)までの研究計画を指導教員と大学院学生が協議して作成することになっており、研究指導計画を明示するとともに、それに基づく研究の実施を可能としている。それに加えて、学位授与までの学年次学習成果(ロードマップ)を表にしてまとめ、1 学年から 4 学年までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデルを大学院の手引に明示している。また、「大学院活動ポートフォリオ」として、各年度終了時には指導教員と面談の上で一年間の研究活動実績・成果を報告する必要がある。これは、教員による研究指導計画の具体化とともに、学生自身にも研究スケジュールを確認させて学位取得に向けての意識向上を図るためである。

以上のことから、課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとり、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っている と判断できる。

【点検評価項目】

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

評価の視点1:成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施している

評価の視点2:成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応

含む)を学生に明示しているか。

評価の視点3:既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適

切に行っているか。

評価の視点4:学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。 評価の視点5:学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学は、進級要件として、各学年ですべての科目を履修し、試験に合格することとして おり、留級者に対しては当該学年での科目をすべて再履修させる学年制をとっている。単 位制度の趣旨に基づく単位認定については、定められた出席基準を満たした学生が定期試 験を受験し、到達目標や達成度について、定期試験やレポートなどシラバスに記載した成 績評価の方法及び基準に基づき評価しており、評価内容について学務委員会及び教授会の 審議を経て、単位認定および卒業判定を行っている。また、シラバスで授業とディプロマ・ ポリシーの関係を明確にしており、卒業までに履修が必要な授業をすべて履修することで、 ディプロマ・ポリシーとして掲げた内容を学生が修得する機会があることを学務委員会で 検証している。なお、授業時間外学習の内容はシラバスにおいても明示するようにしてい る。さらに、単位認定とは切り離した進級要件として「総合学力試験の合格」「共用試験の 合格」「卒業試験の合格」を定めている。共用試験の合格基準は、令和3年度より、本試験 75点以上、再試験70点以上としていたが、令和6年度からの共用試験の公的化により、 「合否判定は公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が判定する合否結果をもっ て充てる」とした。卒業試験の合格基準点は、必修問題は 80 点、A、B、C 領域ともに 70 点 以上と規定していた(資料 4-15)。令和 4 年度から歯科医師国家試験の領域が変更された ため、国家試験に準拠して卒業試験の領域と合格基準点を、必修問題は80点、A領域(総 論)、B領域(各論)ともに70点以上と変更した(資料4-23)。これらの成績評価及び単位認定にかかる基準・手続については、学則に明記し、4月のオリエンテーションで学生に周知している。さらに、8月に実施する「学年説明会並びに個別面談会」にて、保護者に本学の教育全般について説明しホームページにも掲載している。試験終了後に成績についての疑義がある場合は、学生が科目評価責任者に申し出ることで、個別対応している。

本学では、「学則」第 10 条の 3 で 30 単位までの範囲で他大学での既修得単位を認めることとするとしている。しかし、歯科医師養成を目的とする口腔歯学部として独自のカリキュラムを組んでいること、また、一般教育についても歯科医師養成を念頭に置いた授業内容であること、ほぼすべての授業科目が必修であることから、本学の授業科目と同等な内容と質を持つ既修得科目が確認できる場合に「学則」を適用することとしているが、基本的には全科目の履修を推奨している。学士等編入学試験入学者(第 2 学年編入)についても同様な理由で、第 1 学年の全授業科目の受講を推奨している。国内外の大学等との単位互換は行っておらず、卒業に必要な全ての単位は本学が認定する単位である。

他大学との連携授業として実施している教養科目の「博多学」(九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、本学の五大学共同開講)、「食と栄養と健康」(福岡大学、中村学園大学、本学の三大学共同開講)についても、単位認定は本学教授会が判定している。

定期試験・再試験・追試験、共用試験、卒業試験の成績判定は、学務委員会で審議され、 学務委員会案として教授会へ提出され、単位認定が行われる。

総合学力試験等の総合的な学習到達度を測る試験結果については、科目ごとの得点をレーダーチャートで可視化するとともに、誤答問題の学習目標を学生に提示し、弱点の補強を指導している。

歯学研究科における各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末又は学年末に成績認定を行っている。コースワークにおいては、科目担当教員が4段階(優・良・可・不可)で成績評価を行い、可以上で合格としている。試験終了後に成績についての疑義がある場合は、学生が科目評価責任者に申し出ることで、個別対応している。

リサーチワークにおいては、主たる研究指導は教授又は准教授が行い、更に複数の研究 指導者を置き指導体制を充実させている(資料 3-2)。指導教員は手当の関係上 2 名まで (主、副)としているが変更は可能である。他大学、他研究機関にて研究指導を受ける場 合においても、本大学院の課程として行うものであるから、歯学研究科指導教員が当該大 学院学生の研究指導上の責任を負う仕組みになっている。

課程修了の質的・量的水準を具体化した「学位請求資格」には、将来学位請求をする上で博士課程在学中に学生が必要な要件を定めている(資料 4-2)。現時点においては、既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定や必要在籍期間の短縮といった措置は設けていない。

学位請求資格は以下のとおりである。

- 1) 本研究科博士課程に3年以上在籍する者。
- 2) 本研究科の定める修了に必要な単位を修得した者、または修得見込みの者。
- 3) 本研究科の定める必要な研究指導を受けた者。

- 4) 研究成果の公表として学会・研究会での筆頭発表演者(ポスター発表を含む)また は論文の第1著者として計2回以上の発表(公表)を行った者。
- 5) 大学院中間発表を実施した者。
- 6)授業料を完納した者。

学位申請論文の形式は、指定する学術雑誌に掲載された原著論文、あるいは掲載証明書を得た原著論文で、いずれも申請者が第一著者であることが条件である。また、すでに公表された原著論文に含まれる申請者自身によって得られた研究結果を系統的にまとめたテーシス形式の論文も審査の対象とされる。対象となる論文は原則としてインパクトファクターが付与された雑誌に発表されたものとし、質の高い論文が作成される仕組みになっている。

博士論文のあり方についての検討として、2015年に「学位規程施行規則の実施に関する細則」の改定を行った。共著者の増員を可能にしたことによって、学外機関を含む複数の研究グループからなる共同研究を推進できるようになった。また、リサーチワークの一環として、研究指導上有益と判断される場合には、他大学・研究機関にて研究指導を受けることができることを明示した。

予備審査ではそれぞれの項目について予備審査委員 3~4名が「学位審査基準」の各項目について評価を行ない、その評価に基づいて研究科委員会での本審査において合否を決定する。なお、予備審査のうち1回は公開発表会の形式として実施される。早期修了者の学位審査では外部審査委員を加えることで、透明性を高めている。

「学位審査基準」は、予備審査と本審査から成る学位審査において、以下の8項目を審査の基準として示したものである(資料 4-2)。

- 1) 研究目的が明瞭であること (課題設定が明らかであること)
- 2) 研究方法が適切であること(目的を達成するために適切な手法が執られていること)
- 3) 研究結果の取扱いや解釈が正当であること (適切なデータ収集と統計処理によって 結果を正しく導き出していること)
- 4)論旨に妥当性や一貫性があること(論理的な考察と結論が得られていること)
- 5)当該の学問分野において学術的な意義を見いだせること(新規性、先駆性、独創性、 有用性を持つ内容であり、査読のある学術雑誌に出版される水準であること)
- 6)研究に対して高い倫理的配慮がなされていること (法令及び研究機関などが定める 倫理指針を遵守し、研究の信憑性を揺るがす行為がないこと)
- 7)研究背景に対して広範かつ正確な知識を有すること (先行研究の情報収集が充分であって偏りがないこと)
- 8) 申請論文に対する貢献が明白であること(申請者と共同研究者の担当部分が明らかであり、申請者の主体的かつ中心的な関与が確認できること)

学位審査基準は大学院の手引とホームページにおいて学内外に広く明示・公表している。 また、歯学研究科の課程修了要件は「大学院学則」第9条によって、原則として「4年以 上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及 び試験に合格しなければならない」と定めている(資料1-2)。

2016年度から学位規程施行規則を厳格に運用して、学術雑誌に掲載又は受理された論文のみを学位請求論文として受け付けている。その代わりに、学術雑誌に投稿しているが受理の通知を得ていない論文については、第4学年の3月初めに仮の学位請求をすることを可能にした。この場合、在籍中に予備審査期間を確保することを条件にして、学術雑誌受理の上で、予備審査並びに本審査を学位申請後1年以内に終了すれば、本審査合格の月末に学位を授与することとした。この改正によって、修業年限内の学位授与を厳格化しつつも、事情により論文受理が間に合わない場合には一定の条件付きで救済できるようにした(資料4-1)。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

評価の視点 1: 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

評価の視点2:学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果 に照らして適切なものか。

評価の視点3:指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する 目的に応じた活用を図っているか。

本学は、学生が修得すべき能力を明確にし、学生が主体的に学習できるようにするためにアウトカム基盤型教育に基づいた 6 つのコンピテンスと 65 のコンピテンシーからなる 6 つのディプロマ・ポリシーとして学生が修得すべき能力を明示した(資料 1-3)。2019 年度のシラバス(授業要綱)作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーの記載を行い、各授業の特性と学習成果の目標であるディプロマ・ポリシーの達成との関連を明示し学習目標、行動目標および評価方法を明示している。また、ディプロマ・ポリシーに関連するコンピテンシーの達成度を数値化し、2022 年度より卒業生に対して「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果(ディプロマ・サプリメント)」を作成し配付している(資料 4-8)。

本学のディプロマ・ポリシーの達成が社会においてどのように活かされているかを解析し、卒業生の質的保証を行うために在学生および研修歯科医へのディプロマ・ポリシーや学士力についての認知度や今後の課題についてのアンケート調査および医学・歯学教育に関する教員や地域の有識者・開業歯科医院長によって構成される外部評価委員会による外部評価を受審した(資料 2-22、資料 4-24)。

学習成果の把握・評価はアセスメント・ポリシーに基づき、それぞれ定められた検証組織で実施し活用している。点検・評価を確実に実施するために、令和5年度にアセスメントプランの作成を開始した。令和6年度中に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している。

歯学研究科のシラバス(授業要綱)には、コースワークにて開講している授業科目ごと

に学習目標、行動目標、予習の項目、媒体・参考資料が示され、各学生の達成度を図るための成績評価の方法と基準を明確にしている。各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末又は学年末に成績認定を優・良・可・不可の4段階で判定している。また、学位授与に求められる学習成果を表にしてまとめ、ディプロマ・ポリシーの4項目に必要とされるコースワークでの学習成果と、リサーチワークでの活動ならびに学位授与基準8項目との関係性を対応表として大学院の手引に明示している(資料 4-2、資料 4-3)。

学習成果を適切に把握して公平に評価することは、大学院学生の経済的なサポートに関わる奨学金等の選考基準にもなるため重要である。学習成果の評価基準を明確するために、各年度初頭に前年度の学業成績を点数化し、研究科運営委員会と研究科委員会で公開している。コースワークでは、第2学年以上は単位修得状況(単位数、成績)、第1学年は入学時の共通科目(英語)の試験、面接試験の成績に基づいている。リサーチワークでは、年度末に「大学院活動ポートフォリオ」として提出された研究活動実績・成果(論文、学会発表)に基づいている。

以上のことから、本学は学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価 していると判断できる。

【点検評価項目】

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切

な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業

を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法 の開発

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

学習成果の測定を目的とした学生調査

・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3:学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等 の関わり

本学は、アウトカム基盤型教育に基づいた 6 つのコンピテンスと 65 のコンピテンシーからなる 6 つのディプロマ・ポリシーとして学生が修得すべき能力を明示した(資料 1-3)。 2019 年度のシラバス(授業要綱)作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーの記載を行い、各授業の特性と学習成果の目標であるディプロマ・ポリシーの達成との関連を明示した。

また、2014年度に採択された文部科学省大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)に よる大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」を推進しており、6 つディプロマ・ ポリシーに関連するコンピテンシーの達成度の数値化を試みている。2022 年度卒業生に対して、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果(ディプロマ・サプリメント)」を作成し配付した(資料 4-8)。

大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」の目標には、本学のディプロマ・ポリシーの達成が社会においてどのように活かされているかを解析し、卒業生の質的保証を行うための授業内容の改善を行うことを挙げており、その一環として在学生および研修歯科医へのディプロマ・ポリシーや学士力についての認知度や今後の課題についてのアンケート調査および医学・歯学教育に関する教員や地域の有識者・開業歯科医院長によって構成される外部評価委員会による外部評価を受審した(資料 2-22、資料 4-24)。また、日常的な点検・評価については学務委員会、部長会で実施し、全学的な点検・評価については事業報告等により自己点検・評価委員会で実施している。(資料 4-22、資料 4-25)

歯学研究科のシラバス(授業要綱)には、授業科目ごとに学習目標、行動目標、予習の項目、媒体・参考資料が示され、各学生の達成度を図るための成績評価の方法と基準を明確にしている。各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末又は学年末に成績認定を優・良・可・不可の4段階で判定している。また、学位授与に求められる学習成果を表にしてまとめ、ディプロマ・ポリシーの4項目に必要とされるコースワークでの学習成果と、リサーチワークでの活動ならびに学位授与基準8項目との関係性を対応表として大学院の手引に明示している(資料4-2、資料4-3)。

学習成果を漏れなく把握して公平に評価することは、大学院学生の経済的なサポートに関わる奨学金等の選考基準にもなるため重要である。学習成果の評価基準を明確するために、各年度初頭に前年度の学業成績を点数化し、研究科運営委員会と研究科委員会で公開している。コースワークでは、第2学年以上は単位修得状況(単位数、成績)、第1学年は入学時の共通科目(英語)の試験、面接試験の成績に基づいている。リサーチワークでは、「大学院活動ポートフォリオ」として報告された研究活動実績・成果(論文、学会発表)に基づいている。

令和5年度は、ディプロマ・ポリシーで定められた医療人として必要なプロフェッショナリズム・コミュニケーション能力について、当該能力を養成できるように授業が行われているかの点検・検証を教育支援・教学 IR 室運営委員会及び学務委員会にて行い、現行のカリキュラムにおいて、各学年で当該能力を獲得する機会が設けられていることが確認できた。また現行のシラバスや授業評価アンケートを活用した検証・評価においても学務委員会で実施し、改善点を次年度シラバスに反映できるようデータの提示を行った(資料2-15)。

また歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に基づき現行の授業科目・授業項目を総点検し、新たな教育項目については担当科目を指名し、授業に追加するなどの対応を実施し、令和 6 年度のシラバスに反映する準備をした。さらに、将来の分野別認証評価の受審に向け、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に基づく診療参加型臨床実習の充実及び内容等を検証する組織を立ち上げ、課題等の抽出を行うことで口腔医学教育の実践、検証を行った(資料 2-15)。

1~3 学年で実施している積上げ型の総合学力試験の学習成果を点検評価し、2021 年度から5 学年に積上げ型・総合学力試験を導入した。2022 年度から、5 学年の総合学力試験

については、総合学力試験前に実施する全8回の実力試験後にフィードバックを行い、復習を徹底させることで総合学力試験の備えを徹底させている。助言教員が学生の学習状況を確認・指導することを徹底し、学生には「積上げ・繰返し・学習(TKG)」を指導し、知識の積み上げを実践させている。また、5 学年の総合学力試験結果を分析し、議論を重ねて2024年度から4学年に積上げ型・総合学力試験導入することを決定した。これにより、学年ごとに知識の積み上げを実践し、評価する「6 年間一貫教育」が完成した。今後はこの教育方法を点検評価し、改善を重ねていく。(資料4-26、資料4-27)

本学は学生による授業アンケートを行い、その結果を基に各教員が授業の改善策を提出することを義務付けている。授業アンケート結果に対して、科目担当教員は「評価結果をどう捉えたか、今後の改善策をどうするか」等を回答し、授業アンケート結果とともに、授業評価報告書や学内専用のホームページで公開している(資料 4-28)。

第 1~3 学年に行っている総合学力総合試験の結果をレーダーチャートにまとめ、学生に弱点項目の確認と改善・向上に向けての個別指導を行っている。令和 5 年度は、低学年教育の充実と自主学習の促進を国家試験への取り組み強化策とし、各学年で実施する総合学力試験において学生の学力到達度を把握させる目的で試験結果のフィードバック方法を充実させた。その結果については助言教員にも共有し、学修指導に活用した。第 6 学年に対しては、模擬試験の分析結果に基づき各科目担当教員を集め、補強講義のための参考データを提示したほか、模擬試験直後に学生自身が弱点を把握し克服するために自習可能な時間を設定するとともに質問対応可能となるよう教員がスタンバイする体制を作った(資料 2-15)。

多肢選択問題である総合学力試験・再試験・追試験および卒業試験・再試験・追試験の問題は、複数分野の教員によりブラッシュアップを行い問題の適正化を行うとともに、試験結果(問題の正答率、識別係数)の解析結果を公表し、問題の質の改善や授業改善の資料として活用している。

歯学研究科においては、コースワークで開講している講義・演習の学生アンケート結果を授業担当教員へフィードバックしている。また、次年度の授業要綱等作成などの機会に教育目標やカリキュラムの編成・実施方針の適切性について研究科運営委員会において確認を行っている(資料 4-29、資料 4-30)。

大学全体としては、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を全学内部質保証推進組織として機能している自己点検・評価委員会において毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル (PDCA サイクル①)を機能させている (資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクル (PDCA サイクル②)を機能させている (資料 2-12、資料 2-13)。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版において 4、5 学年総合学力試験を導入したことは点検、改善の良い例であり、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

(2)分析を踏まえた長所と問題点

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力(6つのコンピテンス・65のコンピテンシー)をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定を行い、その到達度を可視化しているところに長所・特色がある。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となっている。この事は教学マネジメントにとって非常に有効な手段となっている。

2019 年度のシラバス(授業要綱)作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーの記載を行い、各授業の特性と学習成果の目標である6つのディプロマ・ポリシーの達成との関連を明示した。これに基づいて、2022 年度卒業生から、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果(ディプロマ・サプリメント)」を作成し卒業生に配付している。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等を適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の実践」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している(資料 4-5)。地域医療・災害口腔医学や課題解決演習などの科目の新設は、体系的な教育課程編成の例である。

実践的で特色のある実習として、本学園の介護施設での介護施設体験実習、九州大学と提携した実習、訪問歯科センターによる訪問診療体験、口腔保健・予防歯科による検診等学外実習、成人型患者ロボット及び小児型患者ロボットを使った医科歯科シミュレーション実習などがある。さらに、他大学との連携授業として、教養科目の「博多学」(九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、本学の五大学共同開講)、「食と栄養と健康」(福岡大学、中村学園大学、本学の三大学共同開講)を開講している。

カリキュラム編成においては、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に基づき現行の授業科目・授業項目を総点検し、新たな教育項目については担当科目を指名し、授業に追加するなどの対応を実施し、令和 6 年度のシラバスに反映する準備をした。さらに、将来の分野別認証評価の受審に向け、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版に基づく診療参加型臨床実習の充実及び内容等を検証する組織を立ち上げ、課題等の抽出を行うことで口腔医学教育の実践、検証を行った(資料 2-15)。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離した進級試験としての「総合学力試験」を実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている(資料 4-13)。2021年度に第5学年に総合学力試験を導入し、2024年度には第4学年に総合学力試験を導入する。これにより、第1~5学年のシームレスな知識の積上げを評価することができるようになり、卒業試験と合わせて6年間一貫教育による学習成果を点検評価できるようになる。また、学生が積上げ繰返し学習を実践するために、TKG サポーター(第1学年)

や助言教員(全学年)による学生支援も整備している。

令和 4 年度の本学の CBT 平均値は私立歯科大学の平均値を上回ったが、令和 5 年度は下回った。私立歯科大学の平均値は毎年低下しているが、本学の成績低下の原因を分析してさらなる改善、対策が必要である。歯科医師国家試験については、新卒の合格率が 45.0% (第 116 回) から 66.2% (第 117 回) となった。問題解決への改善策を教育支援・教学 IR 室や学務委員会及び部長会等で検討し、全学年のカリキュラム改革、教育方法の検討、試験の質の検証、学生支援制度の見直しなどの改善が必要である。

歯学研究科における長所としては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは完全に整合しており、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム(コースワーク・リサーチワーク)、入学者として求められる要件を明確に示している。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能(生命科学概論・演習)、

- ②口腔医学に関する能力(総合医学概論・演習)、③生命科学実験技能(生命科学実験入門)、
- ④特定領域研究・臨床能力(所属講座等の講義・演習)に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の修得へと有機的につなげている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、指導教員との話合いによる「大学院研究計画書」の提出と「大学院活動ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表・質疑応答が、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。

また、研究指導計画(指導方法及びスケジュール)の立案方法、1学年から4学年までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については大学院の手引に明確に示してある。

問題点としては、今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどにより、大学院希望者の増加を図る必要がある。この観点からも、他大学の大学院や社会人を経験して既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位認定制度の検討については、研究科委員会と研究科運営委員会が中心となって協議し、自己点検・評価委員会と連携しながら対応する必要がある。

(3)改善・発展方策と全体のまとめ

口腔歯学部においては、自己点検・評価委員会の指示で、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版に対応するために授業内容を検証し、新規あるいは追加項目について対応する授業科目を決定し対応した。また、本学は、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」を提唱・実践しており、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの中心とし、本学の特色を反映した体系的な教育課程を編成している。

本学の教育方針として 6 年間一貫教育を掲げ、学生が 6 年間、積上げ・繰返し・学習(TKG)を徹底することを入学時から指導している。CBT は 4 年間の学習成果の外部質保証となる

重要な試験であり、これに向けて1学年から学年ごとに知識を積み上げる必要性を学生に 徹底させている。そのための指導・支援として、1学年にTKGサポーター(2020年度新設) を、全学年に助言教員を配置し、学生のCBT PASS学習を定期的に点検・指導している。

本学の6年間一貫教育については、第 $1\sim5$ 学年の積上げ型・総合学力試験(第4学年は2024年度から)により学年ごとの学習成果を測定でき、また、学生は結果のフィードバックにより、誤答問題についての学修目標を知ることができ復習に活用できている。

さらに、6コンピテンス、65コンピテンシーに基づいて、学生が卒業までに修得した能力を測定した結果として、ディプロマ・サプリメントを配付している。これは、アウトカム基盤型教育を基盤とし、ディプロマ・ポリシーの到達度を数値化、可視化したものである。学習成果の評価については、教育支援・教学 IR 室や各種委員会にて間断なく実績の検証と改善を行うことが求められる。この取り組みは、中期的に共用試験や歯科医師国家試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育の PDCA サイクルの実質化につながると期待される。

成績評価、単位認定及び学位授与及び教育課程及びその内容、方法の適切性については、 学務委員会、教授会で定期的に点検・評価され、その適切性はさらに自己点検・評価委員 会で点検・評価されている。

PDCA サイクルの実質化のために、令和 5 年度は、口腔医学教育の実践を検証するため学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)に基づいたアセスメントプランの作成を開始した。令和 6 年度中に完成を目指し、アセスメントプランを基に各種委員会レベルで自己点検した取り組み状況を自己点検・評価委員会が点検・評価し、助言等を行うことで口腔医学教育の実践を検証するサイクルの確立を目指している

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めており、学位授与に向けて修得すべき具体的な知識、技能、能力、態度を明示している。その修得に向けた教育課程は、研究を推進するための知識獲得に向けたコースワーク、ならびに特定の研究課題に取り組むリサーチワークに整備されている。研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度始めに全ての大学院学生に指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」、年度終わりには一年間の成果として「大学院活動ポートフォリオ」の提出を義務付けている。2021年度からは「大学院の手引」に、学位授与までの学年次学習成果(ロードマップ)を表にしてまとめ、各学年での年間スケジュールを明示している。また、学位授与に向けての学位論文の審査基準は広く公開し、その基準となる8項目とディプロマ・ポリシーの4項目との関係性も明示している。大学院在籍期間中には計2回以上の「学会発表等」と複数教員による教育・研究指導に基づく「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間内で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を検討する必要がある。

また、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点として新たに複数項目追加されている。自己点検・評価委員会で検討し、抽出した項目に関わる委員会を明示し、今回の現状と課題 '23 で対応するように指示した。

【根拠資料】

資料 4-1 福岡歯科大学学位規程

- 資料 4-2 令和 5年度大学院の手引
- 資料 4-3 令和 5年度大学院授業要綱
- 資料 4-4 福岡歯科大学教授会運営規則
- 資料 4-5 福岡歯科大学課程表
- 資料 4-6 令和 5年度授業要綱
- 資料 4-7 福岡歯科大学ホームページ(教育内容の公表(課程表・シラバス))
- 資料 4-8 学修成果の可視化に関する資料
- 資料 4-9 福岡歯科大学大学院研究科委員会運営規則
- 資料 4-10 令和 4年度入学前教育概要
- 資料 4-11 令和 5 年度修学支援講義資料
- 資料 4-12 令和 5 年度学務委員会議事録
- 資料 4-13 福岡歯科大学大学院の単位認定に関する細則
- 資料 4-14 総合学力試験の実施について(学生保護者案内文書)
- 資料 4-15 福岡歯科大学試験、成績の評価及び進級に関する規則
- 資料 4-16 令和 5 年度 5 学年知識・学力評価について
- 資料 4-17 第 5 学年の総合学力試験と卒業試験・国家試験に関する分析
- 資料 4-18 平成 31 年海外研修派遣学生・引率教員一覧
- 資料 4-19 令和 3 年度第 6 学年統合演習 II 、実力試験(追加試験含)及び卒業試験の実施要領
- 資料 4-20 令和 5年度教員別オフィスアワー設定表
- 資料 4-21 講義録画システム利用案内
- 資料 4-22 令和 5 年度学務委員会議事録
- 資料 4-23 令和 4 年度卒業試験実施要領
- 資料 4-24 福岡歯科大学 AP事業 平成 28年度 外部評価での御指摘、御意見および意見書への対応
- 資料 4-25 福岡歯科大学自己点検・評価委員会議事
- 資料 4-26 令和 5 年度部長会議事録
- 資料 4-27 5 年生学力向上ワーキンググループ議事録
- 資料 4-28 令和 5 年度「学生による授業評価」報告書
- 資料 4-29 令和 2 年 2 月 4 日研究科運営委員会議事録
- 資料 4-30 大学院授業アンケート結果及び教員フィードバック後コメント

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

評価の視点1:学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・ 博士課程・専門職学位課程)に設定しているか。

評価の視点2:学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生 像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく 示しているか。

評価の視点3:学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を 公平、公正に実施しているか。

評価の視点4:入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを 整備しているか。

評価の視点5:すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)」は、「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できている。(資料 5-1)

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になった。

2017年度からは、整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけではなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である。

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点である(資料 1-5)。小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験以降では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。また、2021年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることは特徴の1つである。

入学者選抜当日は、体調不良の受験生に対応するため、別室受験の体制と整え、本学附属病院の看護師が対応するために待機している。特別な配慮を必要とする志願者にたいしても、別室受験が必要であれば対応できる体制である。(資料 1-5)

口腔歯学部では多様化する受験生ニーズに対応した選抜方法の改革の一環として、他大学の特待生制度及び本学特待生の出願状況、入学状況、修学状況を調査し、改善点を検討し、令和6年度入学者選抜へ反映させた。大学ホームページには受験生に対して分かりやすい情報提供を行っており、Web 出願を導入して受験生の利便性を図っている。(資料5-2)また、受験者増加に向けて教育内容や大学の特色等の情報発信を強化する目的として、オープンキャンパスの宣伝 YouTube 動画等にも本学教育の特徴である学生と教員の距離が近い点をアピールする等広く広報を行った。口腔歯学部の志願者数は231名で、入学者数は98名であった。

歯学研究科では志願者増加のため研修医の事前アンケートで希望の多かった教室の教授と大学院生の講演を実施し、大学院の周知・募集を行い、入学者数は9名であった。(資料5-3)

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営 体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると判断できる。

【点検評価項目】

②学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1:学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における

現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上

に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

口腔歯学部では入学試験委員会が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関する PDCA サイクルは機能していると言える。

新入生アンケート結果や入学者状況を分析の上、高校訪問、同窓訪問、広告戦略の検証を行った。

また、高校教員等の学外有識者の知見を参考に本学の入学者選抜の妥当性を検証するため、本学へ多数の入学者を輩出している高校及び予備校と選抜区分別の成績に関する資料を示し、意見交換を行った。その際に、理科の2科目受験や英語のリスニングの取扱い等について意見があったものの、出身学生の本学入学後の学業成績との相関を見ても、概ね現行どおりで問題はないのではないかとの意見であった。

また、第4学年CBT試験の成績を入試区分毎に分析した資料により入学者選抜の妥当性について検討を行い、入試区分による影響は顕著には認められないものの、近年、一般選抜区分での入学4年後にCBTを受験できた確率が低下傾向にあることを確認した。(資料5-4)

このように、入学試験委員会で入学者選抜の妥当性の点検・評価を実施するとともに、 毎年の事業報告書に基づいて自己点検・評価委員会においても点検・評価を実施している。

以上のことから、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に 向けて取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点である。

小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験以降では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。また、2021年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることは特徴の1つである。

2017年度からは、整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけではなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている。その対策として、歯学研究科への進学を奨励する制度(第二種特待生制度)、優秀な学生を表彰する制度(第一種特待生制度)、学部学生の頃から研究に触れさせて、歯学研究科進学につなげる取り組み(リサーチスチューデント制度)、臨床研修歯科医に対する歯学研究科進学への勧誘(研修歯科医臨床セミナー)を実施している。以上の改革は、歯学研究科入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

口腔歯学部では、2010 年度から入学定員 120 名のところ、募集人員 96 名で対応している。収容定員の未充足については、入学定員を 2020 年度に 96 名に変更したことで一定の改善は認められたが、出願者の減少については、早急に改善すべき課題である。将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していくことが必要と考える。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の 未充足が続いているため、研究科運営委員会において定員充足に向け検討を重ねている。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

「学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できている。口腔歯学部では入学試験委員会が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関する PDCA サイクルは機能していると言える。

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、学部学生、臨床研修歯科医、教員への様々

な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。今後は、研究 科運営委員会が中心となり、問題点を分析して適切な対応を行い更に定員未充足の改善を 図る。

【根拠資料】

資料 5-1 福岡歯科大学ホームページ (3 つのポリシー)

資料 5-2 福岡歯科大学ホームページ (入試情報)

資料 5-3 大学院のすすめ

資料 5-4 R5.9.29 入学試験委員会議事録

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

評価の視点1:大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※ 具体的な例

教員が担う責任の明確性。

・法令で必要とされる数の充足。

・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施 に適った教員構成。

・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。

・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の 面での適切性。

評価の視点2:クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員 として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を

適切に把握しているか。

評価の視点3:教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

評価の視点4:授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あら

かじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者

にそれを行わせているか。

本学の建学の精神を踏まえ、その理念と目的を実現するため、大学として求める教員像を設定し、教員組織の編制方針を定めている(資料 6-1)。

「福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」については、2019年9月の自己点検・評価委員会で本学の実体に即した原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、2019年10月15日開催の第540回理事会で承認された(資料2-2、資料2-3、資料2-6)。

大学として求める教員像としては、優れた人格と見識を有するとともに、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績を有すること、また、本学の定める3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育研究に専念すること、更に、「福岡歯科大学教員選考規程」に基づき教員の資格を定め、建学の精神と口腔医学の理念に適う資質を大学の教員像として求めている(資料6-2)。

教員組織の編制に関しては、教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動について学長が統督し、関連法令により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置している。 その際、教育研究上の必要性や専門的力量、適切な学習指導能力等を踏まえた上で、年齢 構成、ジェンダー、経歴等に配慮している。各教員の担当授業科目、担当授業時間については、本学ならびに本学園内他大学の業務状況も併せて、年度初めに全教員からの年間授業計画に基づいた授業科目及び授業時間数の申告に基づき、各所属長が承認の上、大学へ報告する体制を構築しており適切に把握・管理している。本学ではクロスアポイント制度は採用しておらず、専任教員以外が講義・実習等を担当する場合は、全て非常勤講師または兼任講師として授業科目・授業時間数を明示した上で教授会にて確認を行った後、発令を行っており、シラバスにも講師名や授業内容、授業時間数を明記することで講師の業務範囲を明確化している。教員と職員は、中期構想に基づいて各部署で策定した事業計画に従って教職協働体制を構築し、適切に分担・協力・連携を行うことで組織的かつ効果的な教育研究活動を実現している。授業における補助指導者として本学ではTA(ティーチングアシスタント)を大学院生から採用しており、当該大学院生の指導教員からの申請により研究科委員会で指導補助者として適切であるか確認している。採用後は毎年TA可修会への参加を義務付け、教育スタッフの一員として教育改善への貢献を求めることやTAの役割等について研修を受けている。また業務実施後は指導教員からの業務報告書を学長が確認する体制を構築しており適切に運用しているといえる。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ 十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として 目指す研究上の成果につなげていると判断できる。 『福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、次のとおり求める教員像及び教員組織の編制方針を定める。

【求める教員像】

- 1.優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育研究及び臨床に対して熱心に取り組む者
- 2.「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育研究に専念する者
- 3. 本学の建学の精神を理解し、口腔医学の推進に寄与する者

【教員組織の編制方針】

- 1. 教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動については学長が統督する。
- 2. 関連法令により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置する。
- 3. 教育研究上の必要性を踏まえた上で、年齢構成及び性別等に配慮した教員組織を 編制する。
- 4. 教員の募集、採用、昇任等は、公正かつ適切に実施する。
- 5. F D 活動を組織的に推進し、教員の資質向上を図り、教育内容・方法等の改善に継続的に取り組む。
- 6. 教員の教育研究活動の業績を評価し、その活性化を図る。

【点検評価項目】

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

評価の視点1:教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に

配慮しながら人事を行っているか。

評価の視点2:年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別

など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、求める教員像、教員組織の編制方針に基づき、教員の募集、採用、昇任等を公正かつ適切に実施している。教員の募集、採用(昇任を含む)に関する基準は「福岡歯科大学教員選考規程」及び「福岡歯科大学教員選考に関する資格細則」等に定められており、それに基づいて手続きを行っている(資料 6-2、資料 6-3)。教員の募集時には、教授会承認の上、教育研究業績審査委員会を設置し、応募資格、提出書類等の公募要領を作成して公募を行っている(資料 6-4)。選考を進めるにあたり、提出書類である履歴書及び業績のほか、教育、研究、診療についてこれまでの経験と抱負、これまで受けた助成金・補助金等により、教育研究業績審査委員会で業績等の審査を行っている。特に教授については、JREC-IN等の活用により広く公募し、書類の提出に加えて公開での意見発表を課している。

教授及び准教授の採用については、学長が教育研究業績審査委員会の報告に基づき、教授 会の意見を聴いて最終教員候補者を決定し、常任役員会、理事会での議を経て決定してお り、非常勤講師、助教、助手については、部長会にて検討の上、教授会で意見を聴いて大 学長が選考し、理事長の承認を得て決定している。

歯学研究科においては、本学は大学院としての専任教員を持たないため、必要な人員は、 口腔歯学部の教授及び准教授が指導教授又は授業担当として兼任しており、学長は研究科 委員会の意見を聴取後、理事長に候補者を推薦し、常任役員会、理事会の議を経て採用を 決定している。

なお、教育研究業績審査委員会は学長1名と3部門からの教授6名の総計7名、部長会は学長のほか、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長の9名で構成されており、選考に関わる公平性に配慮されている(資料6-2)。

大学の教員組織は3部門13講座39分野、3つのセンター及び1室にて編制し、設置基準以上の教員を十分に確保している。なお、本学は単科大学であるため、この全学的な教員組織をもって、教育研究活動を展開している。

具体的な教員組織の編制は、口腔・歯学部門は4講座11分野、全身管理・医歯学部門は3講座14分野、社会・基礎医歯学部門は6講座14分野、3センター(口腔医療センター、口腔医学研究センター、地域連携センター)、1室(教育支援・教学IR室)から構成されている(資料6-5)。各分野の構成人数は学長を委員長とする「教員組織検討委員会」で原案を策定し、部長会(学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織)及び教授会での意見聴取後、理事会の議を経て決定した教員定数に基づき、教員組織の編制を行なっている(資料3-10、資料6-2)。歯学研究科においては、学長を研究科長とする研究科委員会が置かれ、研究科教員組織の編制を行っている。研究科教員は口腔歯学部の教授・准教授の中から選任され、口腔歯学部との併任である。

2024年の教員数は、口腔・歯学部門は57名、全身管理・医歯学部門は45名、社会・基礎医歯学部門は36名、3センター(口腔医療センター、口腔医学研究センター、地域連携センター)は13名、1室(教育支援・教学IR室)は1名の教員により構成されている。また、大学院卒後助教4名を口腔・歯学部門に配置している。その他に、上記部門等に所属しない客員教授・准教授13(常勤5名、非常勤8名)名、臨床教員32名、非常勤講師82名を配置し、総計280名の教員から構成されており、口腔医学を推進するために必要な教員組織が編制されている。なお所属教員総括については表6-1のとおり。

表 6-1:所属教員総括

	学長	教授等	准教授	講師	助教	計
学 長	1					1
口腔・歯学部門		10	6	18	23	57
全身管理・医歯学部門		13	3	6	23	45
社会・基礎医歯学部門		9	10	10	7	36
口腔医療センター		3	1	5	1	10
口腔医学研究センター		2	1			3
教育支援・教学 IR 室		1				1
その他客員教員(常勤)		5				5
計	1	43	21	39	54	158

歯学研究科においては、口腔歯学部と同様な組織編制の下、教授(学長含む)39名と准教授20名、非常勤講師1名の総計60名(2024年9月現在)により構成されている(資料6-5)。

教員の確保にあたっては、学位の取得を要件とすることで教員の専門性と資格を明確化し、教育目標やカリキュラムに基づく採用、年齢構成に配慮した採用を目指している。大学全体の教員(学長、客員教員(常勤)含む)の平均年齢は46.5歳で、年齢別では20歳代が5名(3.2%)、30歳代が53名(33.5%)、40歳代が38名(24.1%)、50歳代が35名(22.2%)、60歳以上が27名(17.1%)の構成となっている。職位別では教授(学長、客員教員(常勤)含む)44名、准教授25名、講師35名、助教54名であり、大学設置基準で求められる専任教員数129人以上(内教授18人以上、講師以上36人以上)を満たしている。その他、男女別では男性111名、女性47名でバランスの取れた教員構成となっている。

「口腔医学」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、教養から専門まで必要な科目を3部門で分担している。必修科目については概ね専任教員が担当し、教育支援・教学IR室が教養教育から専門教育までの支援を広く行う体制をとっている。本学のカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は学長のリーダーシップのもと部長会、教授会及び学務委員会において包括的に検討し、アウトカム基盤型教育に基づいて定めている。教養教育においても身に着けるべき能力(コンピテンス・コンピテンシー)を設定し、それにも適合した教員を配置した運営体制を整えている。歯学研究科においては、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員の研究テーマ一覧表を作成し、各教員がその専門性に基づいて適切に配置されている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施 し、教員の資質向上につなげていること。

評価の視点1:教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる

組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点2:教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、

組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

評価の視点3:大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育

活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

評価の視点4:教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授

業の運営等が適切になされるよう図っているか。

教育研究活動等の改善・向上、活性化に向けては、ファカルティ・ディベロップメント (FD)活動を組織的に推進して教員の資質の向上を図りながら教育内容・方法等の改善に継続的に取り組んでいる。更には、教員の教育研究活動の業績を年一回の人事考課により 点検・評価し、その活性化を図っている(資料 6-3)。

FD に関しては、「学則」第 10 条の 2 に基づき FD 委員会の下で、学生支援の充実に関する FD、教員の資質向上に関する FD、大学院及び研究の活性化に関する FD、その他、助言教員 FD 講習会、大学教育再生加速プログラムに関する FD が組織的に実施されている(資料 1-1、資料 2-19)。その内容は、学務ならびに研究、更にはハラスメント関連と多岐にわたり、教員の資質の向上において有効かつ適切に行われている(資料 6-8)。

教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に向けては、学生授業アンケートによる授業評価をほとんどの授業を対象に実施している。授業の準備状況、授業方法の適切性、教員の熱意等に関する調査結果を担当教員へフィードバックし、それを受けての改善策を授業評価報告書として作成している(資料 6-9)。

研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るため、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて、申請書作成のポイントについての講習会を毎年実施している。

また、研究テーマの取り組み進捗状況等の報告書を年に2回作成し、それを基に教授を対象とした理事長ならびに学長との面談を実施している(資料6-10)。更に、「FDC collected papers」を毎年発刊し、ホームページ上での研究業績データベースとともに広く公開している(資料6-11)。

教員の業績を評価する仕組みとして、教育活動に加えて、研究活動、管理・運営・社会活動等は年に一度の人事考課により5段階評価を行い、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている(資料6-7)。

また、大学院生がティーチング・アシスタント (TA) として教育に関わる場合は、その役割と心得に関する研修会を実施し、授業の運営等が適切になされるよう TA の資質の向上を図っている。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ つ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていると判断できる。

【点検評価項目】

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1:教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や

成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り 組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員の個人ごとの点検・評価は、2004 年度から導入した人事考課制度によって、教育、研究、診療、管理・運営・社会活動の項目について各教員が中期構想に関連した重点目標を設定し、その達成度をその実績、意欲・態度、能力別に毎年1月に一次考課と二次考課の二段階のシステムにより厳正に評価している(資料6-6)。教員組織の適切性については、学長等が各講座・分野の教育・研究等の実績や理事長等との教授面談等を通じて課題を把握し、教員組織検討委員会及び部長会にて点検・評価している(資料6-10、資料3-10、資料6-2)。

上記の自己点検・評価結果に基づき、2021年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設した。2022年度には総合医学講座の内科学分野内に呼吸器内科を新設し、これらの新設に伴い、福岡歯科大学教員選考規程における教員定数表の見直しを行った。また、2023年度にはそれまで独立していた社会医歯学部門と基礎医歯学部門を統合し社会・基礎医歯学部門とした(資料 6-12)。その他、2016年には、教員に対する多面的な評価ならびに職務意欲の向上に向けて、医科歯科総合病院で顕著な臨床実績を有する医師ならびに歯科医師に新たな称号の付与と手当の支給のための「福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則」等を制定し、現在2名に対して病院准教授の称号を付与し、臨床の活性化を図っている(資料 3-13、資料 6-13)。

大学全体の点検・評価としては、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル (PDCA サイクル①) を機能させている (資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクル (PDCA サイクル②) を機能させている (資料 2-12、資料 2-13)。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて 取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、社会・基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの修得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学 IR 室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。

また、教育内容の改善等を目的とした FD 委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関する FD」、「教員の資質向上に関する FD」、「大学院及び研究の活性化に関する FD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ

全員が参加している。教員は FD を通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に5段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

女性教職員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設した(資料 6-14)。2022 年度には新たに 4 名の女性教員が教授へと昇任した。

問題点としては、教員組織における准教授の充足の促進を検討する必要がある。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

2019 年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って 2016 年度には、3 つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学 IR 室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3 つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学 IR 室により継続的に分析を行い、FD 事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上と大学が打ち出す改善・発展方策の共有へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。また、2024 年度末には3名の教授が定年退職する。建学の精神の理念に基づいた教育研究を滞りなく実践するためにも、大学として求める教員像に基づいた教員を速やか、かつ適切に配置する必要がある。

【根拠資料】

- 資料 6-1 福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針
- 資料 6-2 福岡歯科大学教員選考規程資料 6-3 福岡歯科大学教員選考に関する資格細則
- 資料 6-4 教員公募要領
- 資料 6-5 所属別教職員総括表
- 資料 6-6 大学院研究指導教員一覧
- 資料 6-7 人事考課マニュアル
- 資料 6-8 令和 5 年度 FD 計画及び実施一覧
- 資料 6-9 授業評価アンケートフィードバック
- 資料 6-10 研究テーマ様式及び依頼文
- 資料 6-11 FDC collected papers2018
- 資料 6-12 令和 5 年度教員組織検討委員会議事録
- 資料 6-13 福岡医科歯科総合病院ホームページ スタッフ紹介

資料 6-14 ホームページ(ぺんぎん保育園)

第7章 学生支援

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

評価の視点1:学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を 整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っている

評価の視点 2 : 各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

評価の視点3:学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援 は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか (補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行って いるか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境 確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか(機器 貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する 学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境 へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生 の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援な ど、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的 人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では「学生支援の方針」(資料 7-1) に基づき、学生支援体制の整備、改善、強化に努めている。評価の視点 1~3 に基づき現状分析した内容について、修学支援(学習面)、修学支援(経済面)、生活支援、進路支援、その他の支援、学生の基本的人権の保障の順に現状を分析する。

修学支援(学習面)

本学では役職が講師以上の教員1名に対し8名程度の学生の助言を担当する「助言教員 制度」(資料 7-2) が整備されており、助言教員は学務課によって厳重に管理された学生ポ ートフォリオ:指導記録(資料 7-3)を活用し、科目担当教員と連携しながら担当する学 生の修学支援を行っている。6 月には中間試験の成績を踏まえて、学生の能力に応じた助 言面談を実施している。8月6日(日)には保護者等を対象にした学年説明会(基本対面 だが電話や Zoom による面談も可)を開催し、ご子息・ご息女の出席状況・成績について保 護者等と共有しながら、個々の学生の状況に見合った学習指導を展開している。前期の定 期試験で再試となった学生に対しては、再試に向けた学習方法に関する説明会を開催する とともに、夏休みの間、講義室を自習室として開放し、科目担当教員の見回りと教員から の声かけにより質問を受け易い環境作りを心掛けている。前期で留級が確定した学生に対 しては速やかに助言面談を行うとともに、必要な場合は保護者等同伴で助言教員・学生部 長(学生部次長)による三者面談を行い、今後の学習の進め方もしくは進路について相談 できる機会を設けている。後期についても、11月に中間試験の結果に基づいた助言面談を 実施し、学生ポートフォリオを活用しながら、個々の学生に見合った極め細かな修学支援 を行っている。翌年1月には期末テストの結果を踏まえて、再試となった学生に対して重 点的に助言面談を実施し、留級が確定した学生に対しては速やかに助言面談を行うととも に、必要な場合は保護者等同伴で助言教員・学生部長(学生部次長)による三者面談を行 い、今後の学習の進め方もしくは進路について相談できる機会を設けている。これらの実 施にあたっては、教育支援・教学 IR 室が成績の分析・集計を担当し、学務課職員が資料作 成、アナウンス、面談の日程調整などを担当し、助言教員と連携して修学支援を行ってい る。

病気・怪我・遅刻等で講義を受講できない学生に対しては、講義録画システムが活用でき、講義内容を後からでも視聴可能な支援を行っている。

新入生には前述の内容に加え、特に重点的なサポートを行っている。入学前教育については総合型選抜 I 期・学校推薦選抜の入学者のみを対象とし、現代文(75 分 8 回 + テストを年末と年明けに分けて 2 クール)、物理(50 分 4 回 + テスト)、化学(50 分 6 回 + テスト)、生物(50 分 6 回 + テスト)の学習支援をしている。入学後は入学時学力テスト(英・数・物・化・生)の結果を教育支援・数学 IR 室が集計し、レーダーチャートにして学生にフィードバックしている。助言教員が担当学生の面談を行い、それぞれの成績に見合った

指導を行っている。また、理科三科目(物理、化学、生物)については基準点(下位 3~4 割)に満たない学生に対し、4 月から 5 月初頭にかけて e-Learning(Moodle)でオンデマンド形式の復習講義(科目毎に 50 分 3 回+確認テスト)を実施している。科目担当者は定期的に受講状況を把握し、学生の状況に見合った助言を行っている。さらに、第 1 学年のみ TKG(積み上げ・繰り返し・学習)サポーター(助教 1 名が学生 3~4 名を担当)を配置し、助言教員をバックアップしている。講義で習った内容と参考書の関連問題を紐付けする等の学習指導方法が詳細に示された「TKG マニュアル」に基づいた修学支援を行っている(資料 7-4)。

第2学年の学士等編入学学生に対しては、第1学年履修科目(解剖学,歯科理工学,細胞生物学,生理学)の補講(対面講義もしくは録画システムを活用)を実施している。

成績不振学生に対しては科目担当教員と助言教員が連携し、さらにきめ細かな履修指導を行っている。成績不振学生の学習支援の一環として、本学では「ステューデント・アシスタント(SA)制度」を設けており、学年毎に講義・実習初日のオリエンテーションで学生に周知している(資料 7-5)。また、本制度については定期的に(試験前等)学務課より学生に向けて周知している。希望者は SA による個別指導が受けられ、2023年度はのべ23名の学生がこの制度を利用している(資料 7-6)。留級者および休学者については助言教員が定期的に連絡し、現状把握に努めている。退学希望者については、当該学生および保護者、学生部長(学生部次長)、助言教員、学務課による面談を開催する等の支援を行っている。

留学生については学部・大学院ともに在籍していない(2023 年度)。障がいのある学生については第4学年に上下肢機能障害のある学生が1名在籍している。本人の申し出により、0SCE(2024年2月18日実施)の試験では、左手で診療器具を取り扱えるよう、適切に対応している。

Moodle を用いたオンデマンド形式の講義および実習は、新型コロナウイルス感染症の第5類への移行(2023年5月8日~)に伴い、そのほとんどが対面で実施されるようになった。既述の通り、一部、新入生のリメディアル教育にオンデマンド形式の講義を採用しているのみである。但し、引き続き自宅など学外でも自学自習が行えるよう、Moodle を活用した学習支援(講義資料の掲示、動画の閲覧、レポート提出等)は継続されている。

大学院生については、研究活動の取り組み内容について、指導教員以外の教員(大学院生が希望する教員 2 名、研究科運営委員会委員より選出された 2 名)から指導を受ける機会として第 3 学年の 9 月もしくは 2 月に中間発表会を開催している (資料 7-7)。2023 年度の実績としては、9 月の発表者はいなかったが 2 月は 6 名が発表している (資料 7-8)。

修学支援 (経済面)

学部学生の経済支援としては、特待生制度および奨学金制度を整備・活用している。

入試の成績で決定される特待制度は学年毎に特色が異なり、一般入試 A 日程特待生(授業料を約 246 万円免除)、特待生(学生納付金を 150 万円免除)、スタート支援入試特待生(初年度納付金が入学金 50 万円のみとなる)、専願特待生制度(6 年間で 650 万円の免除)、専願 S 特待生(6 年間で 1,250 万円の免除)があり、対象となる学生は担当の委員会において決定している(資料 7-9、資料 7-10)。2023 年度の実績は、第 1 学年 9 名、第 2 学年 10 名、第 3 学年 6 名、第 4 学年 5 名、第 6 学年 1 名である(資料 7-11)。これとは別に、学年

毎に学業成績上位 2 名 (入学時特待生を除く) を特待生に選出し、次年度の授業料が 150 万円免除になる経済的支援を行っている(資料 7-9)。

一方、奨学金制度については、外郭団体として 1975 年に発足した福岡歯科大学学生共済会からの学生への経済支援として、就学共済給付金(授業料の半額)を給付、また、一般奨学金(甲種:月額5万円、乙種:月額10万円)を貸与している(資料7-12)。 日本学生支援機構の奨学金は、給付奨学金(月額12,800円~75,800円)、第一種奨学金(月額2万円~6万4千円(無利子)) および第二種奨学金(月額2万円~16万円(有利子)) が給付・貸与されており、民間団体の奨学金についても給付の実績(公益財団森田育英会1件・公益財団法人NSKナカニシ財団2件) がある(資料7-13、資料7-14)。

大学院生の経済支援についても、特待生制度および奨学金制度を整備・活用している。 大学院生の経済的基盤を支え学業・研究継続の機会を保障することを目的として奨学金(年間70万円給付)を設定しており、研究能力が高く学業成績が優秀な者として2023年度は12名に給付を行った(資料3-14)。また、特待生制度として、①大学院での学業成績が特に優秀であり品行方正な者を表彰し、研究に専念する環境を支援するため、学術奨励金として年額120万円を給付する制度(第一種特待生)並びに②本学若しくは他大学の学部における特待生制度又はそれに準ずる制度で表彰を受けた者に大学院在学期間中(標準修業年限を超えて在学する期間及び休学期間を除く。)の授業料(280万円)を免除する制度(第二種特待生)を2017年度に新設し、2023年度は第二種特待生を2名選考した(資料3-15)。各種アシスタント制度としてのRA(年間約38万円支給)、TA(年間27万円支給)を経済支援に活用し、2023年度は、RA:11名、TA:10名を採用し、それぞれに手当を支給した(資料7-15、資料7-16)。2023年度日本学生支援機構の奨学金は、第一種奨学金(月額8万円~12万2千円(無利子))が7名に貸与され、民間団体の奨学金は1名(公益財団法人森田育英会)が給付を受けた(資料7-17)。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、学生共済会等と連携し、メール配信や掲示板を使って各種奨学金の周知を行うとともに申請手続きの支援を適宜実施している。2023年度は、学業成績が特に優秀で品行方正かつ健康な学生 41 名に対して、各種特待生制度を実施した(資料 7-11)。

スチューデント・アシスタント制度として、口腔歯学部学生及び大学院生が、学生に対する学習支援や学生生活支援業務に従事した場合、その採用者に手当(時給 1,000 円、夏季休暇中は時給 1,500 円)を支給している(資料 7-5)。

生活支援

学生共済会の事業の一環として、本学の学生が福岡歯科大学医科歯科総合病院を利用した場合、保険適用内については診療費の3割を補助している。一般的に国民健康保険から7割の給付が受けられるため、この制度を利用すると自己負担額は実質ゼロになる。また保険適用外については診療費の7割を補助している。また、本学病院で処方された処方箋を本学内にあるクオール薬局で利用した場合の投薬料も同様に補助している(資料7-18)。学生の心身の健康等への配慮については、まず、学生の健康維持やメンタル面を支援するために学生相談室(保健管理センター)を設置している。看護師1名 専門のカウンセ

るために学生相談室(保健管理センター)を設置している。看護師 1 名、専門のカウンセラー(公認心理師・臨床心理士)2 名が常駐し、学生の健康管理を行うとともに学生生活における様々な問題に対してともに考えていけるよう支援を行っている。医師はセンター

に常駐していないが、渡り廊下を挟んで隣にある本学医科歯科総合病院との連携が図られており、必要時に駆けつける体制を整えている。2023 年度のセンターの歯科大学生のセンター利用実績はのべ58名、心理相談対応件数はのべ333件であり、施設は有効に活用されている(資料7-19)。

学生の保健衛生、健康及び安全等への配慮については、例年、全学生を対象にした健康に対するアンケート調査、健康診断および防災訓練を実施し、第4学年には、B型肝炎予防接種の抗体検査およびワクチン接種を実施している。

第1学年から第4学年に交通安全教室及び薬害防止等講習会を例年実施している。

本学では一部を除き対面講義を実施しているため、現状において学生の孤立化を防止するための措置は行われていない。

進路支援

学生のキャリア支援の体制については、就業支援の一環として本学 HP 上に求人情報を検索・閲覧できるページを常設し、学務課員が就職相談窓口となり歯科医院からの求人依頼をタイムリーに HP へ反映できる体制を整備している(資料 7-20)。

また本学は卒業生のほとんどが歯科医師になることから、在学中よりキャリア支援教育に力を入れており、特に 2018 年度のカリキュラム改訂以降、第1学年での医・口腔医学概論、キャリアデザイン/地域医療、介護施設体験実習、第3学年での介護実習、第3学年の診療参加型臨床実習での高齢者施設、居宅訪問歯科診療、九州大学との相互施設連携実習、海外の協定校への臨床施設訪問等多様なキャリア支援科目の新設及び充実を図っている。なお、2023 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、九州大学との相互実習や海外協定大学への訪問等の一部の実習については中止となった。九州大学との相互実習は 2024年度より、海外協定大学への訪問は 2025 年度より再開可能となるよう関係先と調整を行っている。

その他の支援

学生の正課外活動(部活動等)については、2005年に「責任ある自治の精神に則り、会員相互の親睦融和を図るとともに、会員の学術の向上、人格の陶冶及び身体の練磨に努め、もって明朗かつ伝統ある学園の発展に寄与すること」を目的として発足した、福岡歯科大学学友会を中心に、学友会構成員と学友会会費によって、体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っている。会員は、正会員(学生)と特別会員(学長、学生部長、学務委員会委員、学務課長、体育部会顧問、学術文化部会顧問)で構成し、学友会の主な機関として、協議会、学生委員会、学生総会、総務委員会、体育部会、学術文化部会等を組織し、学生と教職員が一体となって正課外活動の充実を図っている(資料 7-21)。なお、体育部会及び学術文化部会には顧問を、各クラブには部長を配置し、教員がその任に当たっている。また、外郭団体として1973年に発足した福岡歯科大学父兄後援会(2017年度から学生後援会に改称)からは、全日本歯科学生総合体育大会に係る参加経費の助成を受けている(資料 7-22、資料 7-23)。

学生の基本的人権の保障

ハラスメント(アカデミック、セクシュアル等)防止については、1999年1月に制定された「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」でハラスメント防止ガイドラインを定め、

教職員及び学生に周知している。また、ハラスメント防止等に適切に対応するため、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班の設置などにより、ハラスメント防止および相談等に対応している。

また、障害のある人への「合理的配慮の提供」の 2024 年 4 月からの義務化に向け、関連規定を制定した他、支援相談員の配置や入学後の修学支援の体制を整備した。(資料 7-24)以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していると判断できる。

【点検評価項目】

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点1:学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現

状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に

取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援に関する定期的な点検・評価、その結果に基づく改善・向上への取り組みとして、教員が学生指導等を実施した際の記録を一元管理し、助言教員が交代した場合でも継続した学生支援が可能な体制を整備している。その一環として、紙面での学生ポートフォリオを個人ファイル化し、助言教員の求めに応じて迅速に開示できるようにしている他、2019年度に学生単位で申し送り事項をポータルサイト内で助言教員が記載・閲覧できるようシステム改修を行い現在も活用している(資料 7-25)。

その他、学生支援に関し、「学生実態・満足度調査(2015年度~)」や「学生の予習復習・生活実態調査(2014年度~)」等の各種アンケートを活用することで、学生生活の実態の把握に努めている。また、学生の代表と大学の役職教員が毎年対面での意見交換会「学生懇話会」を開催し、大学教育や大学施設、学生生活全般に至るまで幅広い意見交換を行っており、学生支援体制の有効性や適切性について学生の声を基に点検・評価を行っている。

学生支援の改善・向上に向けた取り組みとして、学生ポートフォリオやポータルサイトでの助言学生の指導記録・申し送り事項に基づき、翌年度、助言学生へ向けた指導方針や改善策を策定することを促す目的で年度末に助言教員FDを実施し、その中で学生指導マニュアルの改訂も行っている。(資料 6-8)。「学生実態・満足度調査」や「学生の予習復習・生活実態調査」並びに「学生懇話会における学生からの要望」に対する分析結果及び点検・評価結果に基づき、教育関係並びに学生支援等に関する改善を要する事項については、学務委員会等において検討のうえ教育支援・学生支援の改善に取り組んでいる。また、施設・設備や環境等の整備に関する事項については、関係部署と協議のうえ改善・向上に取り組んでいる。

自己点検・評価委員会において、例年、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル (PDCA サイクル①)を推進している (資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出と、その後の改善の状況を取りまとめ翌年に

実施する改善報告により、PDCA サイクル(PDCA サイクル②)も機能させている(資料 2-12、 資料 2-13)。

以上のことから、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて 取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学における学生支援の長所としては、少人数制で学生を支援する助言教員制度や TKG サポート制度が挙げられるが、助言教員間で学生支援の質や量に格差が生まれるのが本制度の問題点と認識している。助言教員が代わっても変わらぬ学生支援ができるように、当該学生の状況を把握できる仕組み(学生ポートフォリオやポータルサイトシステムによる申し送り事項記載欄)を整備しているが、この仕組みを十分に活用できていない例が散見される。

正課外活動(部活動等)支援に関しては、学生を正会員として組織した学友会において、体育部会及び学術文化振興に関する活動、地域交流、ボランティア活動への支援を実施しているが、新キャンパスへの移行に伴い 2023 年 8 月より体育館の解体作業が開始されたため、体育館を使用する部活の活動が制限されている。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

助言教員間における学生支援の質や量に格差が生まれる問題については、助言教員を対象にして定期的に FD を開催する等、助言教員が行う学生支援の質向上に努めている。さらに、助言教員が学生に対して行う支援について詳細に解説した TKG サポートマニュアルについても定期的に改善を行っており、指導教員が行う支援の質を担保できるように努めている。

新キャンパスへの移行に伴い、一部の部活動が制限されている問題については、2024年度の活動に向けて部活費の追加支援を行う等の対応を行っている。

全体を通じて、本学は学生支援の体制は整備されており、学生支援は適切に行われていると判断できる。

【根拠資料】

- 資料 7-1 福岡歯科大学 学生支援の方針
- 資料 7-2 福岡歯科大学助言教員細則
- 資料 7-3 学生ポートフォリオ(学生指導記録)
- 資料 7-4 令和 5 年度 TKG サポーターマニュアル
- 資料 7-5 福岡歯科大学 スチューデント・アシスタント規程
- 資料 7-6 令和 5 年度の SA の実績が記載された資料
- 資料 7-7 中間発表会について記載した資料
- 資料 7-8 令和5年度の中間発表会の実績が記載された資料
- 資料 7-9 福岡歯科大学 特待生規程
- 資料 7-10 学校法人福岡学園特待生制度・奨学制度等の運用について
- 資料 7-11 令和 5 年度の特待生の実績が記載された資料

- 資料 7-12 福岡歯科大学学生共済会奨学規程
- 資料 7-13 日本学生支援機構の資料
- 資料 7-14 民間団体の奨学金の実績資料
- 資料 7-15 福岡歯科大学大学院リサーチ・アシスタント規程
- 資料 7-16 福岡歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程
- 資料 7-17 大学院奨学金受給の実績資料
- 資料 7-18 福岡歯科大学学生共済会規約
- 資料 7-19 2023 年度保健管理センター利用状況
- 資料 7-20 福岡歯科大学HP (就職情報卒業生向け)
- 資料 7-21 福岡歯科大学学友会会則
- 資料 7-22 福岡歯科大学学生後援会会則
- 資料 7-23 全日本歯科学生総合体育大会実施伺
- 資料 7-24 福岡歯科大学障害学生支援規則
- 資料 7-25【助言教員用】ポータルサイト活用マニュアル

(1) 現状分析

【点検評価項目】

① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

評価の視点 1:教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の 教育研究環境を適切に整備しているか。

評価の視点2:学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や

ICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進

しているか。

評価の視点3:学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

施設設備の整備に関しては、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」のひとつである「学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する」に基づき実施している(資料 8-1)。

本学のキャンパス内には、医科歯科総合病院、学生研修センター、体育館、アニマルセンター等を配置しているほか、併設校の福岡看護大学、福岡医療短期大学を同一キャンパス内に設置しており、各大学の施設・設備も活用して教育研究環境の充実を図っている。また、介護老人保健施設及びグループ法人運営の特別養護老人ホームの二つの介護保険施設も同様にキャンパス内にあり、隣接する医科歯科総合病院と連携し地域の保健・医療・福祉の拠点としての役割を担うとともに、学生の教育・実習の場としても活用している。

2023 年 5 月 1 日現在、校地面積は 93,276 ㎡ (大学設置基準面積 10,087 ㎡)、校舎面積は 31,826 ㎡ (同 17,200 ㎡) であり大学設置基準を大きく上回り恵まれた教育環境にある。主たる教育・研究施設である本館、研究棟、診療・臨床実習施設である病院及び学生研修センターに 18 室の講義室・セミナー室、演習室 (総面積 2,057 ㎡) を配置し、本館、研究棟及び病院に 15 室の実験・実習室(同 2,694 ㎡) を設置している。学生研修センター(総面積 1,655 ㎡)は、講義室、セミナー室のほか居室 30 室、ゲストルーム 4 室があり、希望する学生が入居することができるほか、ゲストルームは学外来客者用の宿泊・滞在施設として活用している(資料 8-2)。

なお、2020年9月には老朽化した病院を建て替え、歯科大診療室と実習室、技工室、ミーティングドックといった歯科教育に必要な諸室を繋げるスタッフ及び学生専用の作業準備兼コミュニケーションスペースを配置するなど医育施設としての機能の充実を図った。

また、前第三次中期構想に基づくキャンパス整備の一環として、2022年7月に学園及び本学の創立50周年を記念して50周年記念講堂を開設し、1階に学生や教職員の交流・憩いの場として約430席を有するフードコートを整備するとともに、2階には客席数約550席の講堂を設け、入学式、卒業式等の式典のほか、講演会、学会等の会場として活用している。また、4階に学生並びに教職員の心身の健康の保持増進を目的として、医師、看護師、公認心理師を配置した保健管理センターを2022年9月に開設した。

バリアフリーに関する整備として、キャンパス内の歩道段差解消、本館玄関への車椅子 用通路の設置及び出入口の自動扉化、本館エレベーターの障がい者対応化、本館に隣接す る研究棟1階に障がい者トイレ(多目的トイレ)を設置しているほか、新設の病院及び記念 講堂は「福岡市福祉のまちづくり条例」適合施設であり、キャンパス内のバリアフリーは 整備されている(資料 8-3)。

正課の体育実習及び課外活動等に必要な施設としては、グラウンド、体育館や同館内のトレーニング施設をはじめ、テニスコート、射場及び体育・文化部室等を設置するとともにラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を設けている。なお、キャンパス整備に伴い、一時的に体育館及びテニスコートは解体撤去し、グラウンドも縮小のうえ使用している。

キャンパス・アメニティの向上、学生生活を支援するための施設として、学内に学生ホール、歯科材料売店、自動販売機を、病院内にコンビニエンスストア、ATM コーナーなどを設置している。学生ホールは、オープンスペース化され、パソコンや無線 LAN のほか可動式で自由に移動できるテーブル、椅子、ノートパソコン、モニター、プロジェクター、ホワイトボード等が整備され小人数から多人数まで様々なグループにも対応可能で自主学習に最適な環境となっている。

学園の施設・設備等の維持管理については、土地・建物及び附属設備は「施設管理規程」、 運動場や体育館は「体育施設管理運営規則」、固定資産及び物品は「固定資産及び物品管理 規程」、図書は「情報図書館規程」、「情報図書館図書管理規則」に基づき維持管理を行って いる(資料 8-4)。

ネットワーク環境や ICT 機器の整備に関しては、1996 年に学内 LAN を設置後、時代に即した仕様になるよう計画的に機器を更新している。学内 LAN は有線 LAN のほか 2010 年からは無線 LAN についても整備し、各教室・研究室への有線 LAN は 1Gbps でのサービスを提供、2020 年に開院した新病院においては本館の基幹スイッチと 10Gbps で接続している。無線 LAN については 2022 年度に本館を Wi-Fi6(IEEE802.11ax)対応のアクセスポイントで更新した。2022 年の 50 周年記念講堂建設においても本館・病院と同等の有線・無線の学内 LAN を整備した。学外(SINET) との接続については、2022 年度に初めてクラウドサービス(Microsoft365)を導入したことで、通信量が増加することを見込み、2023 年に 1Gbpsから 10Gbps に増速しインターネットの高速化を図った。学生は自分の所有するパソコンやスマートフォンなどの情報端末を、学内無線 LAN に安全に接続できる。また、学生が自由にパソコンを使えるように本館 1 階学生ホールに 4 台、9 階情報図書館内に 6 台、9 階ラーニング・コモンズに 6 台を設置している。自然災害などの不測の事態に備えて、学内LAN データを学外にバックアップするシステムを備えている。

ICT 環境整備のため、Microsoft 365 を導入し 2022 年から教職員を対象に、2023 年から学生を対象にサービスの提供を開始した。学生は在学期間中 Office の利用が無料になり、経済的負担が減った。Microsoft 365 導入に際し、ブルートフォースアタックやパスワードスプレー攻撃等による不正アクセス防止対策として、多要素認証を必須とした。さらに、昨今ウイルス検知の妨げとなる PPAP (パスワード付きファイルを送信した後に別メールでパスワードを送付する方法) について、怪しいメールを学外に出さないようにメール送信時は禁止することとした。

学生の学習環境整備の一環として、学生が復習等に活用できるよう授業担当教員の同意を得て講義を録画するシステムを 2013 年に導入している。学生がより活用し易いよう録画データを検索できる機能を付与する等の改修を随時行っている。その他の学習支援として e-learning のひとつである Moodle を 2017 年に導入し学生の自学自習を支援する環境を整備した。特にコロナ禍においてこの Moodle はオンデマンド授業を行う際の必須の学習ツールとして活用することができた。またコロナ禍以降においても引き続き授業教材を Moodle 上に掲載し、e-learning 上での学習環境を提供している。

学内ネットワークやシステムの運用管理は情報図書館課情報係(通称 LAN 管理室)で行っている。各種システムの活用を促進するため、LAN 管理室の Web ページを開設し、各種マニュアルを整備している(資料 8-5)。さらに年度の初めに、新入生を対象としてMicrosoft 365の説明を行うとともに、スマートフォンでメール送受信ができる設定を支援している。

情報倫理の確立として、「情報セキュリティポリシー」、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」を制定している(資料 8-6)。また、時代に即した内容になるよう適宜見直しを行い、2022年には「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」及び「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」について改版した。教職員を対象とした安全・安心な情報環境を維持するための情報セキュリティ講習について初級と中級を設け、新規採用者は採用時の初級受講を徹底し、初級受講の翌年度には中級受講を徹底している(資料 8-7)。学生については第1学年の情報処理実習において「情報セキュリティとリテラシー」の中で①「脅威の種類と特徴およびセキュリティ対策(情報倫理・データ保護等)について説明できる。」②「ICTを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスを説明できる。」を行動目標としてシラバスに掲げ学生の情報倫理の確立を図っている。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「1.学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する。」及び「4.教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する」について適切に実施しており、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

【点検評価項目】

② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

評価の視点1:教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

評価の視点2:図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する 職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が 適切であるか。 図書館サービス及び学術情報サービスに関しては、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」のひとつである「教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」に基づき実施している(資料 8-1)。本学図書館は開設当初から歯科医学・歯科医療に関する書籍の積極的な収集を続けており、2023 年度末現在で 121,191 冊の蔵書を保有し、歯学分野の蔵書では西日本おいて有数の規模と考えている(資料 8-8)。図書及び学術雑誌の購入・収集は、情報図書委員会において選書方針等を策定し実施している。学生や教職員が親しみやすい図書館を目指し 2020 年度からは一般図書の区分を選書方針に設けた。さらに、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できる電子図書を収集するため、2021 年度から電子図書の区分を選書方針に新たに設け計画的に収集している。学生や教職員が気軽に所蔵していない資料をリクエストできるよう、それまでの紙による申請から Microsoft Forms による電子申請を 2023 年に開始した。

学術情報資料としては、医中誌 WEB や Cocrane Library、Journal Citation Reports などの外部データベースを備えている。医中誌 WEB については、それまでは最大同時アクセス数が 4 であったが、2023 年からはアクセス制限なしの契約に変更し、さらに利便性が向上した。

外国学術雑誌の購入に関しては、雑誌の価格上昇から費用対効果を念頭に効果的な購入を図っている。2021年からは冊子体を取り止め、すべて電子ジャーナルとした。限られた予算の有効活用を前提に、外国学術雑誌希望アンケートを毎年実施するとともに、利用実績等も調査し、情報図書委員会で検討の上、購入タイトルを決定している。2023年から外国語雑誌高騰対策の新たな試みとして、一部タイトル(Nature COD)についてタイトル固定の契約ではなく1論文毎に料金が発生する Pay Per View 方式に契約変更した。

他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が運営する相互貸借システム(NACSIS-ILL)の利用、九州地区の医学図書館との協定による相互利用などを中心に図書館相互利用の拡充を図っている。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開している(資料 8-9)。

情報図書館課図書係員は3名で全員が司書資格取得者であり、利用者に適切な各サービスを提供している。

本学図書館の規模は、本館 9 階に閲覧室 (面積 407.11 ㎡)、事務室 (同 78.93 ㎡)、LAN 管理室 (同 55.07 ㎡)、ブラウジングホール (同 433.09 ㎡)、ラーニング・コモンズ (同 55.08 ㎡) があり、本館 1 階に保存書庫 (同 289.96 ㎡) がある。学生閲覧室の座席数は 88 席で、同閲覧室にパソコン 6 台と無線 LAN を整備し、学内情報ネットワークや、インターネットの利用を可能にしている。開館時間は、平日 9 時から 20 時まで、土曜日 9 時から 12 時 30 分までとしている。

図書館のホームページでは、学園全蔵書の検索(OPAC)等を可能とするとともに新着資料雑誌タイトル索引、Online Journal、利用状況照会、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の機能により利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供している。また、図書館のホームページはそれまでは簡易版のみ学外から利用可能であったが、2022年度からすべてのサービスを学外から利用可能とした。図書システムの正確性を保つことで利用者サービスの向上を実現するために、開学当初から現在までの学園の全所蔵図書約

150,000冊の点検整備を3年かけて各年度約5万冊を実施することとしている。直近では2022年度に福岡歯科大学1階保存書庫と福岡看護大学保存書庫の製本学術雑誌の点検整備、2023年度には福岡歯科大学本館1階保存書庫の製本学術雑誌を除く図書と各大学の研究室の点検を実施し、2015年度からスタートした学園の全所蔵図書の点検の3サイクル目が完了した(資料8-10)。

本館1階保存書庫の狭隘化対応のため、2021年度に福岡歯科大学の医科系・看護系の一部の製本和雑誌約1,700冊を福岡看護大学へ、医学系図書43冊を福岡医療短期大学へ移管し整理をした。

図書の装備について、図書カバーを外した装備を実施していたが、資料検索(OPAC)の検索結果として図書の表紙が表示されるにもかかわらず、書架から図書を探す際に支障となっていたため、図書カバーをつけての装備を2019年から開始した。電子図書について、冊子資料と区別なくたどり着けるよう、該当する分類の書架内に電子図書の書影と電子図書URLのバーコードを印刷したものを配置している。利用者が図書館に来館したくなる試みとして、図書館入り口から見えるように展示資料コーナーを2020年度から設置した。図書システムは、TOPページに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の項目を設定し、利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

学位論文をインターネット利用により公表するため、福岡歯科大学学術リポジトリを構築している。

学術情報へのアクセスに関する対応については、学生教育支援に係る図書システムを学内LAN及び無線LANを介して各研究室及び各講義室等から利用でき、Webによる文献検索、外部データベース(医中誌WEB等)のアクセスが可能であり利便性が高い。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「2.教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」について適切に実施しており、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると判断できる。

【点検評価項目】

③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、 健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

評価の視点 1: 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援 や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか (教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な 研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの 整備等)。

評価の視点2:研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて 研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。 向上」を掲げ、中項目に「口腔医学研究を基盤とする研究を推進する。」「全学的独自色(研究ブランド)を構築し、研究を活性化させる。」「研究倫理、不正防止の徹底を図り、健全な研究活動を推進する。」と定めている(資料1-7)。

更には、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に、「3.研究ブランド確立のため、 口腔医学研究に関する環境を充実させる。」及び「5.研究の適正化を目的として、研究マネ ジメント体制を充実させる。」と定め、全学的な方針を明示している(資料8-1)。

本学は、教員の研究室として教授、准教授に個人の研究室があり、教員研究室の総面積は6,439㎡、専任教員一人当たりの平均面積は41.3㎡で、教員の研究室は十分に確保されている。研究費については、教員の職位に応じた教員積算額、基準講座費及び実習経費の合算額を講座予算として各講座に配分している。2023年度に専任教員に配分された研究費予算は、一人当たり約63万円となり、これに科研費等の外部資金を加えると、研究費は十分に確保されている。なお、講座予算の年度末残額は、次年度に繰り越すことができるため、高額な機器備品の整備等についても、講座内で計画的に購入することが可能となっている(資料8-11)。この他、教員が海外での学会発表、国内での長期にわたる研究出張等を希望する場合には長期及び短期研修派遣制度を整備するとともに、当該派遣に対する本学独自の助成制度を設け、学術振興基金として予算化している(資料8-12)。また、研究を行うに当たっては、学長の許可を得て、あらかじめ定めた曜日毎に学外で研修できる制度を有している。加えて、本学大学院の教育・研究の活性化及び高度化を図る等の目的のため、研究プロジェクト等責任者の指示により、本学で行う研究プロジェクト等の補助的業務に従事する大学院学生をリサーチ・アシスタントとして採用している(資料7-15)。

外部資金としては、2017年度に文部科学省補助事業に採択された「私立大学研究ブランディング事業」の研究費として2018年度に4,400万円、2019年度に2,700万円の経常費補助金(特別補助)を受けた。また、2014年度に同省補助事業に採択され、2018年度が補助事業最終年度であった「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の研究費として先端科学研究センターに2,800万円を配分した(資料8-13)。その他外部資金としては、科研費や公益財団法人及び企業等からの助成金(奨学寄付金・受託研究費)がある。科研費は、2023年度の申請件数169件で64件の採択があり、間接経費を含む補助金額は1億5,171万円となった(資料8-14)。公益財団法人等の助成金(奨学寄付金・受託研究費)については、公募情報を一覧表にまとめて、全教員へメールにて周知するとともに、学内電子掲示板においても周知しており、申請件数は毎年15件前後で推移している(資料8-15)。

なお、科研費については、本学では専任教員は特別な理由がない限り、全員応募することを義務づけている。また、研究及び教育の補助的な役割を担う「医員」についても、学位取得者や希望者には応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。

科研費における採択率向上、若手研究者の研究意欲の向上および育成等を目的として 2018年度からは、恒常的に研究助成金を獲得している教員による科研費獲得支援FDおよび 研究計画書のブラッシュアップを実施するなど、全学的に研究活動の活性化を図っている (資料8-16)。

また、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学にお

ける公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、文部科学省が定める「公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等の取扱いに関する規則」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「研究データの保存期間等に関する細則」を制定し、ホームページで公開している(資料8-17)。

また、前項の規則等に基づき、競争的資金の管理体制として「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」と「研究倫理教育責任者」を設置しており、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を事務局長、コンプライアンス推進責任者に「倫理審査委員会委員長」、研究倫理教育責任者に「研究科運営委員会委員長」を任命している(資料8-18)。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス 教育及び研究倫理教育を定期的に実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事 務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2023年度のコンプライアンス教育については、研究関連業務支援会社が提供するコンプライアンス研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における不正使用事案、特徴的な不正事案、不正に対するペナルティ、不正使用事例の背景と心理等により不正使用の防止について研修を行い、受講率は100%であった。(資料8-19)。

また、研究倫理教育についても、研究関連業務支援会社が提供する研究倫理研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における研究不正事案、研究不正の発生状況、捏造、改ざんの例・盗用(剽窃)の例、研究不正事例の背景と心理等により不正行為の防止について研修を行い、受講率は100%であった。(資料8-20)。

この他、大学院生への教育については、第1学年を対象に初期教育として、日本学術振興会が運営する研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」の修了を義務付けている。

学部学生への教育については、第3学年を対象に開講している「基礎研究演習」において、研究倫理教育責任者から、研究上の行動規範について教育している。

また、新たに遺伝子組換え実験及び保管並びに運搬を行う研究者、動物実験の実施及び 実験動物の飼養並びに保管を開始する研究者を対象として、研究開始前に教育訓練として 講習会の受講を義務付けている。遺伝子組換え実験の講習会受講は5年ごと、動物実験の講 習会受講は4年ごとの更新を義務付けている。なお、講習会は年に1~2回開催し、受講者に は許可番号を付与し、許可番号を付与された研究者のみ実験計画申請書を提出することが できることとしている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、本学で実施される研究及び本学の教員が主体的に関わる他大学・他研究機関との共同の臨床研究や動物実験を安全にかつ効果的に実施するために、文部科学省、厚生労働省及び学術団体の各種法令、指針及び勧告に準拠して学内規程・規則・細則を整備し、各種委員会を設置している。

基礎研究の領域においては、遺伝子組換え生物の使用に係る「遺伝子組み換え生物等の

使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等に基づき、「遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則」、「遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則」、「遺伝子組換え生物等の使用細則」を制定し、その規則等に基づき「遺伝子組換え生物安全委員会」を設置し、申請ごとに実験計画の審査を行うとともに、遺伝子組換え生物を取り扱う実験室及び生物の管理、実験の遂行の安全面の監督等も行っている(資料8-21)。

また、病原微生物に関する研究に関しては「研究用微生物等安全管理規則」を制定し、 同規則等に基づき「バイオセーフティー委員会」を設置し、案件が生じるごとに審査を行っている。(資料8-22)。

動物実験に関しては「動物の愛護及び管理に関する法律」、指針等に基づき制定している「動物実験規則」、「動物実験委員会規則」を、更にアニマルセンターでは「アニマルセンター規程」、「アニマルセンター使用心得」を制定し、それらに基づき「動物実験委員会」を設置し、3Rの原則等に則って審査を行っている。(資料8-23)。

その他、臨床研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当する臨床研究を実施する研究者を対象として、同指針に関する講習会の受講を義務付け、受講者へ認定番号を付与し、認定番号を付与された研究者のみ倫理審査申請書を提出することができることとしている。また、臨床研究の領域で、治療的研究以外の臨床研究を対象とする「倫理審査委員会規則」を制定し、それに基づき設置している倫理審査委員会において適切な審査を行っている(資料8-24)。なお、本学には認定臨床研究審査委員会は設置されていない。

また、治療的研究については医科歯科総合病院において「治験実施規則」並びに「治験 実施施行細則」を制定している(資料8-25)。

このように、学内規程及び規則に基づき、適切に委員会を設置し、委員会は研究計画の 審査等、必要に応じて適切に活動している。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査結果を公表した。この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている(資料8-26)。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「3.研究ブランド確立のため、口腔医学研究に関する環境を充実させる。」及び「5.研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。」について適切に実施しており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図るとともに、健全な研究活動のために必要な措置を講じていると判断できる。

【点検評価項目】

④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1:研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状 や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取

り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学園は、前第三次中期構想に基づき、現在は主に福岡歯科大学及び福岡医療短期大学の校舎となる本館を建設中で、その後、体育館、アニマルセンターを新設予定であり、学生及び教職員に安全・安心な環境を提供するとともに、時代のニーズに応じた学修及び教育研究を支援できるキャンパス整備に取り組んでいる。また、化学物質等を使用する教職員の健康被害等の発生を防止するため、化学物質等にかかるリスクアセスメント手法を学園で決定し、研究者を対象に説明会を開催のうえ当該リスクアセスメントを実施して、化学物質の危険性や有害性の認識を深めるとともにリスクの低減対策を求め、研究環境の改善に努めている。

公的研究費の不正使用防止については、2019年7月に文部科学省研究振興局 振興企画 課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実 施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所 要の対策が着実に履行されているとの評価を得た(資料8-27)。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、点検・評価を行い、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている(資料8-28)。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出 が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に 基づく「取組状況に係るチェックリスト」により点検・評価を行い、必要な改善を行うこ ととしている(資料8-29)。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査結果を公表した。この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。(資料8-26)。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を2019年12月に受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている(資料8-30)。また、毎年度、動物実験の自己点検票及び実施状況報告書により自己点検・評価を実施し、学長へ報告している。

全学的には、自己点検・評価委員会で、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル (PDCAサイクル①)を機能させている (資料2-14、資料2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル (PDCAサイクル②)を機能させている (資料2-12、資料2-13)。この2つのPDCAサイクルを回すことで内部質保証を実質化しているところが本学独自のシステムである。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものと判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

ネットワーク環境については、有線LANと無線LANを備えている。ICT環境整備改善としてはMicrosoft 365を導入し、メールやクラウドストレージ、Office等を提供している。昨今の大学を狙った標的型攻撃やサイバー攻撃が高度化・深刻化しているため、セキュリティ対策について定期的に見直しを行っている。クラウドサービスを導入したことにより、さらにネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続がダークファイバーによるSINETとの接続1点のみであり、SINETとの接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点がある。

図書館サービス及び学術情報サービスにおいては、歯学分野では、西日本において有数の蔵書を整備している。選書方針についても適宜見直しを行い、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できるよう電子図書の追加、および親しみやすい図書館を目指し一般図書の区分を追加している。国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用及び九州地区の医学系図書館との協定による相互利用を行うことで、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させており、教育研究活動に大きく貢献している。

研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した2017年度私立大学研究ブランディング事業へ「高齢者へルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開〜要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して〜」の事業名で採択され、同事業の柱である3つの研究チームによって、事業計画に沿って研究を進展させた。

このように、私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている。また、同センターを活用して得た研究成果を発表するシンポジウムを毎年実施するとともに、研究業績集を取りまとめて、同業績集を所属メンバーの自己点検・評価の資料として活用している。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金等の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、ホームページで公開している。

また、2019年7月に文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、点検・評価を行い、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、点検・評価を行い、必要な改善を行うこととしている。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査 結果を公表したが、この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正 の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」 を受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている。

また、動物実験の自己点検票及び実施状況報告書を毎年度作成し、それに基づき自己点 検・評価を実施し、学長へ報告している。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、 教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に 則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

校地及び耐震化、バリアフリー化された校舎は大学設置基準を上回る面積を有し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備している。

また、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに研究に十分なスペースを確保し、 独自の研修制度により学外研究の機会の確保にも努めている。

ネットワーク環境については、有線LANと無線LANを備えており、学生は自分の所有するパソコンやスマートフォンなどの情報端末を、学内無線LANに安全に接続できる。学内ICT環境の改善のため、クラウドサービスとしてMicrosoft 365を導入している。クラウドサービス導入により、さらに学内ネットワークの安定的な運用が重要となるが、学外の接続がダークファイバーによるSINETとの接続1点のみであり、SINETとの接続に障害が発生した場合に、復旧までクラウドサービスが使えない問題点があるため、2024年度から商用回線を契約し、バックアップ回線として利用することを決定した。

図書館サービスついては、情報図書委員会で決定した選書方針に従い、開設当初から歯科医学・歯科医療に関する書籍の積極的な収集を続けている。学術情報サービスについて、医中誌WEBやCocrane Library、Journal Citation Reportsなどの外部データベースを備えている。高騰する外国語雑誌の購入に関しては、2023年度から一部タイトル(Nature COD)についてタイトル固定の契約ではなく1論文毎に料金が発生するPay Per View方式に契約変更した。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開しているが、内製によるシステムであるため、2024年度から科学技術振興機構が運営するresearch map

と連携が取れる新システムの導入を決定した。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする研究プロジェクト等の補助的業務に従事する「リサーチ・アシスタント」、講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」、大学院学生及び学部学生を対象とする学生に対する学習支援や学生生活支援業に従事する「スチューデント・アシスタント」により支援を実施している。なお、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置し、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に取り組んでいる。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス 教育及び研究倫理教育を定期的に実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事 務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2023年度のコンプライアンス教育については、研究関連業務支援会社が提供するコンプライアンス研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、最近の研究機関における不正使用事案、特徴的な不正事案、不正に対するペナルティ、不正使用事例の背景と心理等により不正使用の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

また、研究倫理教育については、研究関連業務支援会社が提供する研究倫理研修を、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施し、最近の研究機関における研究不正事案、研究不正の発生状況、捏造、改ざんの例・盗用(剽窃)の例、研究不正事例の背景と心理等により不正行為の防止について研修を行い、受講率は100%であった。

なお、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に 新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

今後も引続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

【根拠資料】

資料 8-1 福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針

資料 8-2 研修センターホームページ

資料 8-3 福岡まちづくり条例適合証

資料 8-4 施設管理規程、体育施設管理運営規則、固定資産及び物品管理規程、情報図書館 規程、情報図書館図書管理規則

資料 8-5 福岡学園 LAN 管理室資料 8-6 情報セキュリティポリシー、情報端末等の取り扱いに関するガイドライン、重要情報漏洩等対応マニュアル、コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル

資料 8-7 情報セキュリティ講習受講状況

資料 8-8 蔵書状況

資料 8-9 研究業績データベース

資料 8-10 蔵書点検結果

資料 8-11 令和 5年度歯科大学講座等予算

資料 8-12 研修派遣規程·規則

資料 8-13 ブランディング採択資料

資料 8-14 令和 5 年度科学研究費助成事業採択状況

資料 8-15 令和 5年度助成金一覧、研究助成金申請件数一覧

資料 8-16 令和 5 年度福岡歯科大学 FD 研修「科研費獲得支援講習会」実施報告、平田客員 教授によるブラッシュアップ案内

資料 8-17 不正使用防止に関する基本方針、競争的資金等の取扱いに関する規則、研究活動における不正行為への対応等に関する規則、研究データの保存期間等に関する細則、情報公開ホームページ

資料 8-18 福岡歯科大学ホームページ(競争的資金の取扱い)

資料 8-19 コンプライアンス教育 SD 講習会実施報告書

資料 8-20 研究倫理教育 FD 講習会実施報告書

資料 8-21 遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則、遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則、遺伝子組換え生物等の使用細則、遺伝子組換え生物安全委員会、研究用微生物等安全管理規則、バイオセーフティー委員会

資料 8-22 研究用微生物等安全管理規則、バイオセーフティー委員会

資料 8-23 アニマルセンター規程、動物実験規則、動物実験委員会規則

資料 8-24 倫理審査委員会規則

資料 8-25 治験実施規則、治験実施施行細則

資料 8-26 FD 講演会開催案内

資料 8-27 文科省 HP 令和元年度履行状況調査の調査結果

資料 8-28 令和 5年度体制整備等自己評価チェックリスト

資料 8-29 研究活動における不正行為防止にかかるチェックリスト

資料 8-30 動物実験に関する検証結果報告書

(1) 現状分析

【点検評価項目】

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを 実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

評価の視点1:社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連

携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行ってい

るか。

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に

貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学では、『福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針』第2項および第4項に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、学外組織、地域社会等と連携体制を確立し、少子・高齢化などの地域の課題について、大学での研究成果である医療知識、技術等を社会に還元している。その取り組みについては以下のとおりである。

学外の連携機関を『社会連携・社会貢献の方針』第2項から第4項の項目ごと整理して 列挙する。

- 1) 地方自治体(福岡県・福岡市・早良区)
- 2) 地方自治体に設置された健康づくり県民会議、福岡市歯科口腔保健推進協議会、保健福祉推進協議会(早良区地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会)への委員派遣(資料 9-1)
- 3) 地域高齢者サークル(自治体、自治会組織、社会福祉協議会組織主催)
- 4) 医療・保健・介護・福祉等の職能団体(福岡県歯科医師会・福岡県医師会、福岡市歯科医師会(早良支部会を含む)・福岡市医師会・福岡県歯科衛生士会・福岡県学校歯科医会)
- 5) 保健所、地域包括支援センター、医療・介護・福祉施設(地域の急性期病院、慢性期病院、リハビリテーション病院等)
- 6) 産業界(UR 九州支社)(資料 9-2)
- 7) 「福岡未来創造プラットフォーム」 (福岡市都市圏 14 大学・福岡市・福岡商工会 議所・福岡中小企業経営者協会で発足)の垣根を越えた連携・交流の促進を目指す産 学官連携の枠組み (資料 9-3)
- 8) 福岡都市圏大学
 - 地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会、福岡市西部地区五大学連携、(資料 9-4)
- 9) 福岡市立中学校 3 校及び福岡市内私立高等学校(筑紫女学園高校)並びに福岡市立高等学校 4 校と「高大連携に関する協定書」を締結(資料 9-5)

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進については、『社会連携・ 社会貢献の方針』第2項~第6項の項目ごとに整理して列挙する。 なお、研究成果の公表は論文発表によるもの(2023年度:論文発表数 88編)であるが、特に社会に大きな影響のある重要な研究成果についてはホームページで広く公開している。

- 1) 地方自治体、医師会・歯科医師会等の公共団体、産業界および福岡都市圏大学との連携
 - ○福岡県健康づくり県民会議、福岡市歯科口腔保健推進協議会、早良区地域包括ケア 会議生活支援・介護予防部会 教員が委員として招聘され、口腔医学に関する専門知 識に基づいた助言を行っている
 - ○福岡市経済観光局、福岡市博物館、福岡商工会議所との連携協力 地域志向科目「福博の文化と歴史探訪」現地訪問授業実施にあたり学芸員職員の講師派遣等開講 支援を受けている(資料 9-6)
 - ○福岡市早良区地域保健福祉課・福岡市歯科医師会早良支部との学官民連携オーラ ルフレイル予防事業 福岡市認定事業(福岡100)の実施支援、住民への配布資料 を監修(資料9-7)
 - ○<u>福岡市歯科医師会主催「福岡市民の健康を歯と口から守る集い」開催支援</u>(資:福岡市民の健康を歯と口から守る集い)
 - ○福岡市西部五大学連携協定にもとづく共同開講科目「博多学(福岡市西部地区五大学共同開講科目)」への「福博の文化と歴史探訪」現地見学授業の開放(資料 9-8)
 - ○福岡市地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会協定書にもとづく単位互換講座「食と 栄養と健康」開講
 - ○同上協定に基づく中村学園大学栄養科学研究科博士前期課程学生に対する高齢者 施設臨地実習 本学園介護老人保健施設サンシャインシティでの実施を支援 (2023 年度 2 名の大学院生が参加、資料 9-9)
 - ○福岡未来創造プラットフォーム 生涯教育ワーキンググループ主催リカレント教育講座「子どもの貧困を科学する」開催支援(資料 9-10)
- 2) 地域の医療・保健・福祉機関との連携協力
 - ○福岡市保健医療局、早良区保健所、早良第9地域包括支援センター職員の講師招聘 歯科医師臨床研修教育(福岡歯科大学医科歯科総合病院歯科医師臨床研修プログラム)において、上記機関から行政歯科医師、保健師ならびに生活支援・介護予防推進 員を招聘し、地域歯科保健または地域包括ケアシステムの推進についての講義を委 嘱した(2023年5月19日、臨床研修歯科医48名受講)(資料9-11)
 - ○連携の会 口腔医学の展開を図り、健康長寿社会の形成に貢献するため、近隣医療機関の多職種医療従事者を対象とする生涯教育(リカレント教育)の場として開催 (2023年11月9日開催出席者74名(外部28名)(資料9-12)
 - ○能登半島地震への支援 2024年1月1日に発生した能登半島地震の被災者支援として1月22日から義援金募集活動を開始し、集まった義援金は2月1日に福岡県福祉労働部福祉総務課に送金した。また、2月12日から17日までの6日間、福岡県歯科医師会からの要請により、本学教職員(歯科医師2名、歯科衛生士2名)が能登半島へ赴き、被災地での歯科医療支援活動に当たった。さらに、3月8日から13日ま

での 6 日間福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会からの要請により理学療法士 1 名が被災地での支援活動に当たった。(資料 9-13)

3) 地域社会への教育研究成果の発信と住民生涯教育への貢献

社会に開かれた大学として、口腔医学に関する教育研究成果を幅広い年齢層の住民に向かって、健康知識の学び直しや職業教育の一環として継続的に発信した。

- ○出前講座・講演会 地域住民向けの口腔と全身の健康をテーマにしたリカレント教育の場として公民館・社会福祉協議会の主催する健康講座や高齢者サロンに講師派遣をする開催形態の出前講座および学園祭に併催する公開講座として実施(2023年度:出前講座・学園祭等併催講演会・13回、参加者計509人)(資料9-14)
- ○中高教育支援 福岡市立高等学校との高大連携において 2023 年度に福岡市立高等学校 4 校と連携協定を締結し、実習室の見学など 54 名の高校生を受け入れた。(資料 9-15)
- 4) 多職種医療人への卒後研修等の生涯研修事業
 - ○生涯研修プログラム 口腔医学の展開を図り、健康長寿社会の形成に貢献するため、歯科医療関係者に向けたプログラムを、福岡市歯科医師会学術担当理事と情報交換を行いながら開発し、継続的に開催している(2023年度:5プログラム)。(資料9-16)
 - ○連携の会 2) 項において詳述 (再掲)

地域交流事業については、地域住民とボランティア学生・教職員との交流を促進する事業として実施されたものを列挙する。

- 1) 田村・田隈校区自治協議会主催の夏祭り、運動会行事(資料 9-14)
- 2) 田村校区で主催する地域カフェ (資料 9-17)
- 3) 野芥校区子ども食堂・学習支援事業 福岡市西部地区五大学連絡協議会協定に基づく 参画大学ボランティア学生派遣の連絡調整 (資料 9-18)
- 4) 本学大学祭および併催講演会(資料 9-19)

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

【点検評価項目】

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

評価の視点 1:社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項にお ける現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している か。

評価の視点2:点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・ 向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 本学では、中学・高校教育支援(職業体験・上級学校訪問)、地域住民リカレント健康教育(公開講座・出前講座・イベント等)について、参加者アンケートの客観指標(満足度や自由記載による不満な点、良かった点)を基準とし、学長をセンター長とする地域連携センターで集計分析を行う体制を確立してきた。方法は、統計処理ならびに地理情報システムに基づいた解析である。プロセスの最終段階では、地域連携センター運営会議(月1回開催、大学内地域連携コーディネーター参加)において解析結果を報告し、改善策の立案検討を行ない、PDCAサイクルを回してきた(資料9-20)。

中期構想 (3. 社会連携、4. 国際連携) に基づく年度事業計画については、達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル (PDCA サイクル①)を機能させている (資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクル (PDCA サイクル②)を機能させている (資料 2-12、資料 2-13)。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

地域住民リカレント健康教育に関しては、過去の開催地区を地理情報システムで解析した結果から、未開催地区の発見と開催の働きかけにつなげた。

また、同教育のステークホルダーが校区社会福祉協議会担当者であることが判明し、トレンド性のあるテーマについての解析結果をステークホルダーに提供することで、依頼件数を大幅に増加させることができた。この結果を受けて早良区保健所や職能団体とも連携した社会貢献事業を計画中である。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠資料に基づいて定期的に点検評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた適切に取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

大学の教育研究成果の社会への還元のため、新型コロナ感染症拡大防止対策を徹底しながら、99名の地域住民に対する健康教育(福岡歯科大学公開講座、2023年 10月29日)を開催したほか、地域の医療職74名を対象とする地域医療連携研修会(第5回連携の会、2023年11月9日)を主催した。また、大学連携活動において、ボランティア学生の地域小学生学習支援活動への派遣のための連絡調整(12回)、福岡未来創造プラットフォーム参画大学等と連携し、市民1,216名対象の学び直し講座(一部オンライン開催)に参画した。また、福岡市の歯科口腔衛生推進協議会、ならびに福岡市早良区の地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会に教員を派遣して歯科口腔保健の充実や口腔機能を通じた介護予防に関する知見成果を通じた社会貢献を行った。

問題点としては、新型コロナウイルスが5類に移行して以降、健康教育講演会等は徐々に再開したが、本学の社会貢献活動が特徴とする地域に密着した出前講座による地域住民への教育研究成果の還元については、職員が病院での診療を行うことを考慮し、職員の派遣については引き続き休止するなど、新型コロナウイルス発生前の活動(2019年度実績:47件・1,196人受講)が行えていないことが課題である。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

新型コロナウイルス感染症の第5類への移行(2023年5月8日)に伴い、これまで中止となっていた出前講座や研究教育が順次再開されている。

今後、活動状況の自己点検・評価結果に基づいて、改善・発展に向けた検討を進めていることとしている。

【根拠資料】

資料 9-1 ふくおか健康づくり県民会議、福岡市歯科口腔保健推進会議、早良区地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会

資料 9-2 UR 九州支社包括連携協定

資料 9-3 福岡未来創造プラットフォーム中長期計画 2019~2024 年度

資料 9-4 地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会協定書、福岡市西部地区五大学連携協定書

資料 9-5 筑紫女学園高校高大連携教育協定書、福岡市立高等学校 4 校との協定書

資料 9-6 福博シラバス

資料 9-7 今から備える親のオーラルフレイル予防パンフレット

資料 9-8 博多学シラバス

資料 9-9 実習スケジュール

資料 9-10 子ども貧困を科学する事業報告

資料 9-11 福岡歯科大学医科歯科総合病院 2023 年度歯科医師臨床研修プログラム

資料 9-12 連携の会アンケート結果

資料 9-13 能登半島地震歯科医療支援報告

資料 9-14 地域連携センター運営会議議事録

資料 9-15 福岡学園および福岡市立高等学校との高大連携

資料 9-16 福岡歯科大学ホームページ (生涯研修)

資料 9-17 かふぇもりのいえ記事

資料 9-18 地域連携センター運営会議議事録、実績報告書

資料 9-19 New Sophia 125 号

資料 9-20 2021 年 9 月 30 日地域連携センター運営会議議事録

(1) 現状分析 (大学運営)

【点検評価項目】

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか

評価の視点 2: 関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

評価の視点3:法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理 しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及 び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェッ ク機能を働かせているか。

本学の管理運営方針は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会で原案を作成し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事(短大学長を兼務)、歯科大学長、看護大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議である「常任役員会」及び理事長、常務理事(短大学長を兼務)、歯科大学長、看護大学長、病院長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2019年10月15日開催の第540回理事会で承認されたものであり、この方針については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、広報誌及びホームページへの掲載等を通して広く周知を図っている(資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9、資料2-10)。

また、中長期計画である第四次中期構想については、2023 年度から 8 年間の計画を、法人ビジョンである「安定的な財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」を基に、「教育の質の向上」「研究の質の向上」「学生の受け入れ・支援」「社会との連携・貢献」「組織運営」「財務・施設整備」の 6 つを柱として制定しており、策定プロセスにおいては、経営企画委員会の下に大学内に部会を組織し原案を作成するとともに、検討段階から教職員の意見聴取を行い、評議員会を経て、2023 年 3 月 20 日開催の第 587 回理事会で最終決定した。なお、制定後は教職員へ理解を深めるため SD を開催のうえ具体的な説明を行ったほか、広報誌及びホームページへの掲載等を通して教職員を含め対外的にも広く周知している(資料 1-8、資料 1-9、資料 1-10、資料 1-11、資料 1-12、資料 1-13、資料 1-14)。

大学運営については、「管理運営方針」のひとつである「学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する。」に基づき、学長のリーダーシップのもと、教育研究目標の達成と教育研究活動を通したブランド化の推進を目指して積極的な運営に努めており、「学則」第43条の2においても学長の職務として「理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」ことと規定している(資料1-1)。また、学長は「学校法人福岡学園寄附行為」(以下、「寄附行為」という。)第6条第1項第1号の規定により1号理事となり、教学代表の一人として学校法人の運営に重要な役割を担っている(資料10-1)。学長の選任は、「福岡歯科大学長選考規程」に基づき行っている(資料10-2)。理事長を委員長とし、常務理事、理事会において選任した学外理事、学長が推薦する教授で組織される学長候補者選考委員会において、理事、専任講師以上の教員及び課長以上の職員の投票により推薦された学長候補者の中から最終学長候補者を選考し、理事会に推薦することになっており、その後、理事会の承認を経て決定する。なお、選考に当たっては、当該候補者から提出される履歴・業績書のほか、所信表明書(大学の将来構想等)及びヒアリング等を通して、リーダーとしての資質、能力、統率力、目標設定等を総合的に判断することにしている。

学長がリーダーシップを十分に発揮できる環境整備としては、学長を補佐する役職教職員として「学則」第43条に基づき、病院長、情報図書館長、学生部長、教員配置部門毎に部門長等を置いている。役職教員の選考は「役職教員選考規程」に基づき、学長が教授のうちから選考のうえ、理事長に推薦し、常任役員会等の審議を経て、理事会で決定されており、学長の意向を反映しやすい選任方法になっている(資料 10-3)。なお、役職教員は上司である学長の命をうけ、「学則」第43条の2で各々明示している職務を執行するほか、部長会(学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織)の構成員として、教育の改善・改革や教員組織改革等、学長を中心とした全学的な教学マネジメントに関する諸事項について提言を行っている(資料 2-28)。また、学長を室長とする教育支援・教学 IR 室を設置し、教育に関する情報収集、分析並びに中長期的な企画立案等を行い、教育の推進並びに学生の学士力向上につなげている。

財務面でも、学長のリーダーシップを資金面で担保するために学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出している。2023年度の予算額は1,000万円である。

この他、教員人事においても、「福岡歯科大学教員選考規程」に基づき、学長を中心とした教育研究業績等審査委員会で教育研究業績等に関する審査を行った後、学長は教授会の意見を聴取のうえ最終教員候補者を決定することになっている(資料 10-4)。

教授会の役割については、「学則」第 44 条及び「学長裁定」において、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与のほか、③教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、キャンパスの移転に関する事項で学長が必要と認めたもの、組織再編等に関する事項で学長が必要と認めたもの等について意見を述べることと規定されており、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係となっている(資料 10-5)。歯学研究科においても、「大学院学則」第 43 条及び「学長裁定」において、学部同様の関係となっている。学長の権限及び教授会の役割は前述のとおりであり、教学組織は、学内規定に基づき、教育研究の充実・向上を図っている(資料 10-6)。

一方、法人組織(理事会等)である理事会は、「寄附行為」第 16 条第 2 項で「理事会は、 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、教育研究活動 等に関する計画、学則や諸規定の制改定、学長や役職教員等の任免及び教育環境の整備並 びに経営方針等の法人運営に関わる基本的な重要事項を決定するとともに、理事である学 長の職務の執行を監督している。

なお、教学組織の意思決定・業務執行に関する主な事項については、常任役員会(月2回 開催)のほか、理事会、評議員会で提案・報告している。また、理事11人のうち8人が教 育関係者であり、教育に対する理事会の造詣は深い。

本学の危機管理については、火災や地震等の大規模災害に備え「危機管理規程」「消防計画」「防火・防災管理規程」及び「災害対策マニュアル」を制定し、管理体制及び対処方法等を明確にするとともに、教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施している(資料 10-7)。情報資産のセキュリティ確保については「情報セキュリティポリシー」として情報セキュリティの基本方針等を定め、適切に管理しており、万一、学生の成績、診療情報等の重要情報が漏洩した場合に備え「重要情報漏洩等対応マニュアル」等を定めている(資料 10-8)。その他、危機管理対応として「公益通報に関する規程」、「個人情報保護規程」、「倫理審査委員会規則」等を制定しており、ハード面についても、校舎及び実習施設である医科歯科総合病院等は、耐震機能を有している(資料 10-9)。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示して適切な大学運営を行っており、加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であると判断できる。

【点検評価項目】

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

評価の視点1:予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保している か。

本学では、第四次中期構想を踏まえた年度の事業計画及び予算基本方針を策定し、予算 を編成している。

各部署の予算作成責任者等(各事務課長等)は、「予算規則」に基づき作成された予算要求書を財務課に提出し、精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング(予算査定)が行われる。予算査定においては、事業計画との整合性及び重要性並びに費用対効果を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要とされる額を予算化する。このほか、歯科大学講座等の研究費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する。これらを基に法人全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように法人の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている。また、予算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、「経理規程」、「経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に則り、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している。

予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長に報告している。各部署においては会計システムにより随時、予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、次年度の予算要求書を作成する際も予算執行状況を踏まえ分析・検証を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

【点検評価項目】

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

評価の視点1:大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

評価の視点2:大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を 図っているか。

評価の視点3:必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

評価の視点4:職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正 に行っているか。

評価の視点 5 : 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

本学の事務組織は、法人・大学運営が適切に行われるよう「組織規程」、「事務分掌規程」及び「管理運営方針」に基づき、組織構成と役割分担等が明確に定められている(資料 10-10)。なお、本法人は小規模法人であるため、法人本部は設けておらず、管理部門各課が法人業務を分担している。事務の遂行については、理事長の命を受け、事務局長が事務局を統轄しており、課長は上司の命を受けて当該事務課の業務を遂行している。なお、業務の管理及び運営を円滑にするとともに、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理を図るため、法人役員、各学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐で組織される「事務連絡会」を月1回開催している(資料 10-11)。この他、事務局長及び事務局各課の課長で構成される「課長会」を月2回開催し、常任役員会で報告・審議される事項の確認、諸課題に関する協議、情報共有等を行っている(資料 10-12)。

職員の任免その他人事に関する権限は、「就業規程」及び「組織規程」に基づき、任命権者である理事長にある(資料 10-13)。採用については、「就業規程」及び「管理運営方針(職員の採用)」に基づき行っており、ホームページ、ハローワーク、新聞広告等で公募のうえ、事務局長及び課長等による面接に重点を置いて選考している。なお、業務内容の多

様化、専門化に対応するため、有能な新卒者のみならず多様な経験や専門知識を有する者を、各事務課の専門性等に応じて採用・配置しており、具体的には、情報化に対応するため「情報図書館課情報係」及び「教育支援・教学 IR 室」に情報システムや情報処理に関する技術者を、優秀な学生を確保するため「学務課入試係」に学生募集に関する多様な知識を有する実務経験者を、国際交流の円滑化のため「教育研究支援課庶務係」に海外での語学研修者を採用した。昇任・昇格については、「人事考課規程」及び「給与規程」に基づき行っている(資料 10-14)。

本学の人事考課制度は 2004 年 7 月から導入しており、「中期構想」等をベースに各職員が設定した 1 年間 (1~12 月) の目標の達成度等を勘案し、その業績、意欲・態度、能力を評価し、給与等の処遇に適正に反映するとともに昇任等の任免に活用して、組織の活性化につなげている。評価に際しては、自己評価、一次評価を経て、全学的な調整を図りながら二次評価を行っている。なお、評価結果は所属長より本人にフィードバックされ、能力の育成・活用を図っている。2013 年度に事務局管理職員の任用制度として導入した管理職任期制は、この人事考課制度を活用した事務職員対象の人事制度である(資料 10-15)。

教職協働に関しては、教学運営及びその他大学運営に関わる委員会のほぼ全てに事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、厚生補導等の支援に当たっている(資料 10-16)。また、教育支援・教学 IR 室及び地域連携センターは、教員と事務職員で組織しており、教職員相互の理解の下、教育の推進及び学生の学士力向上並びに社会連携・社会貢献を目指し、その機能を果たしている。このほか、教育研究支援課は 2021 年度に教育研究にかかる支援体制を明確にするとともに強化を図るため総務課から独立した組織であるが、公的研究費等の外部資金獲得及び管理、教育研究用の遺体収集及び処理並びに実習補助等に関する業務を担当する職員には専門的知識を有する者を充て、教員の教育研究活動の支援に努めている。

教職員の研修については、「就業規程」第36条第1項で「教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、絶えず自己啓発に努めなければならない。」としており、これに対し、同条第2項で、「学園は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。」とされ、組織的に研修を実施することになっている。具体的には、年度初めまでに総務課人事係にて素案を作成し、課長会及び常任役員会を経て決定される「教職員研修計画」に基づき、学内で階層別研修及び専門研修を実施するほか、私学関係団体及びその他の外部団体が主催する外部研修への参加についても促進している(資料10-17)。2023年度は2024年度からの義務化される合理的配慮に関する基本的な考え方についての理解を図ったほか、新たに策定された第四次中期構想の内容と財務状況に関する研修、管理職及びその他教職員を対象に各々の立場に応じたハラスメント研修を実施した。このほか、職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を2017年度から制定し、職員のスキルアップを推進している(資料10-18)。なお、研修方針については、前述の「教職員研修計画」に盛り込まれているが、2019年10月に「管理運営方針」における「スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施」として改めて明確に定め、教職員に周知することとした。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学 運営に必要な組織を設け、人員を配置し、その組織が適切に機能していると判断できる。

【点検評価項目】

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる こと。

評価の視点1:監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点2:大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的 に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み 及び課題を適切に把握しているか。

評価の視点3:点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大 学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつ なげているか。

監査については、公認会計士(独立監査人)、監事、内部監査室による三様監査体制により、定期的に協議の場を設け、計画の摺合せや情報共有を行いながら、効果的に行われている。

「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士による監査は、9月から翌年5月の間に、期中監査・決算監査が行われ、2023年度は延べ73名によって実施された(資料10-19)。

監事の監査は、「私立学校法」、「寄附行為」及び「監事監査規則」に基づき、監事2名により法人の業務及び財産の状況について監査が行われる(資料10-20)。監事は年度初めに監査の基本方針及び重点項目等を設定した監査計画を策定し、理事長に提出することになっている。なお、監査に当たっては、理事会及び評議員会に加え、常任役員会に出席して法人の運営状況の把握に努めているほか、学長や病院長をはじめ各事務課の課長等へのヒアリングを適宜実施して業務の執行状況について確認している。また、12月と5月の年2回監事報告会を開催し、監査結果を理事長以下常任役員に報告し、意見を述べている(資料10-21)。この他、企画課長、総務課長、教育研究支援課長、財務課長及び内部監査室長と隔月監査連絡会を開催し、課題となっている事項の確認と対応状況等について情報共有を行っている。

内部監査は、大学運営体制の強化に向け 2023 年 6 月から専任の内部監査室長を配置し、「内部監査規則」に基づき、当該室長を中心に監査担当者により、年度毎の監査計画に従って適時・適切に業務監査及び財務監査を行い、その結果に基づき助言・提言を行っている(資料 10-22)。また、内部監査室は、監事及び会計監査人と連携を保ち、監査効率の向上に努めている。

なお、上記の公認会計士(独立監査人)、監事及び内部監査室による監査結果については、 いずれも常任役員会、学園連絡協議会、評議員会及び理事会で報告している。

本学における点検・評価は、2 通りの方法で実施している。先ず、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル ①(1年周期)を機能させている(資料 2-14、資料 2-15)。もう一つは、2年サイクルで実施しているもので、1年目は大学基準協会の評価項目に準拠して、根拠資料を基に自己点検・

評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価し「改善報告書」を作成する PDCA サイクル② (2年周期) を実施しており、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させている (資料 2-12、資料 2-13)。

以上のことから、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて 取り組んでいると判断できる。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

事務組織に関しては、関連規定を整備のうえ、2023 年 6 月よりこれまで兼務であった内部監査室長として専任の職員を配置し監査機能を強化した(資料 10-23)。

事務局の課題としては、職員の年齢構成及び男女構成に偏りがあることである(資料 10-24)。20代の職員数が少ない状況にあり、また30代後半から40代にかけて男性に比し女性の職員数が多い構成になっている。18歳人口が減少するなど私立大学を取り巻く環境は今後一層厳しくなる一方で、教員と協働し、将来に向けて大学改革や教育改善を推し進める重要な役割を果たすために必要な高度で専門的な知識の獲得が求められる。そのためには、有能で積極的な若手人材を採用のうえ将来の管理者として育成する必要があり、また性差を理解のうえ相互に尊重し、協力し合うことの出来る職場環境を整備する必要がある。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営については、2019年10月に「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めて明示し、 全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価を実施しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

【根拠資料】

資料 10-1 寄附行為

- 資料 10-2 学長選考規程
- 資料 10-3 役職教員選考規程
- 資料 10-4 教員選考規程、業績等審査委員会規則
- 資料 10-5 教授会運営規則、学長裁定
- 資料 10-6 大学院学則、研究科学長裁定
- 資料 10-7 危機管理規程、消防計画、防火・防災管理規程、災害対策マニュアル
- 資料 10-8 情報セキュリティポリシー、重要情報漏洩等対応マニュアル
- 資料 10-9 公益通報に関する規程、個人情報保護規程、倫理審査委員会規則
- 資料 10-10 組織規程、事務分掌規程、管理運営方針
- 資料 10-11 事務連絡会規則
- 資料 10-12 課長会規則
- 資料 10-13 就業規程、組織規程
- 資料 10-14 人事考課規程、給与規程
- 資料 10-15 事務局管理職任期規則
- 資料 10-16 各種委員会構成表
- 資料 10-17 教職員研修計画
- 資料 10-18 資格取得支援規則
- 資料 10-19 監査日程
- 資料 10-20 監事監査規則
- 資料 10-21 監查報告会資料
- 資料 10-22 内部監查規則
- 資料 10-23 事務組織の改組に伴う規程等の改正
- 資料 10-24 年齡男女別事務職員数

(2) 現状分析 (財務)

【点検評価項目】

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

評価の視点1:具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたって

いるか。

評価の視点2:財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しよう

としているか。

本法人では、第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「財政基盤の安定化を図る」とし、次の項目を掲げている(資料 1-7)。

- ・本学園が永続的に維持・発展し、安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除 き、資金収支の均衡を図る。
- ・学園3大学及び設置する各施設の収支改善を図る。
- ・外部資金(補助金・寄付金等)の獲得及び資産運用による安定的な収入を確保する。 本学では、毎年度決算確定後に向こう10年間の財政シミュレーションを行い、中・長期 的な財政状況を把握し、大学運営にあたっている。

財務関係比率に関する指標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学 財政 大学・短期大学編」のうち、大学部門においては「財務比率表(系統別) - 大学部 門-」の「歯学部単一学部」の財務関係比率の各比率を、法人全体においては「事業活動 収支計算書(系統別) - 大学法人-」及び「貸借対照表(系統別) - 大学法人-」の「医 歯他複数学部」の数値をもとに算出した財務関係比率の各比率を指標としている。

本学の2023年度における事業活動収支計算書関係比率(大学部門)では、人件費比率72.7%(同系統大学部門平均66.2%)、教育研究経費比率37.7%(同平均31.3%)、経常収支差額比率△17.5%(同平均△6.3%)となっている(表10-1)。

また、本法人の2023年度における貸借対照表関係比率では、特定資産構成比率49.5%(同系統大学法人平均29.8%)、純資産構成比率85.0%(同平均81.3%)、総負債比率15.0%(同平均18.7%)、積立率112.5%(同平均62.0%)で良好な数値を示している(表10-1)。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に 策定していると判断できる。

表10-1 財務関係比率

(1)事業活動収支計算書関係比率(大学部門)

比 率	算式(×100)	評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 部門平均
人件費比率	人 件 費 経 常 収 入	•	74.9%	72.7%	74.4%	71.3%	72.7%	66.2%
教育研究経費比率	教育研究経費 経常収入	Δ	29.2%	28.1%	25.2%	31.8%	37.7%	31.3%
経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	Δ	△ 8.5%	△ 4.9%	△ 3.9%	△ 10.8%	△ 17.5%	△ 6.3%

(注)評価: △高い値が良い ▼低い値が良い ~どちらともいえない

(2)事業活動収支計算書関係比率(法人全体)

比 率	算式(×100)	評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 法人平均
人件費比率	人 件 費 経 常 収 入	•	62.4%	61.6%	57.5%	59.4%	62.4%	40.5%
教育研究経費比率	教 育 研 究 経 費 経 常 収 入	Δ	31.0%	49.0%	38.5%	43.3%	45.3%	48.9%
経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	Δ	0.9%	△ 17.2%	△ 2.8%	△ 11.8%	△ 15.7%	5.8%

(注)評価: △高い値が良い ▼低い値が良い ~どちらともいえない

(3)貸借対照表関係比率

比 率	算式(×100)			算式(×100)			算式(×100)			算式(×100)			算式(×100)			評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2022年度 同系統大学 法人平均
特定資産構成比率	特	定資	産	\wedge	65.0%	63.9%	62.4%	62.8%	49.5%	29.8%												
17. 人员 生 情 从 几 十	総	資	産		05.0%	03.5%	02.470	02.0%	43.0%	29.07												
純資産構成比率	純	資	産	>	87.0%	87.3%	85.0%	86.3%	85.0%	81.3%												
施 貝 座 俯 戍 Li 平	総負	債 + 純 賞	資産		01.0%					01.5%												
総負債比率	総	負	債		13.0%	12.7%	15.0%	13.7%	15.0%	18.7%												
	総	資	産	*	13.0%	12.770	15.0%	13.7%	13.0%	10.770												
積 立 率	運	用資	産	Δ	00.4%	102.2%	99.9%	94.7%	112.5%	62.0%												
	要	積 立	額		99.4%	102.2%	99.9%	94.7%	112.0%	02.0%												

(注)評価: △高い値が良い ▼低い値が良い ~どちらともいえない

【点検評価項目】

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

評価の視点1:教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保 しているか。

評価の視点2:授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入

の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保さ

れているかが明らかであるか。

収入面では、入学定員充足による安定した学生納付金の確保、補助金・寄付金等の外部 資金の積極的な導入など多様な財源の確保に努めている。一方、支出面では、人件費については、適正な人員配置、人事考課制度の活用及び人事計画に基づく予算措置を行い、その他の経常的な経費については、予算の効果的な執行、管理的な経費の縮減を図るととも に不要不急の支出は厳しく抑制している。

2023年度決算における大学部門の経常収入は、学生生徒等納付金22億9,900万円、経常費等補助金2億2,700万円など、合計28億900万円となった。一方、経常支出は、人件費20億4,200万円、教育研究経費10億5,900万円、管理経費1億9,200万円など、合計33億100万円となり、経常収支差額は4億9,200万円の支出超過となった(資料10-25)。

また、教育研究の充実を促進し振興を図るため、第3号基本金引当特定資産として福岡歯科大学奨学基金、同学術振興基金、同教育研究基金及び福岡学園田中健藏基金を設置しており、2023年度末の残高は奨学基金18億7,300万円、学術振興基金17億7,500万円、教育研究基金200億円、田中健藏基金3,400万円で総額236億8,200万円となっている。この他、第4号基本金引当特定資産に6億1,900万円、減価償却引当特定資産に71億1,000万円、退職給与引当特定資産に14億6,400万円、有価証券として83億2,900万円を積み立てており、安定的な財政基盤を確保している(資料10-26)。

外部資金の導入については、教育研究の活性化及び財政基盤の強化を図るため、教職協働体制で積極的な取り組みを行ってきた。2019年度から2023年度における科学研究費補助金及びその他の外部資金の受入れ状況は、7~12種目に亘り87~105件で、受入れ総額は1億9,000万円から2億2,000万円で推移している(表10-2)。

科学研究費補助金については、2023 年度の申請件数は 168 件、採択件数は 63 件、獲得額は 1億 2,600 万円となった(表 10-3)。科学研究費補助金の申請に関しては、専任教員は特別な理由がない限り、全員に対して申請を義務付けており、研究及び教育の補助的な役割を担う医員についても、学位取得者や希望者には応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。また、採択率向上、若手研究者の研究意欲の向上等を目的として、2018 年度から恒常的に研究助成金を獲得している教員による FD 及びブラッシュアップを実施するなど、全学的な外部資金獲得マインドの向上を図っている。

受託研究費(共同研究含む)については、教員個人の対外的な活動や業績に頼らざるを得ない状況であるが、2023年度は7件で4,100万円を受入れた。

寄付金については、「特定公益増進法人」、「税額控除対象法人」及び「受配者指定寄付金制度」を活用し、税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えており、教育及び研究活動振興に対する寄付金の増収を

図っている。2023年度は教員に対する企業等からの寄付が26件で2,200万円、外郭団体からの寄付が4件で6,200万円、個人からの寄付が20件で90万円を受入れた。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していると判断できる。

表 10-2 外部資金導入の推移

(金額単位:千円)

分類	年 度	20	19年度	202	20年度	202	21年度	202	22年度	2023年度		
万類	種目	件数	金額									
	基盤研究(S)	1	28,340	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基盤研究(A)	1	14,430	1	20,410	1	12,480	1	12,740	1	17,290	
科学	基盤研究(B)	3	16,900	4	17,940	2	10,530	2	11,830	4	21,580	
研	基盤研究(C)	38	51,805	37	54,730	39	52,585	40	46,605	37	49,530	
究費	挑戦的研究(萌芽)	3	7,410	1	1,300	0	0	0	0	0	0	
補助	若手研究	20	30,550	30	46,800	28	41,600	23	32,110	16	30,940	
金	研究活動スタート支援	7	10,010	7	9,750	7	10,010	3	4,420	5	7,020	
	新学術領域研究	1	3,770	1	3,770	0	0	0	0	0	0	
	小 計		163,215	81	154,700	77	127,205	69	107,705	63	126,360	
施整 設備	▼ 私立大学等研究設備整備費情 等補助金		0	0	0	1	8,103	0	0	0	0	
• 補 設助	私立学校施設整備費補助金	1	23,921	0	0	0	0	1	50,527	0	0	
備金			23,921	0	0	1	8,103	1	50,527	0	0	
大学改革推進等補助金		1	6,667	0	0	0	0	1	9,748	0	0	
受託研究費		2	9,666	3	33,708	4	71,388	2	32,730	7	41,469	
奨学寄付金		20	9,327	17	11,036	23	12,979	14	8,810	26	22,411	
合 計 ()内は施設・設備整備補助金を除く		212,796 (188,875)		199,444 (199,444)		219,675 (211,572)		209,520 (158,993)		190,240 (190,240)		
受入れ総件数			98	101		105		87		96		
	受入れ種目数		12		9		8	9		7		

⁽注)科学研究費補助金は間接経費を含む。

44		2019 ⁴			2020年			2021年度			2022年		2023年度			
種目	申請件数	採択 件数	獲得額	申請件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	申請件数	採択 件数	獲得額	申請 件数	採択 件数	獲得額	
基盤研究(S)	1	1	28,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基盤研究(A)	2	1	14,430	1	1	20,410	1	1	12,480	1	1	12,740	1	1	17,290	
基盤研究(B)	10	3	16,900	10	4	17,940	8	2	10,530	6	2	11,830	6	4	21,580	
基盤研究(C)	94	38	51,805	92	37	54,730	91	39	52,585	90	40	46,605	101	37	49,530	
挑戦的研究 (開拓)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	
挑戦的研究 (萌芽)	11	3	7,410	9	1	1,300	6	0	0	7	0	0	3	0	0	
若手研究	50	20	30,550	58	30	46,800	57	28	41,600	54	23	32,110	42	16	30,940	
研究活動 スタート支援	19	7	10,010	15	7	9,750	19	7	10,010	13	3	4,420	13	5	7,020	
新学術領域 研究	3	1	3,770	2	1	3,770	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
合計	190	74	163,215	187	81	154,700	183	77	127,205	173	69	107,705	168	63	126,360	
研究者総数	164			170			165			164			159			
申請率(%)	115.9			110.0			110.9			105.5			105.7			
採択率(%)	38.9			43.3			42.1			39.9			37.5			
研究者1人当 たりの獲得額	995				910)		771	[657	7	795			

(注1)申請率=申請件数/研究者総数 採択率=採択件数/申請件数

(注2)科学研究費補助金は間接経費を含む。

(2) 分析を踏まえた長所と問題点

本学の 2023 年度決算における経常収支のうち、教育活動収支は 4 億 8,600 万円の支出超過となり、前年度比で支出超過額が 1 億 8,200 万円増加した。前年度比で支出超過額が増加した要因は、新キャンパス整備計画に伴う体育館解体撤去費 1 億 7,600 円を支出したことによるものである。支出超過額となっている主な要因は、2021 年度から 2023 年度に大幅な入学定員割れとなり、学生生徒等納付金が減収となったこと、また、2022 年 7 月に竣工した 50 周年記念講堂建設に係る減価償却額の増によるものである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同学術振興基金、同教育研究基金等の第 3 号基本金引当特定資産運用収入は、2023 年度は 2 億 9,700 万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政基盤の確保の両立を維持している。

財政基盤を確保するためには、入学定員充足による安定的な学生生徒等納付金の確保が必要であるが、2023年度入試では出願者 174名(前年度比 34名増)、入学者 70名(前年度比 3名増)で前年度比増となったが、入学定員 96名を確保することが出来なかった。

今後、大幅な定員割れが続けば、教育研究活動の遂行と財政基盤の確保を維持していく ことが困難となるため、収支改善に向けた取組みが必要となる。

(3) 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の経常収支差額は 2018 年度決算まで収入超過で推移していたが、2019 年度決算以降は支出超過となっている。2019 年度から入学定員未充足が続いており、2021 年度の入学者は 71 名、2022 年度の入学者は 67 名、2023 年度の入学者は 70 名で大幅な定員割れとなっており、学生生徒等納付金の減収が主な要因となっている。

入学定員の確保については、受験者増加に向けて教育内容や大学の特色等の情報発信を 行う等の広報活動、入学者選抜における特待生制度の拡充等の取組みを行っており、2024 年度の入学者は98名で入学定員を確保した。

財政基盤の安定化のためには経常収支差額をプラスにする必要があるが、現在、本法人では新キャンパス整備計画中であるため、第四次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定した財政基盤を確立するため、借入返済金を除き、資金収支の均衡を図る。」としている。

今後、本学が入学定員 96 名を確保できれば、令和 6 年度以降の 10 年間の財政シミュレーションにおいては資金収支の均衡が可能となるが、収支改善に向けた様々な取組みが必要となる。

【根拠資料】

資料 10-25 令和 5 年度決算書

資料 10-26 令和 5年度決算書(第3号基本金の組入れに係る計画集計表)